

昭和四十五年法律第三百三十六号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第三条）	第二章 船舶からの油の排出の規制（第四条—第六十九条）
第二章の二 船舶からの有害液体物質等の排出の規制等	第三章 船舶からの有害液体物質等の排出の規制（第六十一条—第六十九条）
第一節 船舶からの有害液体物質等の排出の規制（第六十二条—第六十九条）	第二節 登録確認機関（第六十条—第六十九条）
第三章 船舶からの廃棄物の排出の規制（第六十一条—第六十九条）	第三章の二 船舶からの有害水バラストの排出の規制等
第四章 海洋施設及び航空機からの油、有害液体物質及び廃棄物の排出の規制（第六十一条—第六十九条）	第五章 船舶からの有害液体物質等及び廃棄物の排出の規制（第六十一条—第六十九条）
第五章の二 油、有害液体物質等及び廃棄物の排出の規制（第六十一条—第六十九条）	第六章 海洋の汚染及び海上災害の防止措置（第六十一条—第六十九条）
第六章の二 指定海上防災機関（第六十一条—第六十九条）	第七章 雜則（第六十一条—第六十九条）
第六章の二十三 第四十三条（第六十一条—第六十九条）	第七章 雜則（第六十一条—第六十九条）

第八章 罰則（第五十四条の二—第六十四条）

第九章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等（第六十五条—第六十九条）

附則

第一章 総則

(目的) この法律は、船舶、海洋施設及び航空機から海洋に油、有害液体物質等及び廃棄物を排出すること、船舶から海面に油、有害液体物質等及び廃棄物を廃棄すること、船舶から大気中に排出ガスを放出すること並びに船舶及び海洋施設において油、有害液体物質等及び廃棄物を焼却することを規制し、廃油の適正な処理を確保するとともに、排出された油、有害液体物質等、廃棄物その他の物の防除並びに海上火災の発生及び拡大並びに海上火災等に伴う船舶交通の危険の防止のための措置を講ずることにより、海洋汚染等及び海上災害を防止し、あわせて海洋汚染等及び海上災害の防止に関する国際約束の確実な実施を確保し、もつて海洋環境の保全等並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。

二 油 原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の國土交通省令で定める油及びこれららの油を含む油性混合物（國土交通省令で定めるものを除く。以下単に「油性混合物」という。）をいう。

三 有害液体物質 油以外の液体物質（液化石油ガスその他の常温において液体でない物質）であるが、その他の物質であつて、船舶によれば積みの液体貨物として輸送されるもの及びこれを含む水バラスト、貨物船の洗浄水その他船内において生じた不要な液体物質（海洋汚染等及び海上災害の防止）

四 有害液体物質 油及び有害液体物質以外の液体物質のうち、海洋環境の保全の見地から有害でない物質（その混合物を含む。）とおいて管理されるものをいう。

五 未査定液体物質 油及び有害液体物質以外の液体物質のうち、海洋環境の保全の見地から有害でない物質（その混合物を含む。）として政令で定める物質であつて船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるもの及びこれを含む水バラスト、貨物船の洗浄水その他船内において生じた不要な液体物質（海洋において投入処分をし、又は処分のため燃焼させる目的で船舶に積載される液体物質その他の環境省令で定める液体物質を除く。）をいう。

六 廃棄物 人が不要とした物（油、有害液体物質等及び有害水バラストを除く。）をいう。

七 排出 物を海域の大気中に排出し、又は流出させることをいう。

八 燃却 海域において、物を処分するため燃焼させることをいう。

九 タンカー その貨物船の大部分がばら積みの液体貨物の輸送のため構造を有する船舶及びその貨物船の一部分がばら積みの液体貨物の輸送のため構造を有する船舶であつて当該貨物船の一部の容量が國土交通省令で定める容量以上であるもの（これらの貨物船が専らばら積みの油以外の貨物の輸送の用に供されるものを除く。）をいう。

十 海洋施設 海域に設けられる工作物（固定施設により当該工作物と陸地との間を人が往来できるもの及び専ら陸地から油、有害液体物質又は廃棄物の排出又は海底下廃棄をするため陸地に接続して設けられるものを除く。）で政令で定めるものをいう。

十一 航空機 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機をいう。

十二 ビルジ 船底にたまつた油性混合物をいう。

十三 廃油 船舶内において生じた不要な油をいう。

十四 廉油処理施設 廉油の処理（廉油が生じた船舶内での処理を除く。以下同じ。）の用に供する設備（以下「廉油処理設備」といいう。）の総体をいう。

十五 廉油 出処理事業 一般の需要に応じ、廉油から放出される排出ガスによる大気の汚染地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。第十八条及び第五十一条の五において同じ。）及びオゾン層の破壊をいう。

十六 危険物 原油、液化石油ガスその他の政令で定める引火性の物質をいう。

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 船舶 海域（港則法（昭和二十三年法律第二百七十四号）に基づく港の区域を含む。以下同じ。）において航行の用に供する船舟類をいう。

二 油 原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の貨物から揮発することにより発生する有機化合物をいう。以下同じ。）その他の大気を汚すものとして政令で定めるもの、二酸化炭素及びオゾン層破壊物質をいう。

三 有害液体物質 油以外の液体物質（液化石油ガスその他の常温において液体でない物質）であるが、その他の物質であつて、船舶によれば積みの液体貨物として輸送されるもの及びこれを含む水バラスト、貨物船の洗浄水その他船内において生じた不要な液体物質（海洋汚染等及び海上災害の防止）

四 有害液体物質 油及び有害液体物質以外の液体物質のうち、海洋環境の保全の見地から有害でない物質（その混合物を含む。）とおいて管理されるものをいう。

五 未査定液体物質 油及び有害液体物質以外の液体物質のうち、海洋環境の保全の見地から有害でない物質（その混合物を含む。）として政令で定める物質であつて船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるもの及びこれを含む水バラスト、貨物船の洗浄水その他船内において生じた不要な液体物質（海洋において投入処分をし、又は処分のため燃焼させる目的で船舶に積載される液体物質その他の環境省令で定める液体物質を除く。）をいう。

六 廃棄物 人が不要とした物（油、有害液体物質等及び有害水バラストを除く。）をいう。

七 排出 物を海域の大気中に排出し、又は流出させることをいう。

八 燃却 海域において、物を処分するため燃焼させることをいう。

九 タンカー その貨物船の大部分がばら積みの液体貨物の輸送のため構造を有する船舶及びその貨物船の一部分の容量が國土交通省令で定める容量以上であるもの（これらの貨物船が専らばら積みの油以外の貨物の輸送の用に供されるものを除く。）をいう。

十 海洋施設 海域に設けられる工作物（固定施設により当該工作物と陸地との間を人が往来できるもの及び専ら陸地から油、有害液体物質又は廃棄物の排出又は海底下廃棄をするため陸地に接続して設けられるものを除く。）で政令で定めるものをいう。

十一 航空機 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機をいう。

十二 ビルジ 船底にたまつた油性混合物をいう。

十三 廉油 船舶内において生じた不要な油をいう。

十四 廉油処理施設 廉油の処理（廉油が生じた船舶内での処理を除く。以下同じ。）の用に供する設備（以下「廉油処理設備」といいう。）の総体をいう。

十五 廉油 出処理事業 一般の需要に応じ、廉油から放出される排出ガスによる大気の汚染地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。第十八条及び第五十一条の五において同じ。）及びオゾン層の破壊をいう。

十六 危険物 原油、液化石油ガスその他の政令で定める引火性の物質をいう。

二 油 原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の貨物から揮発することにより発生する有機化合物をいう。以下同じ。）その他の大気を汚すものとして政令で定めるもの、二酸化炭素及びオゾン層破壊物質をいう。

三 有害液体物質 油以外の液体物質（液化石油ガスその他の常温において液体でない物質）であるが、その他の物質であつて、船舶によれば積みの液体貨物として輸送されるもの及びこれを含む水バラスト、貨物船の洗浄水その他船内において生じた不要な液体物質（海洋汚染等及び海上災害の防止）

業手引書」という。)に従つて行わなければならぬ。

4 第一項の船舶所有者は、当該タンカーの乗組員のうちから、船長を補佐して船舶間貨物油積替えに関する業務の管理を行わせるため、船舶間貨物油積替作業管理者を選任しなければならない。

5 前項の船舶間貨物油積替作業管理者は、船舶間貨物油積替作業手引書に定められた事項を當該タンカーの乗組員及び乗組員以外の者で当該タンカーに係る業務を行う者のうち船舶間貨物油積替えに関する作業を行うものに周知させなければならない。

6 第四項の船舶間貨物油積替作業管理者は、船舶間貨物油積替えが行われたときは、その都度、積み替えられた貨物油の種類及び量その他の国土交通省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

7 第一項のタンカーの船長は、前項の記録をその作成の日から三年間当該タンカー内に保存しなければならない。

8 第一項及び第三項から前項までの規定は、次の各号のいずれかに該当する船舶間貨物油積替えについては、適用しない。

一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための船舶間貨物油積替え

二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により貨物油が排出された場合において引き続く貨物油の排出を防止するための船舶間貨物油積替え

(船舶間貨物油積替えの通報等)

第八条の三 日本国の内水、領海又は排他的經濟水域(以下「日本国領海等」という。)において船舶間貨物油積替えを行う前条第一項のタンカーの船長は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該タンカーの名称、当該船舶間貨物油積替えを行う時期及び海域並びに積み替える貨物油の種類及び量その他の国土交通省令で定める事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。通報した事項の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも同様とする。

2 前項の規定により船長がしなければならない通報は、当該タンカーの船舶所有者又は船長若しくは船舶所有者の代理人もすることができます。海上保安庁長官は、第一項の規定により通報された事項、当該船舶間貨物油積替えを行おうる。3 海上保安庁長官は、第一項の規定により通報された事項、当該船舶間貨物油積替えを行おうる。

とする海域における気象、海象及び船舶交通の状況その他の事情から合理的に判断して、当該船舶間貨物油積替えに起因する

タングルからの船舶間貨物油積替えに起因する油の排出のおそれがあると認めるときは、当該タンカーの船長に対し、当該油の排出の防止のため必要な限度において、当該船舶間貨物油積替えを行う時期又は海域の変更その他の当該タングルに係る業務を行わせるために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

4 第一項及び前項の規定は、前条第八項各号のいずれかに該当する船舶間貨物油積替えについては、適用しない。

5 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、第三項の規定による命令については、適用しない。

6 第五条第一項、第五条の三第一項及び第二項並びに第六条から第八条までの規定は、タンカー以外の船舶で総トン数百トン未満のものについては、適用しない。

7 第五条第三項の規定及び第五条の二(分離バラストタンクに係る部分に限る。)の規定は、その貨物船の一部分がばら積みの液体貨物の輸送のための構造を有する船舶であつて第三条第九号に規定するものについては、適用しない。

8 第六条及び第七条の規定は、日本船舶(船舶法(明治三十一年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶をいう。以下同じ。)以外の船舶(以下「外国船舶」という。)については、適用しない。

9 第二章の二 船舶からの有害液体物質等の排出の規制等

第一節 船舶からの有害液体物質等の排出の規制

第九条の二 何人も、海域において、船舶から有害液体物質を排出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する有害液体物質の排出については、この限りでない。

一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための有害液体物質の排出

二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により有害液体物質が排出された場合において引き続く有害液体物質の排出を防止するための可能な一切の措置をとったときの当該有害液体物質の排出

3 前項本文の規定は、国土交通省令で定める有能な一切の措置をとったときの当該有害液体物質の輸送の用に供されていいた貨物船

(水バラストの排出のための設備を含む。)であつて国土交通省令で定める浄化方法により洗浄されたものの水バラストの排出については、適用しない。

4 第一項本文の規定は、船舶からの有害液体物質の排出(前項の規定による水バラストの排出を除く。)であつて、事前処理の方法、排出海域及び排出方法に關し政令で定める基準に適合するものについては、適用しない。

5 第一項本文の規定により有害液体物質を排出する場合において、その有害液体物質がその排出によって、適用しない。

6 第一項本文の規定により有害液体物質を排出する場合において、その有害液体物質がその排出によって、適用しない。

7 第一項本文の規定により有害液体物質を排出する場合において、その有害液体物質がその排出によって、適用しない。

8 第一項本文の規定により有害液体物質を排出する場合において、その有害液体物質がその排出によって、適用しない。

9 第一項本文の規定により有害液体物質を排出する場合において、その有害液体物質がその排出によって、適用しない。

10 第二章の三 船舶所有者は、有害液体物質を輸送する國土交通省令で定める船舶ごとに、國土交通省令で定めるところにより、有害液体物質の不適正な排出の防止に関する業務の管理に関する事項及び有害液体物質の取扱いに関する作業を行う者

11 第二章の三 船舶所有者は、第七条第一項の国土交通省令で定める船舶であり、かつ、前項の国土交通省令で定める船舶であるものについて、油濁防止規程を定め、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならぬ。

12 第二章の三 船舶所有者は、第七条第一項の国土交通省令で定める船舶であるものについて、油濁防止規程及び同項の有害液体汚染防止規程の作成及び備置き又は掲示に代えて、国土交通省令で定めるところにより、同条第一項及び前項に規定する事項について、海洋汚染防止規程を定め、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならぬ。

13 第二章の三 船舶所有者は、有害液体物質を輸送する國土交通省令で定める船舶に、有害液体物質の船舶内における貯蔵又は処理のための設備の設置等

14 第二章の三 船舶所有者は、有害液体物質を輸送する國土交通省令で定める船舶に、有害液体物質の排出防止ための設備(次項において「有害液体物質排出防止設備」とする。)

15 第二章の三 船舶所有者は、有害液体物質を輸送する國土交通省令で定める船舶に、有害液体物質の規程(前項に規定する事項に係る部分に限る。)とする。

16 第二章の三 船舶所有者は、有害液体物質を輸送する國土交通省令で定める船舶に、有害液体物質の規程(前項の規定において、第七条第二項中「前項の油濁防止規程(以下「油濁防止規程」という。)」とあるのは、「第九条の四第三項の海洋汚染防止規程(同条第三項の海洋汚染防止規程が定められた場合には、海洋汚染防止規程(同条第二項に規定する事項に係る部分に限る。)」と読み替えるものとする。)

当となつたと認めるときは、その確認業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
3 確認業務規程には、確認業務の実施方法、確認業務に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

(確認員)

第九条の十二 登録確認機関は、確認員を選任したときは、その日から十五日以内に、海上保安庁長官にその旨を届け出なければならない。こ

れを変更したときも、同様とする。

2 海上保安庁長官は、確認員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは处分若しくは確認業務規程に違反する行為をしたとき、又は確認業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、登録確認機関に対し、確認員の解任を命ずることができる。

3 前項の規定による命令により確認員の職を解任され、解任の日から起算して二年を経過しない者は、確認員となることができない。

(役員及び職員の公務員たる性質)
(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第九条の十三 登録確認機関の役員及び職員で確認業務に従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第九条の十四 登録確認機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は收支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十条において「財務諸表等」という。)を作成し、海上保安庁長官に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。

人は、登録確認機関の業務時間内は、いつでも次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録確認機関の定めた費用を支払わなければならない。

2 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は贈写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は贈写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(業務の休廃止)

第九条の十五 登録確認機関は、海上保安庁長官の許可を受けなければ、確認業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(適合命令)

第九条の十六 海上保安庁長官は、登録確認機関が第九条の七第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録確認機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第九条の十七 海上保安庁長官は、登録確認機関が第九条の九の規定に違反していると認めるときは、その登録確認機関に対し、同条の規定による確認業務を行うべきこと又は確認業務の方法その他の業務の方法の改善に関する必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第九条の十八 海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、登録確認機関に対し、確認業務若しくは経理の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、登録確認機関の事務所その他の事業場に立ち入り、確認業務の実施状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(登録の取消し等)

第九条の十九 海上保安庁長官は、登録確認機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて確認業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ

る。

一 第九条の七第三項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第九条の七第三項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第九条の十一第一項の規定による認可を受けたとき。

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求

五 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求

六 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求

七 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求

八 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求

九 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求

十 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求

十一 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求

十二 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求

二 第九条の十、第九条の十二第一項、第九条の十四第一項、第九条の十五又は次条の規定に違反したとき。

三 第九条の十一第一項の規定による認可を受けたとき。

四 第九条の十一第一項、第九条の十二第二項、第九条の十六又は第九条の十七の規定による命令に違反したとき。

五 正当な理由がないのに第九条の十四第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

六 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第九条の二十 登録確認機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、確認業務に關し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(公示)

第九条の二十一 海上保安庁長官は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第九条の十の規定による届出があつたとき。

三 第九条の十五の規定による許可をしたとき。

四 第九条の十九の規定により登録を取り消し、又は確認業務の停止を命じたとき。

五 第九条の二十二 登録確認機関が行う確認業務に係る处分又はその不作為については、海上保安庁長官に対し審査請求することができます。この場合において、海上保安庁長官は、行政不服審查法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、登録確認機関の上級行政

二 当該船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるふん尿若しくは汚水又はこれに類する廃棄物(以下「ふん尿等」といいう。)の排出(総トン数又は搭載人員の規模が政令で定める総トン数又は搭載人員以上の船員からの政令で定めるふん尿等の排出については、排出海域及び排出方法に関する政令で定める基準に従つてする排出に限る。)

三 船舶から出る総量又は搭載人員の規模が政令で定める基準に従つてするもの

四 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の免許若しくは同法第四十二条第一項の承認を受けて埋立てをする場所又は廃棄物の処理場所として設けられる場所に政令で定める排出方法に関する基準に従つてする排出

五 次に掲げる廃棄物の排出であつて、第十一条の六第一項の許可を受けてするもの

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第六条の二

四 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の承認を受けて埋立てをする場所又は廃棄物の処理場所として設けられる場所に政令で定める排出方法に関する基準に従つてする排出

六 次に掲げる廃棄物の排出であつて、第十一条の六第一項の許可を受けてするもの

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第六条の二

四 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の承認を受けて埋立てをする場所又は廃棄物の処理場所として設けられる場所に政令で定める排出方法に関する基準に従つてする排出

七 千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の締約国たる外国(以下単

葉物の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときの当該廃棄物の排出前項本文の規定は、船舶からの次の各号のいずれかに該当する廃棄物の排出については、適用しない。

一 当該船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるふん尿若しくは汚水又はこれに類する廃棄物(以下「ふん尿等」といいう。)の排出(総トン数又は搭載人員の規模が政令で定める総トン数又は搭載人員以上の船員からの政令で定めるふん尿等の排出については、排出海域及び排出方法に関する政令で定める基準に従つてする排出に限る。)

二 当該船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物の排出(政令で定める廃棄物の排出に限る。)であつて、排出海域及び排出方法に関する政令で定める基準に従つてするもの

三 輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物のうち政令で定めるものの排出であつて、排出海域及び排出方法に従つてするもの

四 政令で定める廃棄物の排出場所として設けられる場所に政令で定める排出方法に関する基準に従つてする排出

五 次に掲げる廃棄物の排出であつて、排出海域及び排出方法に関する基準に従つてするもの

六 次に掲げる廃棄物の排出であつて、第十一条の六第一項の許可を受けてするもの

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第六条の二

四 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の承認を受けて埋立てをする場所又は廃棄物の処理場所として設けられる場所に政令で定める排出方法に関する基準に従つてする排出

七 千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の締約国たる外国(以下単

に「締約国」という。)において積み込まれた廃棄物の当該締約国の法令に従つてする排出(政令で定める本邦の周辺の海域(以下「本邦周辺海域」という。)においてするもの(除く。))

八 外国の内水又は領海における埋立てのための廃棄物の排出(環境大臣は、前項第六号の基準を定めたときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に通知するものとする。(ふん尿等による海洋の汚染の防止のための設備))

第十条の二 船舶所有者は、前条第二項第一号の政令で定める総トン数又は搭載人員以上の船舶(一国の港と他の国の港との間の航海(以下「国際航海」という。)に従事させるものに限る。)に、ふん尿等排出防止設備(船舶内で生ずるふん尿等の船舶内における貯蔵又は処理のための設備をいう。以下同じ。)を設置しなければならない。

第十条の三 船舶所有者は、国土交通省令で定められた技術上の基準は、国土交通省令で定める。

(船舶発生廃棄物汚染防止規程)

2 前項の規定によるふん尿等排出防止設備の設置に関する技術上の基準は、国土交通省令で定める。

第十条の三 船舶所有者は、国土交通省令で定める船団ごとに、国土交通省令で定めるところにより、船舶発生廃棄物(当該船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物その他の政令で定める廃棄物をいう。以下同じ。)の取扱いに関する作業を行なう者が遵守すべき事項その他船舶発生廃棄物の不適正な排出の防止に関する事項その他の者によるふん尿等の船舶内における貯蔵又は処理のための設備をいう。以下同じ。)を設置しなければならない。

2 船長は、前項の船舶発生廃棄物汚染防止規程に定められた事項を、当該船舶の乗組員及び乗組員以外の者で当該船舶に係る業務を行う者のうち船舶発生廃棄物の取扱いに関する作業を行うものに周知させなければならない。

(船舶発生廃棄物記録簿)

第十条の四 国際航海に従事する船舶のうち国土交通省令で定めるものの船長は、船舶発生廃棄物記録簿を船舶内に備え付けなければならない。

2 前項に規定する船舶の船長は、当該船舶における船舶発生廃棄物の排出その他船舶発生廃棄物(船舶発生廃棄物記録簿)

物の取扱いに関する作業で国土交通省令で定められたものが行われたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、船舶発生廃棄物記録簿への記載を行わなければならない。

3 船長は、船舶発生廃棄物記録簿をその最後の記載をした日から二年間船舶内に保存しなければならない。

4 前項に定めるものほか、船舶発生廃棄物記録簿の様式その他船舶発生廃棄物記録簿に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。(船舶発生廃棄物の排出に関する事項等の掲示)

第十条の五 国土交通省令で定める船舶の船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、当該船舶内にある船員その他の者が船舶発生廃棄物の排出に関する遵守すべき事項その他の船舶発生廃棄物の不適正な排出の防止に関する事項を当該船舶内において当該船舶内にある船員その他の者に見やすいように掲示しなければならない。

(船舶からの廃棄物海洋投入処分の許可)

第十条の六 船舶から第十条第二項第五号イ又はロに掲げる廃棄物の海洋における投入処分(以下「海洋投入処分」という。)をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならぬ。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 船舶から第十条第二項第五号イ又はロに掲げる廃棄物の海洋における投入処分(以下「海洋投入処分」という。)をしようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

3 計画

四 当該廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画

3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該廃棄物の海洋投入処分をすることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書類その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。

4 環境大臣は、第一項の許可の申請があつた場合は、環境省令で定めるところにより、当該許可に係る同条第二項第四号の監視に関する計画(この計画について次条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に従い、廃棄物の排出(排出海域の監視)

第十条の九 第十条の六第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。

2 環境大臣は、第十条の六第一項の許可を受けた者(船舶からの廃棄物排出の確認)

四 第十条の六第一項の許可を受けた者が、偽りその他の不正の行為により同項の許可又は前条第一項の許可を受けたとき。

3 第十条の六第一項の許可を受けた者が、第十条の七第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

三 第十条の六第一項の許可を受けた者が、第十条の六第一項の許可を受けた者(船舶からの廃棄物排出の確認)

四 第十条の六第一項の許可を受けた者(船舶からの廃棄物排出の確認)

2 環境省令で定めるところにより、当該許可に係る同条第二項第四号の監視に関する計画(この計画について次条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に従い、廃棄物の排出(排出海域の監視)

第十条の十 第十条の六第一項の許可を受けた者は、当該廃棄物又は同項第六号に規定する廃棄物を排出しようとする者は、当該廃棄物の船舶への積込み前(当該廃棄物が当該船舶内において生じたものであるときは、その排出前)に、その排出に関する計画がそれぞれ第十二条第一項の許可に係る同条第二項第三号の実施計画(この計画について第十条の十第一項の許可を受けたときは、変更後のもの。次項に

物の取扱いに関する作業で国土交通省令で定められたものが行われたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、船舶発生廃棄物記録簿への記載を行わなければならない。

(変更の許可等)

第十条の十一 第十条の六第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る同条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の許可を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定める事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

3 第十条の六第三項から第七項まで、第十条の七及び第十条の八の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第十条の六第一項の許可を受けた者は、同条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

5 前項の許可を受けようとする者は、第十条の六第一項の許可を受けようとする者は、環境省令で定める事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

6 環境大臣は、第一項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

7 環境大臣は、第一項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に通知するものとする。

(許可の欠格条項)

第十条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二 第十条の十一の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

三 法人で、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 第十条の六第一項の許可に係る廃棄物の申請が次の各号のいずれにも適合している

と認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 排出海域及び排出方法が、環境省令で定める基準に適合するものであり、かつ、当該排污の海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがないものであること。

二 海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないものであること。

三 第十条の六第一項の許可を受けた者が、第一項の許可を受けた者(船舶からの廃棄物の海洋投入処分が、当該許可に係る同条第二項第三号の実施計画(この計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき。

二 第十条の六第一項の許可を受けた者が、この法律又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

三 第十条の六第一項の許可を受けた者が、第一項の許可を受けた者(船舶からの廃棄物の海洋投入処分が、当該許可に係る同条第二項第三号の実施計画(この計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に従い、廃棄物の排出(排出海域の監視)

第十条の八 第十条の六第一項の許可を受けた者は、当該廃棄物又は同項第六号に規定する廃棄物を排出しようとする者は、当該廃棄物の船舶への積込み前(当該廃棄物が当該船舶内において生じたものであるときは、その排出前)に、その排出に関する計画がそれぞれ第十二条第一項の許可に係る同条第二項第三号の実施計画(この計画について第十条の十第一項の許可を受けたときは、変更後のもの。次項に

おいて同じ。) 又は第十条第一項第六号の環境大臣が定める基準に適合するものであることにについて、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。

2 海上保安庁長官は前項の申請書を受理した場合において、その排出に関する計画がそれぞれ第十条の六第一項の許可に係る同条第二項第三号の実施計画又は第十条第二項第六号の環境大臣が定める基準に適合するものであることを確認したときは、申請者に排出確認済証を交付しなければならない。

3 排出確認済証の交付を受けた者は、当該廃棄物の排出に従事する船舶内に、排出確認済証を備え置かなければならぬ。

4 前三项に定めるもののほか、確認の申請書の様式、排出確認済証の様式その他確認に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(廃棄物排出船の登録)

第十二条 船舶所有者は、船舶を第十一条第二項第四号又は第五号の規定によつてする廃棄物の排出に常用しようとするときは、当該船舶について海上保安庁長官の登録を受けなければならぬ。

一 当該船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人につてはその代表者の氏名及び住所

二 当該船舶の船舶番号、船名、船質、総トン数及び航行区域

三 廃棄物の主な積込地

四 廃棄物の種類

五 当該船舶の廃棄物の積込み及び排出のための設備その他の国土交通省令で定める船舶の概要

六 その他国土交通省令で定める事項

2 海上保安庁長官は、前項の申請書を受理したときは、当該船舶の設備及び構造が廃棄物の適正な排出を確保するための国土交通省令で定める技術上の基準に適合しないときを除き、登録をしなければならない。

第十三条 海上保安庁長官は、第十一条の登録をしたときは、登録番号を指定して申請者に通知するとともに、登録済証を交付しなければならない。

2 登録を受けた船舶の船舶所有者は、当該船舶内に登録済証を備え置き、かつ、指定された登

録番号を国土交通省令で定める方法により船体の外側に見やすいように表示しなければならない。

第十四条 第十一条の登録を受けた船舶について、その排出に関する計画がそれぞれ第十条の六第一項の許可に係る同条第二項第三号の実施計画又は第十条第二項第六号の環境大臣が定める基準に適合するものであることを確認したときは、申請者に排出確認済証を交付しなければならない。

3 排出確認済証の交付を受けた者は、当該廃棄物の排出に常用しなくなつたときは、当該船舶の船舶所有者は、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。

第十五条 海上保安庁長官は、第十一条の登録を受けた船舶が第十一条第二項の国土交通省令で定める技術上の基準に適合しなくなつたと認めるとときは、当該船舶の登録を取り消すことができる。

(廃棄物処理記録簿)

第十六条 第十一条の登録を受けた船舶の船長(引かれ船等にあつては、船舶所有者。次項及び第三項において同じ。)は、廃棄物処理記録簿を船舶内(引かれ船等にあつては、当該船舶を管理する船舶所有者の事務所。第三項において同じ。)に備え付けなければならない。

2 船長は、当該船舶における廃棄物の排出その他廃棄物の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものが行なわれたときは、そのつど、国土交通省令で定めることにより、廃棄物処理記録簿への記載を行なわなければならない。

3 船長は、廃棄物処理記録簿をその最後の記載をした日から二年間船舶内に保存しなければならない。

4 前三项に定めるもののほか、廃棄物処理記録簿の様式その他廃棄物処理記録簿に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第三章の二 船舶からの有害水バラストの排出の規制等

第一節 船舶からの有害水バラストの排出の規制

(船舶からの有害水バラストの排出の禁止)

第十七条 何人も、海域において、船舶から有害水バラストを排出してはならない。ただし、次の各号のいづれかに該当する有害水バラストの排出についてはこの限りでない。

一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための有害水バラストの排出

二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により有害水バラストが排出された場合において引

き続く有害水バラストの排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときの当該有害水バラストの排出

2 前項本文の規定は、船舶からの次の各号のいづれかに該当する有害水バラストの排出については、適用しない。

一 日本国領海等又は公海のみを航行する船舶からの有害水バラストの排出

二 排出海域その他の事項が海洋環境の保全の見地から有害となるおそれがないものとして政令で定める基準に適合する有害水バラストの排出

3 船舶所有者は、前項第二号に掲げる場合において、第十七条の八第一項の有害水バラスト処理設備證明書の交付を受けたときは、当該船舶に設置された有害水バラスト処理設備を第一項の国土交通省令で定めた有害水バラスト処理設備について前項第一号の確認に相当する確認を受けなければならない。

4 前号に掲げる場合のほか、当該有害水バラスト処理設備が前項の国土交通省令で定めるものに該当する場合

2 前号に掲げる場合のほか、当該有害水バラスト処理設備が前項の国土交通省令で定める船所有者は、前項第二号に掲げる場合において、第十七条の八第一項の有害水バラスト処理設備證明書の交付を受けたときは、当該船舶に設置された有害水バラスト処理設備について前項第一号の確認に相当する確認を受けなければならない。

3 船舶所有者は、前項第二号に掲げる場合において、第十七条の八第一項の有害水バラスト処理設備證明書の交付を受けたときは、当該船舶に設置された有害水バラスト処理設備を第一項の国土交通省令で定めた有害水バラスト処理設備について前項第一号の確認に相当する確認を受けなければならない。

4 国土交通大臣は、有害水バラスト処理設備のうち、薬剤の使用その他環境省令で定める方法により有害水バラストの処理を行なうものについて第二項第一号の確認(前項に規定する同号の確認に相当する確認を含む)をしようとするときは、当該有害水バラスト処理設備が使用されることはにより排出される物質が水域環境の確認に相当する確認を受けなければならない。

5 第一項の規定による有害水バラストの処理設備に関する技術上の基準は、国土交通省令の設置に関する技術上の基準は、国土交通省令で定める。

第十七条の二 船舶所有者は、国土交通省令で定める船舶ごとに、当該船舶に乗り組む船舶職員のうちから、船長を補佐して船舶から有害水バラストの不適正な排出の防止に関する業務の設備」という。)を設置しなければならない。

2 前項の国土交通省令で定める船舶に設置された管理者を選任しなければならない。

3 船舶所有者は、前項の国土交通省令で定める船舶ごとに、国土交通省令で定める船舶に設置された管理者を選任しなければならない。

4 有害水バラスト処理設備は、第十七条の八第一項の有害水バラスト処理設備證明書の交付を受けたものでなければならない。ただし、次の

する業務の管理に関する事項及び有害水バラストの取扱いに関する作業を行う者が遵守すべき事項その他有害水バラストの不適正な排出の防止に関する事項について、有害水バラスト汚染防止措置手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならぬ。

3 第六条第二項及び第七条第二項の規定は、有害水バラスト汚染防止管理者について準用する。この場合において、同項中「前項の油濁防護規程（以下「油濁防止規程」という。）」とあるのは、「第十七条の三第二項の有害水バラスト汚染防止措置手引書」と読み替えるものとする。

4 第七条の二第二項の規定は、第二項の有害水バラスト汚染防止措置手引書（以下「有害水バラスト汚染防止措置手引書」という。）について準用する。（水バラスト記録簿）

第十七条の四 国土交通省令で定める船舶の船長（引かれ船等にあつては、船舶所有者。第三項において同じ。）は、水バラスト記録簿を船舶内に備え付けなければならない。ただし、引かれ船等にあつては、当該船舶を引き、又は押して航行する船舶（同項において「引き船等」という。）内に備え付けることができる。

2 有害水バラスト汚染防止管理者は、当該船舶における有害水バラストの排出その他水バラストの取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものが行わたったときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、水バラスト記録簿をした日から二年間船舶内に保存しなければならない。ただし、引かれ船等にあつては、引き船等内に保存することができる。

3 船長は、水バラスト記録簿をその最後の記載をした日から三年間当該船舶所有者の事務所に保存しなければならない。

5 前各項に定めるものほか、水バラスト記録簿の様式その他水バラスト記録簿に関必要な事項は、国土交通省令で定める。（適用除外）

第十七条の五 前三条の規定は、日本国領海等又は公海のみを航行する船舶については、適用しない。

2 第十七条の二第二項から第四項まで及び第十一条の三第三項（第六条第二項の規定の準用に係る部分に限る。）の規定は、外国船舶については、適用しない。

（湖、沼又は河川に関する準用）

第十七条の六 第十七条の規定は湖、沼又は河川の区域（港則法に基づく港の区域を除く。以下「湖沼等」という。）において航行の用に供する船舶類から有害水バラストを湖沼等に流し、又は落とす場合について、第十七条の二から前条までの規定は湖沼等において航行の用に供する船舶類について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二節 有害水バラスト処理設備の型式

（有害水バラスト処理設備の型式指定）

第十七条の七 国土交通大臣は、有害水バラスト処理設備の製造を業とする者その他国土交通省令で定める者（以下「有害水バラスト処理設備製造者等」という。）の申請により、有害水バラスト処理設備をその型式について指定する。

2 前項の規定による指定は、申請に係る有害水バラスト処理設備が有害水バラスト処理設備技術基準に適合し、かつ、均一性を有するものであるかどうかを判定することによつて行う。

3 第十七条の二第四項の規定は、国土交通大臣が有害水バラスト処理設備のうち薬剤の使用その他の環境省令で定める方法により有害水バラストの処理を行つるものについて第一項の規定による指定をしようとする場合について準用する。

4 国土交通大臣は、第一項の規定によりその型式について指定を受けた有害水バラスト処理設備（以下「型式指定有害水バラスト処理設備」という。）が有害水バラスト処理設備技術基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなつたときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、国土交通大臣は、取消しの日までに製造された有害水バラスト処理設備について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

（有害水バラスト処理設備設備証明書）

第十七条の八 前条第一項の申請をした者は、その申請に係る型式指定有害水バラスト処理設備について、国土交通省令で定めるところにより、有害水バラスト処理設備証明書を交付することができる。

2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、害水バラスト処理設備につき同項の有害水バラスト処理設備証明書又はこれと紛らわしい書面を交付してはならない。

（国土交通省令への委任）

2 第十七条の二第二項から第四項まで及び第十一条の三第三項（第六条第二項の規定の準用に係る部分に限る。）の規定は、本邦周辺海域においてするものを除く。）

3 第四条第四項及び第五項の規定は、海洋汚染の防止に関する試験、研究又は調査のためにする航空機からの油の排出について準用する。

4 第十八条の二 海洋施設から第十条第二項第五号イ又はロに掲げる廃棄物の海洋投入処分をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

（海洋施設及び航空機からの油、有害液体物質及び廃棄物の排出の禁止）

2 海洋施設から第十条第二項第五号イ又はロに掲げる廃棄物を排出しようとする者は、当該廃棄物の海洋施設への積込み前（当該廃棄物が当該海洋施設内において生じたものであるときは、その排出前に）に、その排出に関する計画が前項の許可に係る次項において準用する第十条の六第二項第三号の実施計画（この計画について次項において準用する第十条の十第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。

3 第十条の六第二項から第七項まで及び第十条の七から第十条の十一までの規定は第一項の許可について、第十条の十二第二項から第四項までの規定は前項の確認について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（海洋施設の設置の届出）

2 前項の規定による届出をした者は、次の届出事項を海上保安庁長官に届け出なければならない。

3 一 当該海洋施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 当該海洋施設の位置及び概要

三 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項について変更があつたときは、遲滞なく、国土交通省令で定めるところにより、海上保安庁長官に届け出なければならない。

（適用除外）

2 第十条第二項第五号イ又はロに掲げる廃棄物の次条第一項の許可を受けてする排出

3 第一条本文の規定は、航空機からの次の各号のいずれかに該当する油又は廃棄物の排出については、適用しない。

(相続)
第十八条の十四 許可廃棄者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る海底廃棄の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。(以下同じ。)が当該許可に係る海底廃棄の事業を引き継ぎ行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に環境大臣に申請して、その承認を受けなければならぬ。
 2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受けた日又は承認をしない旨の通知を受ける日までには、被相続人に對してした第十八条の八第一項の許可は、その相続人に對してしたものとみなす。

3 第十条の七(第三号に係る部分を除く。)及び第十八条の九(第三号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の承認について準用する。この場合において、第十条の七第二号中「第十条の十一」とあるのは、「第十八条の十一」と、「前条第一項」とあるのは、「第十八条の八第一項」と読み替えるものとする。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に関する許可廃棄者の地位を承継する。(指定海域の指定等)

第十八条の十五 環境大臣は、特定二酸化炭素ガスの海底廃棄がされた海域であつて、海底及びその下の掘削その他の海底及びその下の形質の変更が行われることにより当該特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものを指定海域として指定するものとする。

2 環境大臣は、前項の指定をするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

4 環境大臣は、海底の下にある特定二酸化炭素ガスの除去等により、指定海域の全部又は一部について第一項の指定の事由がなくなつたと認めるとときは、当該指定海域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の解除について準用する。(指定海域台帳)

第十九条 環境大臣は、指定海域の台帳(以下この条において「指定海域台帳」という。)を調製し、これを保管しなければならない。

（相続）
第十八条の十四 許可廃棄者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る海底廃棄の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。(以下同じ。)が当該許可に係る海底廃棄の事業を引き継ぎ行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に環境大臣に申請して、その承認を受けなければならぬ。

2 2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人に對してした第十八条の八第一項の許可は、その相続人に對してしたものとみなす。

3 第十条の七(第三号に係る部分を除く。)及び第十八条の九(第三号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の承認について準用する。この場合において、第十条の七第二号中「第十条の十一」とあるのは、「第十八条の十一」と、「前条第一項」とあるのは、「第十八条の八第一項」と読み替えるものとする。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に関する許可廃棄者の地位を承継する。(指定海域の指定等)

第十九条の二 指定海域内において海底及びその下の形質の変更をしようとする者は、当該海底及びその下の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該海底及びその下の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定期日その他の環境省令で定める事項を環境大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいづれかに該当するものと認められる場合は、この限りでない。

一 第十八条の八第一項の許可に係る海底下廃棄に必要な行為

二 第十八条の十の規定による命令に基づく改善措置として行う行為

三 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

四 指定海域が指定された際既に着手していた行為

五 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 指定海域が指定された際当該指定海域内において既に海底及びその下の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、環境大臣にその旨を届け出なければならない。

3 指定海域内において非常災害のために必要な応急措置として海底及びその下の形質の変更をした者は、当該海底及びその下の形質の変更をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、環境大臣にその旨を届け出なければならない。

4 環境大臣は、第一項の届出があつた場合において、その届出に係る海底及びその下の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る海底及びその下の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ぜることができる。

第四章の三 船舶からの排出ガスの放出の規制

第十九条の三 船舶に設置される原動機(窒素酸化物の放出量に係る放出基準)についての規定は、当該原動機の仕様及び性能を記載した原動機取扱手引書で定める事項を記載した原動機取扱手引書の規定によつて準用する。

（窒素酸化物の放出量に係る放出基準）

（国際大気汚染防止原動機証書）

（放出量確認）

（原動機の設置）

（原動機の運転）

けられている場合にあつては、当該装置を含む。(以下同じ。)から発生する窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、放出海域並びに原動機の種類、能力及び用途に応じて、政令で定める。

第十九条の四 船舶に設置される原動機(次の各号のいづれかに該当するものを除く。)の製作を業とする者その他国土交通省令で定める者(以下「原動機製作者等」という。)は、当該原動機が船舶に設置される前に、当該原動機から窒素酸化物の放出量が前条の放出基準に適合するものであることについて、国土交通大臣の行う確認を受けなければならない。ただし、当該原動機が船舶に設置される前に、当該原動機から窒素酸化物の放出量が前条の放出基準に適合するものであることについて、国土交通大臣の行う確認を受けなければならない。ただし、当該原動機が船舶に設置される前に、当該原動機から窒素酸化物の放出量が前条の放出基準に適合するものであることについて、国土交通大臣の行う確認を受けなければならない。ただし、当該原動機が船舶に設置される前に、当該原動機から窒素酸化物の放出量が前条の放出基準に適合する場合を除き、前条の国際大気汚染防止原動機証書(以下「国際大気汚染防止原動機証書」という。)の交付を受けた原動機を設置しなければならない。

第十九条の五 前条第一項本文(同条第三項において準用する場合を含む。)の確認(以下「放出量確認」という。)を受けた原動機製作者等は、当該原動機の仕様及び性能を記載した原動機取扱手引書の規定によつて準用する。

（原動機取扱手引書）

（国際大気汚染防止原動機証書等の備置き）

（原動機の運転）

（国際大気汚染防止原動機証書）

（原動機取扱手引書に従い、かつ、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するように運転し）

なければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するため必要な場合

二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により窒素酸化物が放出された場合において、引き続く窒素酸化物の放出を防止するための可能な一切の措置をとつたとき。

三 窒素酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のため、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けて運転する場合

前項第三号の承認には、窒素酸化物の放出による大気の汚染の防止のために必要な限度において、条件を付し、及びこれを変更することができる。

(小型船舶検査機構の放出量確認等)

第十九条の十 国土交通大臣は、小型船舶検査機構(以下「機構」という。)に、総トン数が二十トン未満の船舶に設置される原動機に係る放出量確認(第十九条の七第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する放出量確認に相当する確認を含む。第十九条の十五第一項及び第二項において同じ。)、原動機取扱手引書の承認及び国際大気汚染防止原動機証書の交付に関する事務(以下「小型船舶用原動機放出量確認等事務」という。)を行わせることができる。

国土交通大臣は、前項の規定により機構に小型船舶用原動機放出量確認等事務を行わせるとときは、機構が小型船舶用原動機放出量確認等事務を開始する日及び小型船舶用原動機放出量確認等事務を行なう事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

国土交通大臣は、第一項の規定により機構に小型船舶用原動機放出量確認等事務を行わせるときは、機構が小型船舶用原動機放出量確認等事務を行なう事務所の所在地を官報で公示しなければならないものとする。

機構が小型船舶用原動機放出量確認等事務を行なう場合における第十九条の四第一項(第二号を除く。)、第十九条の五、第十九条の六、第十九条の七第二項及び第四項、第十九条の十五第二項並びに第十九条の十七第二項の規定の適用については、これらの規定中「国土交通大臣」とあるのは、「小型船舶検査機構」とする。

(小型船舶用原動機放出量確認等事務規程)

第十九条の十一 機構は、小型船舶用原動機放出量確認等事務の開始前に、小型船舶用原動機放

出量確認等事務に関する規程(以下「小型船舶用原動機放出量確認等事務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とす。

国土交通大臣は、前項の認可をした小型船舶用原動機放出量確認等事務規程が小型船舶用原動機放出量確認等事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その小型船舶用原動機放出量確認等事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

第十九条の十二 機構は、小型船舶用原動機放出量確認等事務を行う場合において、小型船舶用原動機からの窒素酸化物の放出量が第十九条の三の放出基準に適合するかどうかの判定に関する業務及び放出量確認を受けた原動機製作者等が作成した原動機取扱手引書の承認に関する業務については、小型船舶用原動機放出量確認等事務を行わせなければならない。

原動機から出る窒素酸化物の放出量が第十九条の三の放出基準に適合するかどうかの判定に関する業務及び放出量確認を受けた原動機製作者等の旨を官報で公示しなければならない。

第十九条の十三 機構は、小型船舶用原動機放出量確認等事務を行なう場合は、その日から十五日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときは、同様とする。

国土交通大臣は、小型船舶用原動機放出量確認等業務を行なう者(うちから、選任しなければならない者)のうちから、選任したときは、その日から十五日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときは、同様とする。

国土交通大臣は、小型船舶用原動機放出量確認等業務を行なう者(うちから、選任しなければならない者)のうちから、選任したときは、その日から十五日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときは、同様とする。

機構は、小型船舶用原動機放出量確認等業務を行なう場合は、その日から十五日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときは、同様とする。

国土交通大臣は、第一項の規定により機構に小型船舶用原動機放出量確認等事務を行わせるときは、機構が小型船舶用原動機放出量確認等事務を開始する日及び小型船舶用原動機放出量確認等事務を行なう事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

国土交通大臣は、第一項の規定により機構に小型船舶用原動機放出量確認等事務を行わせるときは、機構が小型船舶用原動機放出量確認等事務を開始する日及び小型船舶用原動機放出量確認等事務を行なう事務所の所在地を官報で公示しなければならないものとする。

機構が小型船舶用原動機放出量確認等事務を行なう場合における第十九条の四第一項(第二号を除く。)、第十九条の五、第十九条の六、第十九条の七第二項及び第四項、第十九条の十五第二項並びに第十九条の十七第二項の規定の適用については、これらの規定中「国土交通大臣」とあるのは、「小型船舶検査機構」とする。

(小型船舶用原動機放出量確認設備)

第十九条の十四 国土交通大臣は、第十九条の十の規定により小型船舶用原動機放出量確認等事務の全部又は一部を実施することが困難となる場合において必要があると認めるときは、当該小型船舶用原動機放出量確認等事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

国土交通大臣は、前項の規定により小型船舶用原動機放出量確認等事務の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は同項の規定により自ら行つている小型船舶用原動機放出量確認等事務を行わないこととするときは、あらかじめ該小型船舶用原動機放出量確認等事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

国土交通大臣は、前項の規定により小型船舶用原動機放出量確認等事務の全部又は一部を自ら行うことと命ずることができる。

第十九条の十五 国土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、その者を船舶に設置される原動機に係る放出量確認、原動機取扱手引書の承認及び国際大気汚染防止原動機証書の交付に関する事務を行なう者として登録する。

前項の規定による登録を受けた者(次項において「船級協会」という。)が原動機からの窒素酸化物の放出量が第十九条の三の放出基準に適合するものであることについて確認をし、原動機取扱手引書の承認を行い、及び国際大気汚染防止原動機証書に相当する書面を交付したときは、当該原動機に係る確認、承認された原動機取扱手引書及び交付された書面は、それぞれ認等業務者が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは小型船舶用原動機放出量確認等事務規程に違反する行為をしたとき、又は小型船舶用原動機放出量確認等事務に関する認等業務者が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは小型船舶用原動機放出量確認等事務を行なう事務所の職を解任され、解任の解任を命ずることができる。

前項の規定による命令により小型船舶用原動機放出量確認等業務を行なう者は、小型船舶用原動機放出量確認等業務を行なう事務所の職を解任され、当該小型船舶用原動機放出量確認等業務を行なう事務所の職を解任され、解任の解任を命ずることができる。

前項の規定による命令により小型船舶用原動機放出量確認等業務を行なう者は、小型船舶用原動機放出量確認等業務を行なう事務所の職を解任され、当該小型船舶用原動機放出量確認等業務を行なう事務所の職を解任され、解任の解任を命ずることができる。

第一節(第二十五条の四十六、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十四並びに第二十五条の五十七及び第二十五条の五十八第二項第二号(第二十五条の三十第四項の規定に係る部分に限る。)並びに第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。)の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会並びに確

(国土交通大臣による小型船舶用原動機放出量確認等事務の実施等)

第十九条の十六 第十九条の三から前条まで(第十九条の七第四項及び第十九条の九を除く。)の規定は、外国船舶に設置される原動機については、適用しない。ただし、本邦の各港間又はこれらの法律に基づく命令と読み替えるものとする。

(外国船舶に設置される原動機に関する特例)

第十九条の十七 日本船舶に千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書(以下「第二議定書」という。)の締約国である外国(以下「第二議定書締約国」という。)において「第二議定書」(以下「第二議定書締約国」という。)に於ける製造した原動機を設置しようとする者は、当該議定書締約国の政府から原動機取扱手引書に相当する図書の記載内容が第二議定書に照らし適正なものであることについての確認及び原動機条約証書(第二議定書締約国)の交付を受けようとする場合には、日本

の領事官を通じて申請しなければならない。前項の規定により確認を受けた図書及び交付を受けた原動機条約証書は、それぞれ第十九条の五の規定により国土交通大臣が承認をした原動機条約証書(第二議定書締約国)の交付を受けようとする場合には、日本

動機取扱手引書及び第十九条の六の規定により
国土交通大臣が交付した国際大気汚染防止原動
機証書とみなす。
(第二議定書締約国の船舶に設置される原動機
に対する証書の交付)

第十九条の十八 国土交通大臣は、第二議定書締
約国の政府から当該第二議定書締約国の船舶
(第十九条の十六第一項ただし書に規定する外
國船舶を除く。)に設置される原動機であつて
本邦において製造されるものについて国際大
気汚染防止原動機証書に相当する証書を交付す
ることの要請があつた場合において、当該原動
機について放出量確認に相当する確認をし、か
つ、原動機取扱手引書の承認に相当する承認を
したときは、当該原動機を設置しようとする者
に対し、国際大気汚染防止原動機証書に相当す
る証書を交付するものとする。
(国土交通省令(の委任)

第十九条の十九 放出量確認 第十九条の七第二
項(同条第三項において準用する場合を含む。)
及び前条に規定する放出量確認に相当する確認
を含む。以下この条において同じ。)及び原動
機取扱手引書の承認の申請書の様式、放出量確
認の実施方法その他放出量確認及び原動機取扱
手引書の承認に關し必要な事項並びに国際大氣
汚染防止原動機証書の様式、国際大気汚染防止
原動機証書の交付、再交付及び書換えその他国
際大気汚染防止原動機証書に関し必要な事項
は、国土交通省令で定める。

(審査請求)

第十九条の二十 機構が行う小型船舶用原動機放
出量確認等事務に係る処分又はその不作為につ
いては、国土交通大臣に対し審査請求をするこ
とができる。この場合において、国土交通大臣
は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三
項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条
並びに第四十九条第三項の規定の適用について
は、機構の上級行政手続とみなす。
(燃料油の使用等)

第十九条の二十一 何人も、海域において、船舶

に燃料油を使用するときは、政令で定める海域
ごとに、硫黄分の濃度その他の品質が政令で定
める基準に適合する燃料油(以下「基準適合燃
料油」という。)を使用しなければならない。
ただし、次の各号のいずれかに該当する場合に
は、この限りでない。
一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助する
ために必要な場合

二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により
基準適合燃料油以外の燃料油を使用した場合
において、引き続く当該燃料油の使用による
硫黄酸化物の放出を防止するための可能な一
切の措置をとつたとき。

前項本文の規定は、その品質が政令で定める
基準に適合する燃料油を使用する場合において
は、国土交通省令で定める技術上の基準に適合
する硫黄酸化物放出低減装置(船舶からの硫黃
酸化物の放出量を低減させるための装置をい
う。)を設置し、かつ、国土交通省令で定める
ところにより使用するとき、その他国土交通省
令で定める技術的措置が講じられているとき
は、適用しない。

第一項本文の規定は、基準適合燃料油の入手
を予定していた場所において入手できなかつた
場合にとるべき国土交通省令で定める措置を講
じてもなお基準適合燃料油を入手できない場合
における燃料油(国土交通省令で定める品質の
ものを除く。)の使用については、適用しない。

前項の規定により第一項本文の規定を適用し
ないこととされた燃料油の使用をしようとする
船舶(外国船舶にあつては、当該燃料油を使用
して本邦の港に入港をしようとし、又は本邦の
沿岸の係留施設を利用しようとするものに限
る。)の船長(引かれ船等にあつては、船舶所
有者)は、国土交通省令で定めるところによ
り、その旨を国土交通大臣に通報しなければな
らない。

5 第一項本文の規定は、硫黄酸化物の放出によ
る大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調
査のためにする船舶における燃料油の使用であ
つて、国土交通省令で定めるところにより、あ
らかじめ国土交通大臣の承認を受けてするもの
については、適用しない。

6 前項の承認には、硫黄酸化物の放出による大
気の汚染の防止のために必要な限度において、大
きな条件を付し、及びこれを変更することができます
(燃料油変更作業手引書)

5 第一項本文の規定は、硫黄酸化物の放出によ
る大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調
査のためにする船舶における燃料油の使用であ
つて、国土交通省令で定めるところにより、あ
らかじめ国土交通大臣の承認を受けてするもの
については、適用しない。

6 前項の承認には、硫黄酸化物の放出による大
気の汚染の防止のために必要な限度において、大
きな条件を付し、及びこれを変更することができます
(燃料油変更作業手引書)

記載した燃料油変更作業手引書を作成し、これ
を当該船舶内に備え置かなければならない。
(燃料油供給証明書等)

第十九条の二十二 国土交通省令で定める船舶の
船長(引かれ船等にあつては、船舶所有者)
は、当該船舶に燃料油を搭載する場合において
は、揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭
和五十年法律第八十八号)第十七条の十一第
二項の規定により交付された書面(外国において
燃料油を搭載する場合には、当該書面に適合する
とあるものとして国土交通省令で定める要件
に適合する書面。以下「燃料油供給証明書」
といふ。)及び提出された試料(外国において
燃料油を搭載する場合には、当該試料に相当する
ものとして国土交通省令で定める要件に適合する
試料。以下同じ。)を、当該燃料油を搭載した日から
国土交通省令で定める期間を経過するまでの間、
当該船舶内に備え置かなければならぬ。

前項に定めるもののほか、燃料油供給証明書
及び試料に關する事項は、国土交通省令で
定める。(揮発性物質放出規制港湾の指定)

第十九条の二十三 国土交通大臣は、揮発性有機
化合物質を放出する貨物の積込みの状況その他
の事情から判断して揮発性有機化合物質の放出
による大気の汚染を防止するための措置を講ず
る必要があると認められる港湾について、これ
を揮発性物質放出規制港湾として指定すること
ができる。

国土交通大臣は、前項の規定による指定をし
ようとするときは、あらかじめ、当該港湾の港
湾管理者の意見を聽かなければならぬ。

3 環境大臣は、船舶からの揮発性有機化合物質
の放出の抑制を図るために必要があると認めるとき
は、国土交通大臣に対し港湾を特定して、
第一項の指定を求めることができる。

4 国土交通大臣は、第一項の規定による指定を
したときは、国土交通省令で定めるところによ
り、揮発性物質放出規制港湾の名称及びその区
域を公示しなければならない。

5 第二項及び第三項の規定は、外国の港湾を指
定する場合には、適用しない。

6 前項の規定は、第一項の規定による指定の
変更又は廃止について準用する。
(揮発性物質放出防止設備等)

する貨物の積込みが行われる場合には、当該船
舶(その用途、総トン数、貨物の種類等の区分
に応じ国土交通省令で定めるものに限る。以下
「揮発性物質放出規制対象船舶」という。)に、
揮発性有機化合物質の放出による大気の汚染を
防止するための設備(以下「揮発性物質放出防
止設備」という。)を設置しなければならない。
前項の規定による揮発性物質放出設備の設
置に関する技術上の基準は、国土交通省令で
定める。

揮発性物質放出規制港湾にある揮発性物質放
出規制対象船舶において揮発性有機化合物質を
放出する貨物の積込みを行ふ者は、国土交通省
令で定めるところにより、揮発性物質放出防止
設備を使用しなければならない。ただし、次の
各号のいずれかに該当する場合には、この限り
でない。

一 挥発性物質放出規制対象船舶の安全を確保
し、又は人命を救助するために必要な場合
二 挥発性物質放出規制対象船舶の損傷その他
やむを得ない原因により揮発性有機化合物質
が放出された場合において、引き続く揮発性
有機化合物質の放出を防止するための可能な
一切の措置をとつたとき。

3 前項の規定による揮発性物質放出防止措置手
引書の作成及び備置き又は掲示に関する技術上
の基準は、国土交通省令で定める。

4 原油タンカーの船長は、第一項の揮発性物質
放出防止措置手引書(以下「揮発性物質放出防
止措置手引書」という。)に定められた事項を
当該原油タンカーの乗組員及び乗組員以外の者
で当該原油タンカーに係る業務を行う者のうち
貨物として積載している原油の取扱いに関する
作業を行うものに周知させなければならない。
(二酸化炭素放出抑制航行手引書)

第十九条の二十五 日本国領海等のみを航行する
船舶以外の船舶であつて、総トン数が国土交通

省令で定める総トン数以上のもの（国土交通省令で定める特別の用途のものを除く。以下「二酸化炭素放出抑制対象船舶」という。）の船舶所有者は、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶を初めて日本領海等以外の海域において航行の用に供しようとするときは、二酸化炭素放出抑制航行手引書を作成し、国土交通大臣の承認を受けなければならない。次条第一項の確認を受けなければならぬ二酸化炭素放出抑制対象船舶について二酸化炭素の放出量を増大させ、又は減少させるものとして国土交通省令で定める改造を行つたとき、及び二酸化炭素放出抑制対象船舶について第十九条の二十七第二項の規定により同条第一項の国際二酸化炭素放出抑制船舶証書がその効力を失つた後において初めて日本領海等以外の海域において航行の用に供しようとするときも、同様とする。

前項の二酸化炭素放出抑制航行手引書（以下「二酸化炭素放出抑制航行手引書」という。）には、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行に係る二酸化炭素の放出を抑制するための措置に関する事項

抑制指標

（二酸化炭素放出抑制指標に係る確認）

第十九条の二十六 二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶所有者は、前条第一項の承認を受けようとするときは、あらかじめ、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制対象船舶から二酸化炭素放出抑制対象船舶を航行させる場合における当該二酸化炭素放出量であつて、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶についてその航行に係る二酸化炭素の放出を抑制するための措置を講ずるに当たつての指標となるものをいう。以下同じ。が、次の各号のいずれにも適合することについて、国土交通大臣の確認を受けなければならない。

一 國土交通省令で定める技術上の基準により算定されていること。

二 船舶の用途及び載貨重量トン数（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号。第五十一条の四において「トン数

法」という。）第七条第一項の載貨重量トン数をいう。）その他の船舶の大きさに関する指標に応じて国土交通省令・環境省令で定める基準に適合するものであること。

前項の規定は、航海の態様が特殊なものとし得る船舶については、適用しない。

（国際二酸化炭素放出抑制船舶証書）

第十九条の二十七 国土交通大臣は、第十九条の二十五第一項の規定により二酸化炭素放出抑制対象船舶を承認したときは、当該二酸化炭素放出抑制船舶証書を承認したとし得る船舶については、適用しない。

（国際二酸化炭素放出抑制航行手引書）

前項の規定は、航海の態様が特殊なものとして国土交通省令で定める船舶及び構造が特殊なものとして国土交通省令で定める推進機関を備える船舶については、適用しない。

（国際二酸化炭素放出抑制航行手引書）

前項の規定は、航海上の態様が特殊なものとし得る船舶については、適用しない。

（国際二酸化炭素放出抑制船舶証書）

前項の規定は、航海上の態様が特殊なものとし得る船舶については、適用しない。

炭素放出抑制対象船舶内に、当該国際二酸化炭素放出抑制船舶証書及び第十九条の二十五第一項の承認を受けた二酸化炭素放出抑制航行手引書を備え置かなければならない。（船級協会による二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等）

第十九条の三十 国土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、その者を二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を行う者として登録する。

前項の規定による登録を受けた者（次項及び二酸化炭素放出抑制船舶証書を交付しなければならない）

放出抑制対象船舶がその船級の登録を抹消されたときは、前項の規定により当該二酸化炭素放出抑制対象船舶に交付された国際二酸化炭素放出抑制船舶証書は、その効力を失う。

国土交通大臣は、第一項の国際二酸化炭素放出抑制船舶証書（以下「国際二酸化炭素放出抑制船舶証書」という。）を交付する場合には、当該二酸化炭素放出抑制船舶の用途その他

の事項に関し必要な条件を付し、これを当該国際二酸化炭素放出抑制船舶証書に記載することができる。

（二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行）

第十九条の二十一 二酸化炭素放出抑制対象船舶の交付を受けているものでなければ、日本領海等以外の海域において航行の用に供してはならない。

二酸化炭素放出抑制船舶証書に記載された条件に従わなければ、日本領海等以外の海域において航行の用に供してはならない。

前二項の規定は、第十九条の二十六第一項の確認、第十九条の三十六、第十九条の三十八、第十九条の三十九若しくは第十九条の四十一第一項の検査（以下「法定検査」という。）又は船舶安全法第五条第一項の規定による検査のために試運転を行う場合については、適用しない。

（国際二酸化炭素放出抑制船舶証書等の備置き）

船舶の交付を受けた船舶所有者は、当該二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付を受けた船舶所有者は、船長に対し、当該二酸化炭素

放出抑制対象船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。

国土交通大臣があらかじめ指定する国土交通省の職員は、前項に規定する場合において、海洋環境の保全等を図るために緊急の必要があると認めると、同項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行使することができる。

国土交通大臣は、第二項の規定による处分に係る二酸化炭素放出抑制対象船舶について、第一項に規定する事実がなくなつたと認めるとは、直ちに、その処分を取り消さなければならない。

（外国船舶に関する特例）

第十九条の三十二 第十九条の二十五から前条までの規定は、外國船舶については、適用しない。

ただし、本邦の各港間又は港のみを航行する外國船舶については、この限りでない。

（外国船舶の監督）

前項の規定は、外國船舶については、適用しない。ただし、本邦の各港間又は港のみを航行する外國船舶については、この限りでない。

第十九条の三十三 国土交通大臣は、本邦の港又は沿岸の係留施設にある外國船舶（前項ただし書に規定するものを除く。第十九条の五十一において「監督対象外國船舶」という。）のうちのうちの各号に掲げるものが当該各号に定める場合に該当するときは、当該船舶の船長に対し、二酸化炭素放出抑制航行手引書に相当する図書で第十九条の二十五第二項の規定に適合するものとみなす。

第十九条の十五第三項の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会並びに承認及び確認について準用する。この場合において、同条第三項中「別表第一の二」とあるのは、「別表第一の三」と読み替えるものとする。

（証書の返納命令等）

国土交通大臣は、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶が備え置かれた二酸化炭素放出抑制航行手引書が第十九条の二十五第二項の規定に適合しなかつたと認めるとき、又は当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標が第十九条の二十六第一項各号のいずれかに適合しなかつたと認めるとき、又は当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標が第十九条の二十六第一項各号のいずれかに適合しなかつたと認めるときは、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶所有者に対し、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の返納、当該二酸化炭素放出抑制航行手引書の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

指標の算定その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（二酸化炭素放出抑制対象船舶に相当するものとの二酸化炭素放出抑制航行手引書に相当する図書で第十九条の二十五第二項の規定に適合するものと認められる図書）

二 第十九条の二十六第一項の規定により二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を受けなければならない船舶に相当するものと二酸化炭素放出抑制指標に相当する指標が算定されないと認める場合

(第二議定書締約国の政府が発行する国際二酸化炭素放出抑制船舶条約証書)

である日本船舶の船舶所有者又は船長は、第二議定書締約国の政府から國際二酸化炭素放出抑制船舶条約証書（第二議定書締約国の政府が第二議定書に定める基準に適合していることを証するもの）をいう。次項において同じ。の交付を受けようとする場合には、日本の領事官を通じて申請しなければならない。

前項の規定により交付を受けた國際二酸化炭素放出抑制船舶条約証書は、第十九条の二十七第一項の規定により国土交通大臣が交付した国際二酸化炭素放出抑制船舶証書とみなす。（第二議定書締約国の船舶に対する証書の交付）

第十九条の三十五 国土交通大臣は、第二議定書締約国の船舶（第十九条の三十二ただし書に規定する外国船舶を除く。）について、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書に相当する証書を交付することを要請があつた場合において、当該船舶について、二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認に相当する承認をしたときは、当該船舶の船舶所有者又は船長に対し、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書に相当する証書を交付するものとする。

国土交通大臣は、第一議定書締約国の船舶のうち、第十九条の二十六第一項の規定により二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を受けなければならない船舶に相当するものについて、前項の規定により二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認に相当する承認をしようとするときは、あらかじめ、当該船舶に係る二酸化炭素放出抑制指標に係る確認に相当する確認をしなければならない。

（国土交通省令への委任）

第十九条の三十五の二 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標に係る確認の申請書の様式、二酸化炭素放出抑制指標に係る確認の実施方法その他二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標に係る確認に関する必要な事項並びに国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付、再交付及び書換えその他の国際二酸化炭素放出抑制船舶証書に関する必要な事項は、国土交通省令で定める。

第一大分の三一五の四

第一九条の三、五の四、何人も、船舶又は沿岸施設において、油等の焼却をしてはならない。た

(定期検査)
出防止措置

手引書の検査等

同じ。）（平

当該船舶に備え置き、
それを抽蜀防上緊急措

第十九条の三十五の三 (オゾン層破壊物質)
船舶所有者は、オゾン層破壊物質を含む材料を使用した船舶（国土交通省令で定める特別の用途のものを除く。）又はオゾン層破壊物質を含む設備（オゾン層破壊物質が放出されるおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）を設置した船舶（国土交通省令で定める特別の用途のものを除く。）を航行の用に供してはならない。

第四章の四 船舶及び海洋施設における
油、有害液体物質等及び廃棄物の焼却の
規制

び海洋汚染防止緊急措置手引

引書等並びに大軍生物質改
て航行の用に供する船舟類を含む。以下この項の上欄これらにて置手引書等

第十九条の三十五の三 船舶所有者は、オゾン層破壊物質を含む材料を使用した船舶（国土交通省令で定める特別の用途のものを除く。）又はオゾン層破壊物質を含む設備（オゾン層破壊物質が放出されるおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）を設置した船舶（国土交通省令で定める特別の用途のものを除く。）を航行の用に供してはならない。

においてするものを除く。)
第四章の正 舟泊の海羊行記

替作業手引書を備え置き、又は
陽天一二〇に貯留（明治等一二〇）、
た海洋汚染
行に緊急指

第十九条の三十五の三 船舶所有者は、オゾン層破壊物質を含む材料を使用した船舶（国土交通省令で定める特別の用途のものを除く。）又はオゾン層破壊物質を含む設備（オゾン層破壊物質が放出されるおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）を設置した船舶（国土交通省令で定める特別の用途のものを除く。）

二 締約国において積み込まれた 財物の未全戻手付二、毛利

た油等の当該
種類の汚染
は、有水バラスト
汚染防止装置
を設置する。
又、

第十九条の三十五の三 船舶所有者は、オゾン層破壊物質を含む材料を使用した船舶（国土交通省令で定める特別のものを除く。）又はオゾン層破壊物質を含む設備（オゾン層破壊物質を含む構造物に付属する設備を除く。）を新規に設置する場合は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定による届出を提出しなければならない。

生ずる不要な油等その他政令で

定める当該海
油濁防止緊急措置手引書、有害
当該検査対

5 第一項の規定は、船舶又は海洋次の各号のいずれかに該当する油にては、適用しない。

通大臣の検査を必要とするものとしてその用途、航行する海域、大きさ等の区分に応じ国土

二 海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶において専ら当該活動に伴い発生する船舶発生油等の焼却 船舶所有者は、船舶に船舶発生油等焼却設備を設置したときは、当該船舶発生油等焼却設備の使用、整備その他当該船舶発生油等焼却設備の取扱いに当たり遵守すべき事項その他の国土交通省令で定める事項を記載した船舶発生油等焼却設備取扱手引書を作成し、これを船舶内に備え置かなければならぬ。
4 船長（引かれ船等につては、船舶所有者）は、当該船舶に設置された船舶発生油等焼却設備の取扱いに関する作業について、前項の船舶発生油等焼却設備取扱手引書に定められた事項を適確に実施することができる者に行わせなければならない。

2 として政令で定める油等以外の油等であつて当該船舶において生ずる不要なもの（以下「船舶発生油等」という。）の焼却をする場合はこの限りでない。

船舶において、船舶発生油等の焼却をしようとする者は、政令で定めるところにより、国土交通省令で定める技術上の基準に適合する船舶発生油等焼却設備（船舶発生油等の焼却の用に供される設備をいう。以下同じ。）を用いてこれを行わなければならない。ただし、次に掲げる焼却については、この限りでない。

第十九条の三十五の三 船舶所有者は、オゾン層破壊物質を含む材料を使用した船舶（国土交通省令で定める特別の用途のものを除く。）又はオゾン層破壊物質を含む設備（オゾン層破壊物質が放出されるおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）を設置した船舶（国土交通省令で定める特別の用途のものを除く。）を航行の用に供してはならない。

第四章の四 船舶及び海洋施設における油、有害液体物質等及び廃棄物の焼却の規制

第十九条の三十五の四 何人も、船舶又は海洋施設において、油等の焼却をしてはならない。ただし、船舶若しくは海洋施設の安全を確保し、若しくは人命を救助するために油等の焼却をする場合又は船舶においてその焼却が海洋環境の保全等に著しい障害を及ぼすおそれがあるもの

航行の用に供する船舶類を含む。以下この項の上欄において同じ。)のうち、当該船舶からの油、有害液体物質、ふん尿等又は有害水バラストの排出(有害水バラストを湖沼等に流し、又は落とすことを含む。以下この項の上欄、第十九条の四十九条の二、第五十一条、第五十五条第一項第六号並びに第五十六条第三号において同じ。)がある場合における海洋の汚染(有害水バラストの排出による湖沼等の汚染を含む。)を最小限度にとどめるために国土交

検査対象船舶	設備等
海洋汚染防止設備（第五条第一項から第三項まで、第九条の三第一項、第十条の二第一項又は第十七条の二第二項に規定する）	当該検査 象船舶に置された 洋汚染防

5 第一項の規定は、船舶又は海洋施設において、次の各号のいずれかに該当する油等の焼却、または、適用しない。

一 当該海洋施設内にある者の日常生活に生ずる不要な油等その他政令で定める当該洋施設内において生ずる不要な油等の焼却

二 締約国において積み込まれた油等の当該約国の法令に従つてする焼却（本邦周辺においてするものを除く。）

第四章の五 船舶の海洋汚染防止設備及び海洋汚染防止緊急措置手引書等並びに気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質の出防歟措置手引書の検査等

（定期検査）

第十九条の三十六 次の表の上欄に掲げる範囲（以下「検査対象船舶」という。）の船舶所持は、当該検査対象船舶を初めて航行の用に供するときは、必ず前項第一項の規定による検査を受ける。

大臣の検査以外の方針により確実に確認することができると認められる船舶として国土交通省令で定めるものを除く。船舶から排出ガスの放出があつた場合における大気の汚染を最小限度にとどめるために国土交通大臣の検査を必要とするものとしてその用途、航行する海域、大きさ等の区分に応じ国土交通省令で定める船舶	当該検査対象船舶に設置された大気污染防治装置検査対象設備（第十九条の七第一項及び第二項に規定する原動機、第二十一条第一項に規定する）
--	--

船舶間貨物油積替作業手引書
（以下「海洋汚染防止緊急措置手引書等」という。）がそれぞれ第七条の二第二項（第九条の四第九項及び第十七条の三第四項（第十七条の六において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。次条において同じ。）又は第八条の二第二項に規定する技術上の基準に適

	装置、第十 九条の二十 四第一項に 規定する揮 发性物質放 出防止設備 並びに前条 第二項に規 定する船舶 发生油等燃 却設備をい う。以下同 じ。)	原 油 タン カー

	（海洋汚染等防 止証書）	第十九条の三十七 国土交通大臣は、前条の検査 の結果、当該海洋汚染防止設置手引書等、当該大気汚染防止 対象設備及び当該揮発性物質放出防止措置手 引書がそれぞれ第五条第四項、第五条の二、第 九条の三第二項若しくは第三項、第十条の第二 二項若しくは第十七条の二第五項（第十七条の二 六において準用する場合を含む）、第十七条の二 二項若しくは第八条の二第二项、第十九条的 七第四項、第十九条の二十一第二項、第十九条 の二十四第二項若しくは第十九条の三十五の四 第二項又は第十九条の二十四の二第二項に規定 する技術上の基準（第十九条の七第一項及び第 二項に規定する原動機あつては、承認原動機 取扱手引書の記載事項を含む。以下この章にお いて「技术基準」という。）に適合すると認め るときは、船舶所有者に対し、海洋汚染防止設 備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気污 染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措 置手引書に関し国土交通省令で定める区分に従 い、海洋汚染等防止証書を交付しなければなら ない。	第十九条の三十七 前項ただし書に規定する事務は、外国にあつ ては、日本の領事官が行う。
			3 前項ただし書に規定する事務は、外国にあつ ては、日本の領事官が行う。
			4 行政不服審査法に定めることのない事務に ついての審査請求に関する必要な事項は、政令 で定める。

	（海洋汚染等防 止証書）	第十九条の三十八 海洋汚染等防 止証書の交付を受 けた検査対象船舶の船舶所有者は、当該海洋 汚染等防 止証書の有効期間中において国土交通 省令で定める時期に、当該検査対象船舶に設置 された海洋汚染防止設備等（ふん尿等排出防止 設備を除く。）及び大気汚染防止設置手引書等及 び当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示され 	5 前条後段の検査の結果第一項の規定による海 洋汚染等防 止証書の交付を受けることができる 事由により從前の海洋汚染等防 止証書の有効期 間が満了するまでの間ににおいて当該検査に係る 海洋汚染等防

	（臨時海洋汚染等防 止証書）	第十九条の四十 国土交通大臣は、前条の検査 の結果、当該検査対象船舶に設置された海洋汚 染防止設備等若しくは大気汚染防止緊急措 置手引書等若しくは揮発性物質放出防止措置手 引書について国土交通大臣の行う臨時検査を受 けなければならない。	7 第二項及び前二項の規定にかかるらず、第十 九条の四十六第二項に規定する検査対象船舶が その船級の登録を抹消されたときは、当該検査 対象船舶に交付された海洋汚染等防 止証書の有効期間につ いて前項の規定の適用があつたとさ き。

	（國際海洋汚染等防 止証書）	第十九条の四十三 国土交通大臣は、国際航海に 従事する検査対象船舶（有害水バラスト処理設 備を設置し、又は有害水バラスト汚染防止措 置手引書を備え置き、若しくは掲示すべき検査対 象船舶にあつては、国際航海に従事しないもの を含む。）の船舶所有者の申請により、第十九 条の三十七第一項の国土交通省令で定める区分 に従い、國際海洋汚染等防 止証書を交付するも のとする。	2 國土交通大臣は、前項の國際海洋汚染等防 止証書（以下「國際海洋汚染等防 止証書」とい う。）の交付に當たつては、當該検査対象船舶 に係る海洋汚染等防 止証書若しくは臨時海洋汚 染等防

			効期間は、その抹消の日に満了したものとみな す。
--	--	--	-----------------------------

九条第一項の船舶検査証書をいう。)若しくは臨時航行許可証(同条第二項の臨時航行許可証をいう。)の記載その他の事項を審査して、行うものとする。

3 国際海洋汚染等防止証書の有効期間は、海洋汚染等防止証書の有効期間の満了する日(臨時海洋汚染等防止証書の交付を受けた船舶(有害水バラスト処理設備を設置し、又は有害水バラスト汚染防止措置手引書を備え置き、若しくは掲示すべき湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。第十九条の四十八第一項、第二項及び第四項、第十九条の五十二第二項、第十九条の五十三第二項、第四十八条第四項及び第九項、第四十九条、第五十条、第五十一条、第五十五条の二第四号及び第五号、第五十八条第五号並びに第六十五条第一項から第三項までにおいて同じ。)につては、当該臨時海洋汚染等防止証書の有効期間の満了する日)までとする。

4 第十九条の三十七第二項ただし書及び第五項から第八項まで並びに第十九条の四十の規定は、国際海洋汚染等防止証書について準用する。

(検査対象船舶の航行)

5 第十九条の四十四 検査対象船舶は、有効な海洋汚染等防止証書又は臨時海洋汚染等防止証書の交付を受けているものでなければ、航行の用に供してはならない。

6 第十九条の四十五 第十九条の四十四の規定は、有効な国際海洋汚染等防止証書の交付を受けているものでなければ、国際航海に従事させてはならない。

7 第十九条の四十六 検査対象船舶(有害水バラスト処理設備を設置し、又は有害水バラスト汚染防止措置手引書を備え置き、若しくは掲示すべきものに限る。)は、有効な国際海洋汚染等防止証書の交付を受けているものでなければならない。

8 第十九条の四十七 法定検査の結果に不服がある者は、当該検査の結果に關する通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、その理由を記載した文書を添えて国土交通大臣に再検査を申請することができる。

9 第十九条の四十八 法定検査又は前項の再検査の結果に不服がある者は、その取消しの訴え提起することができる。

10 第十九条の四十九 船舶安全法第六条第三項及び第四項、第六条ノ一、第六条ノ三、第六条ノ五、第九条第三項から第五項まで、第十一条、第二十九条ノ三第一項並びに第二十九条ノ四第一項の規定は、海洋汚染防止設備(有害水バラスト処理設備を除く。次項において同じ。)又は大気汚染防止検査対象設備(第十九条の七第一項及び第二項に規定する原動機を除く。次項において同じ。)の検査又は検定について準用する。この場合において、同法第六条第三項中「第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル」とあるのは「第二条第一項第一号中「別表第一」とあるのとび第二項の規定によることによつてのみこれを争うことができる。

11 第一項及び前項の規定は、第十九条の二十六第一項の確認、法定検査又は船舶安全法第五条第一項の規定による検査のために試運転を行う場合については、適用しない。

(船級協会の検査)

12 第十九条の四十六 國土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、その者を海
洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書についての検査を行う者として登録する。

13 第十九条の四十七 前項の規定による登録を受けた者(次項及び第五十一条の三第一項第十号において「船級協会」という。)が海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書についての検査を行い、かつ、船級の登録をした検査対象船舶は、当該船級を有する間は、國土交通大臣が当該船舶の船舶所有者がその命令に従わない場合において、その航行を継続することが海洋環境の保全等(有害水バラストの排出に係る湖沼等の環境の保全を含む。次項、第四十七条第一項及び第二項並びに第六十五条第三項において同じ。)に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該船舶の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。

14 第十九条の四十八 國土交通大臣があらかじめ指定する国土交通省の職員は、前項に規定する場合において、海洋環境の保全等を図るため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行うことができる。

15 第十九条の四十九 國土交通大臣は、第二項の規定による处分に係る船舶について、第一項に規定する事実がなくなつたと認めるときは、直ちに、その処分を取り消さなければならない。

(船舶安全法の準用)

16 第十九条の五十 船舶安全法第六条第三項及び第五、第九条第三項から第五項まで、第十一条、第二十九条ノ三第一項並びに第二十九条ノ四第一項の規定は、前項において準用する。この場合において、同法第十二条第一項中「船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ関シ」とあるのは、「船舶ノ海洋汚染防止設備又ハ大気汚染防止検査対象設備ノ製造、改造若シクハ修理又ハ整備ニ関シ」と読み替えるものとする。

17 第十九条の五十一 船舶安全法第三章第一節(第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。)及び第二十九条ノ五第一項の規定は、第一項において準用する同法第六条ノ五第一項の登録、登録検定機関及び登録検定機関が行う検定について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのとび第二項の規定によることによつてのみこれを争うことができる。

18 第十九条の五十二 船舶安全法第六条ノ二、第六条ノ三及び第六条ノ四第一項中「船舶又ハ第一条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第五条第一項

染防止検査対象設備又は当該船舶に備え置き、若しくは掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等若しくは揮発性物質放出防止措置手引書が技術基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該船舶の船舶所有者に対し、海洋汚染等防止証書又は臨時海洋汚染等防止証書の返納、当該船舶の船舶所有者は、当該検査対象船舶内に、これらの証書又は手帳を備え置かなければならぬ。)の規定による検査(特別検査ヲ除ク)及第一項ノ製造検査(前項ノ規定ニ依ル検査ニ合符シタル事項ニ限ル)とあるのは「前項」と、「前条ノ検査」であるのは「前項」と、「前条ノ検査ヲ除ク」と、同法第六条ノ二第二項、第四十五条第一項第三号とあるのは「同法第十九条の三十九」と、同法第六条ノ二中「第二条第一項ニ規定スル」とあるのは「同法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第四十九条の二十一第二項、第五十九条の二十四第二項又ハ第五十九条の三十五の四第二項ニ規定スル」と、同条中「第五条ノ検査(特別検査ヲ除ク)及前条ノ検査」とあり、及び同法第六条ノ五第一項中「第五条ノ検査(特別検査ヲ除ク)」と、同法第六条ノ三中「定期検査又ハ中間検査」とあるのは「同法第十九条の三十六又ハ第十九条の三十八ノ検査」と、「臨時検査」とあるのは「同法第十九条の三十九ノ検査」と、同法第六条ノ三中「定期検査(特別検査ヲ除ク)」と、同法第六条ノ二於テ準用スル第六条第三項ノ検査」と、同法第六条ノ三中「定期検査又ハ中間検査」とあるのは「同法第十九条の三十六又ハ第十九条の三十八ノ検査」と、「臨時検査」とあるのは「同法第十九条の三十九ノ検査」と読み替えるものとする。

19 第十九条の五十三 船舶安全法第十二条第一項及び第二項の規定は、前項において準用する同法第六条ノ二又は第六条ノ三の規定による認定を受けた者について準用する。この場合において、同法第十二条第一項中「船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ関シ」とあるのは、「船舶ノ海洋汚染防止設備又ハ大気汚染防止検査対象設備ノ製造、改造若シクハ修理又ハ整備ニ関シ」と読み替えるものとする。

20 第十九条の五十四 船舶安全法第三章第一節(第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。)及び第二十九条ノ五第一項の規定は、第一項において準用する同法第六条ノ五第一項の登録、登録検定機関及び登録検定機関が行う検定について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのとび第二項の規定によることによつてのみこれを争うことができる。

21 第十九条の五十五 船舶安全法第六条ノ二、第六条ノ三及び第六条ノ四第一項中「船舶又ハ第一条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第五条第一項

に関する法律又はこれらの法律に基づく命令と、同法第二十五条の五十四中「第二十五条の二十六」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の二十六」と読み替えるものとする。

第十九条の五十 第十九条の三十六から第十九条の四十八までの規定は、外国船舶（湖沼等において航行の用に供する日本船舶以外の船舶類を含む。以下この条及び第六十五条第一項第一号において同じ。）については、適用しない。ただし、本邦の各港間に又は港のみを航行する外国船舶については、この限りでない。

第十九条の五十一 国土交通大臣は、監督対象外国船舶に設置された海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該船舶に備え置き、若しくは掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等若しくは揮発性物質放出防止措置手引書が技術基準に適合していないと認めるときは、当該船舶の船長に対し、当該海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止検査対象設備の改造又は修理、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等又は揮発性物質放出防止措置手引書の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

国土交通大臣は、監督対象外国船舶の乗組員のうち油、有害液体物質、有害水バラスト、排出ガス又は船舶発生油等焼却設備の取扱いに関する作業を行うものが、当該取扱いに関し遵守すべき事項のうち国土交通省令で定めるもの（以下この項において「特定遵守事項」という。）に関する必要な知識を有しないと認めるとき、その他特定遵守事項に従つて作業を行うことができないと認めるときは、当該船舶の船長に対し、当該乗組員に特定遵守事項に関する必要な知識を習得させることその他特定遵守事項に従つて作業を行わせるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

国土交通大臣は、監督対象外国船舶に使用される燃料油が第十九条の二十一第一項本文の政令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該船舶の船長に対し、同項本文の政令で定める基準に適合させるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十九条の四十八第二項から第四項までの規定は、前三項の場合について準用する。この場合

合において、同条第二項中「船舶所有者が」とあるのは「船長が」と、「船舶所有者又は船長」とあるのは「船長」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第十九条の五十一第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

（外国船舶に関する特例）

（外国船舶に関する特例）

第十九条の五十二 檢査対象船舶である日本船舶の船舶所有者又は船長は、第一議定書締約国の政府から海洋汚染防止条約証書（第一議定書締約国等の政府が第一議定書に定める証書として交付する書面であつて、当該船舶の海洋汚染防止設備等（有害水バラスト処理設備を除く。次条第一項において同じ。）及び海洋汚染防止緊急措置手引書等（有害水バラスト汚染防止措置手引書を除く。同項において同じ。）が第一議定書に定める基準に適合していることを証するもの）をいう。以下同じ。）の交付を受けようとする場合には、日本の領事官を通じて申請しなければならない。

第十九条の五十三 檢査対象船舶である日本船舶は、船舶バラスト水規制管理条約に定める基準に適合していることを証するものをいう。以下同じ。）の交付を受けようとする場合には、日本の領事官を通じて申請しなければならない。

検査対象船舶である日本船舶の船舶所有者は船長は、船舶バラスト水規制管理条例と同様の政府から船舶バラスト水規制管理条例締約国（船舶バラスト水規制管理条例締約国等の政府が船舶バラスト水規制管理条例に定めていることを証するもの）に相当する書面であつて、当該船舶の有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書（船舶バラスト水規制管理条例締約国等の政府が船舶バラスト水規制管理条例に定めていることを証するもの）に相当する場合には、日本の領事官を通じて申請しなければならない。

検査対象船舶である日本船舶の船舶所有者は船長は、第二議定書締約国（第二議定書締約国等の政府が第二議定書に定める証書として交付する書面であつて、当該船舶の有害水バラスト汚染防止措置手引書に係るものに限る。以下この項において同じ。）に相当する場合には、日本の領事官を通じて申請しなければならない。

検査対象船舶である日本船舶の船舶所有者は船長は、第二議定書締約国（第二議定書締約国等の政府が第二議定書に定める証書として交付するものに限る。以下この項において同じ。）に相当する場合には、日本の領事官を通じて申請しなければならない。

（第一議定書締約国等の船舶に対する証書の交付）

第十九条の五十四 檢査の申請書の様式、検査の実施方法その他海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査に關し必要な事項並びに海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書及び國際海洋汚染等防止証書の様式、これらの証書の交付、再交付及び書換えその他これららの証書に関する事項は、国土交通省令で定める。

第十九条の五十五 檢査の許可及び届出

第五章 廃油処理事業等

第二十条 港湾管理者及び漁港管理者以外の者は、廃油処理事業を行なおうとするときは、廃油処理施設ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならぬ。

港湾管理者又は漁港管理者は、廃油処理事業を行なおうとするときは、その廃油処理施設の設置の工事の開始の日（工事を要しないときは、その事業の開始の日）の六十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第二十一条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一、当該廃油処理事業を行なう者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二、当該廃油処理施設に関する次の事項

イ、設置の場所（船舶である廃油処理設備について、主たる根拠地）

ロ、船舶又は自動車により廃油の収集を行なう場合にあつては、その収集の対象となる廃油を排棄する船舶の存する海域

ハ、廃油処理設備の種類及び能力

ニ、処理する廃油の種類

二、前条第二項の規定による届出をする港湾管理者又は漁港管理者は、前項第二号の事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

書について、第十九条の三十六の検査に相当する検査を行うものとし、その検査の結果、当該大気汚染防止措置手引書が技術基準に適合すると認められるときは、当該船舶の船舶所有者又は船長に放出防止措置手引書が技術基準に適合すると認められるときは、当該船舶の船舶所有者又は船長に交付するものとする。

（第一議定書締約国等の船舶に対する証書の交付）

第十九条の五十五 国土交通大臣は、第一議定書締約国（第一議定書締約国等の政府から当該第一議定書締約国等の政府が第一議定書に定める証書として交付する書面であつて、当該船舶の海洋汚染防止設備等及び当該船舶に備え置き、又は掲示されている海洋汚染防止緊急措置手引書等に係るものに限る。以下この項において同じ。）に相当する証書を交付することとの要請があつた場合は、当該船舶の船舶所有者又は船長に相当する検査を行なうものとし、その検査の結果、当該船舶の海洋汚染防止設備等及び当該船舶に備え置き、又は掲示されている海洋汚染防止緊急措置手引書等に係るものに限る。以下この項において同じ。）に相当する検査を行なうものとし、その検査の結果、当該船舶の有害水バラスト汚染防止措置手引書に係るものに限る。以下この項において同じ。）に相当する場合には、日本の領事官を通じて申請しなければならない。

（第一議定書締約国等の船舶に対する証書の交付）

第十九条の五十六 檢査の申請書の様式、検査の実施方法その他海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査に關し必要な事項並びに海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書及び國際海洋汚染等防止証書の様式、これらの証書の交付、再交付及び書換えその他これららの証書に関する事項は、国土交通省令で定める。

3 第一項の申請書又は前項の届出書には、事業計画書、廃油処理施設の工事設計書その他の国土交通省令で定める書類を添附しなければならない。
第二十二条 次の各号の一に該当する者は、第二十条第一項の許可を受けることができない。
 一 この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者
 二 第三十三条第一項の規定により第二十条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者
 三 法人で、その業務を行なう役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの
 (許可の基準)

第二十三条 国土交通大臣は、第二十条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めたときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
 二 当該事業の用に供する廃油処理施設が国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
 三 申請者が当該事業を適確に遂行するに足りる能力を有するものであること。
 (事業開始前の廃油処理施設の変更命令)

第二十四条 国土交通大臣は、第二十条第一項の規定による届出があつた場合において、当該事業の用に供する廃油処理施設が前条第二号の国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものであることを、国土交通大臣は、第二十一条第一項第二号の事項を変更しようとするときは、その変更に係る廃油処理施設の変更の工事の開始の日(工事を要しないときは、その変更日)の三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
 ただし、第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
 4 第二十四条の規定は、前項の規定による届出があつた場合に準用する。この場合において、その旨を同条中「その事業の開始前」と読み替えるものとする。

第二十五条 削除
 (廃油処理規程)

第二十六条 廃油処理事業者(第二十条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者をいう。以下同じ。)は、廃油の処理の料金その他の廃油の処理の引受けの条件について廃油処理規程を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の廃油処理規程は、次の各号に適合するものでなければならない。
 一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
 二 料金の收受及び廃油処理事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。
 三 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 四 他の廃油処理事業者との間に不当な競争をする事項が適正かつ明確に定められていること。
第二十七条 廃油処理事業者は、特定の者に対し、期限を定めてその廃油処理規程を変更すべきことを命ずることができる。(差別的取扱いの禁止)

第二十八条 港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者は、第二十一条第一項第二号の事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
 2 第二十三条の規定は、前項の許可に準用する。(廃油処理施設等の変更)

3 港湾管理者又は漁港管理者である廃油処理事業者は、第二十一条第一項第二号の事項を変更しようとするときは、その変更に係る廃油処理施設の変更の工事の開始の日(工事を要しないときは、その変更日)の三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
 (事業の休止及び廃止)

第三十二条 廃油処理事業者は、事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
 (事業の許可の取消し等)

第三十三条 国土交通大臣は、港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者が次の各号の一に該当するときは、六月以内の期間を定めて事業の停止を命じ、又は第二十条第一項の許可を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反したとき。
 二 第二十二条第一号又は第三号に該当することとなつたとき。
 3 国土交通大臣は、前項の規定により事業の停止を命じようとするときは、行政手続法第十三

2 項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
 (廃油処理施設の維持等)

第三十条 廃油処理事業者は、当該事業の用に供する廃油処理施設を第二十三条第二号の国土交通省令で定める技術上の基準に適合するように供する国土交通省令で定める技術上の基準に従つて廃油を処理しなければならない。
 2 廃油処理事業者は、廃油の処理の方法に関する国土交通省令で定める技術上の基準に従つて廃油を処理しなければならない。
 3 國土交通大臣は、当該事業の用に供する廃油に照らし公正妥当なものであることを認めると、當該廃油処理事業者が第一項の規定により届け出た廃油処理規程が前項各号のいずれかに適合していないと認めときは、當該廃油処理事業者に対し、期限を定めてその廃油処理規程を変更すべきことを命ずることができる。

第三十一条 廃油処理事業者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者について、相続、合併又は分割(当該廃油処理事業を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該廃油処理事業を承継した法人は、廃油処理事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により廃油処理事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第三十二条 廃油処理事業者は、事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
 (事業の許可の取消し等)

第三十三条 国土交通大臣は、港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者が次の各号の一に該当するときは、六月以内の期間を定めて事業の停止を命じ、又は第二十条第一項の許可を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反したとき。
 2 国は、必要があると認めるときは、廃油処理施設の建設又は改良を行なう港湾管理者に対し、予算の範囲内において、その建設又は改良に要する費用の十分の五を補助するものとする。

(都道府県知事への通知等)

第三十七条

国土交通大臣は、第二十条第一項の許可の申請があり、又は同条第二項の規定による届出があつたときは、その旨を都道府県知事に通知するものとする。ただし、当該届出た者が都道府県である港湾管理者又は漁港管理者であるときは、この限りでない。

2 都道府県知事は、廃油処理事業者(当該廃油処理事業者が都道府県である港湾管理者又は漁港管理者である場合を除く)の用に供する廃油処理施設又はその廃油の処理の方法に関し必要な措置があると認めるとときは、国土交通大臣に対し、第三十条第三項の規定による措置を講べきことを要請することができる。

3 国土交通大臣は、前項の規定による要請があつた場合において講じた措置について当該都道府県知事に通知するものとする。

第六章 海洋の汚染及び海上災害の防止

(油等の排出の通報等)

第三十八条 船舶から次に掲げる油その他の物質(以下この条において「油等」という。)の排出があつた場合には、当該船舶の船長は、国土交通省令で定めるところにより、当該排出があつた日時及び場所、排出の状況、海洋の汚染の防止のために講じた措置その他の事項を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。ただし、当該排出された油等が国土交通省令で定める範囲を超えて広がるおそれがないと認められるときは、この限りでない。

一 蒸発しにくい油で国土交通省令で定めるものの(以下「特定油」という。)の排出であつて、その濃度及び量が国土交通省令で定める基準以上であるもの

二 油の排出(前号に掲げる特定油の排出を除く。)であつて、その濃度及び量が国土交通省令で定める基準以上であるもの

三 有害液体物質等の排出であつて、その量が有害液体物質等の種類に応じ国土交通省令で定める量以上であるもの

四 ばら積み以外の方法で輸送される物質のうち海洋環境に特に悪影響を及ぼすものとして国土交通省令で定めるものの排出

難が発生した場合において、船舶から前項各号

に掲げる油等の排出のおそれがあるときは、当該船舶の船長は、国土交通省令で定めるところにより、当該排出があつた場合を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。

6 第一項若しくは第二項の船舶の運航に関する権原を有する者は、その他該船舶の運航に関する権原を有する者は、第三項若しくは第四項の海洋施設等の設置者は、海上保安機関から、第一項から第四項までに規定する油等の排出又は海難若しくは異常な現象による海洋の汚染を防止するために必要な措置を講ずべきことは、できる限り、

7 海洋施設等から第一項第一号若しくは第二号に掲げる油の排出又は同項第三号に掲げる有害液体物質等の排出のうち有害液体物質の排出(以下「大量の油又は有害液体物質の排出」という。)があつた場合には、当該海洋施設等の管理者は、国土交通省令で定める範囲を超えて海面に広がつてゐることを発見した者は、遅滞なく、その旨を最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。

8 交通省令で定める範囲を超えて海面に広がつてゐることを発見した者は、遅滞なく、その旨を最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。

9 大量の油又は有害液体物質の排出があつた場合の防除措置等)

第三十九条 大量の油又は有害液体物質の排出があつたときは、次に掲げる者は、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、排出された油又は有害液体物質の広がり及び引き続く油又は有害液体物質の排出の防止並びに排出された油又は有害液体物質の除去(以下「排出油等の防除」という。)のための応急措置を講じなければならない。

10 一 当該排出された油又は有害液体物質が第一項ただし書の国土交通省令で定める範囲を超えて広がるおそれがないと認められるときは、この限りでない。

11 二 当該排出された油又は有害液体物質が第一項ただし書の国土交通省令で定める範囲を超えて広がるおそれがないと認められるときは、この限りでない。

12 三 当該排出された油又は有害液体物質が第一項ただし書の国土交通省令で定める範囲を超えて広がるおそれがないと認められるときは、この限りでない。

13 四 大量の油又は有害液体物質の排出があつた場合において、当該油又は有害液体物質の荷送人

14 一 当該港が当該排出された油又は有害液体物質の船積港であるときは、当該油又は有害液体物質の荷送人

15 二 当該港が当該排出された油又は有害液体物質の荷送人

16 三 当該港が当該排出された油又は有害液体物質の荷送人

17 四 大量の油又は有害液体物質の排出があつた場合において、当該油又は有害液体物質の荷送人

18 五 当該港が当該排出された油又は有害液体物質の荷送人

19 六 当該港が当該排出された油又は有害液体物質の荷送人

20 七 当該港が当該排出された油又は有害液体物質の荷送人

21 八 当該港が当該排出された油又は有害液体物質の荷送人

22 九 当該港が当該排出された油又は有害液体物質の荷送人

23 十 当該港が当該排出された油又は有害液体物質の荷送人

24 十一 当該港が当該排出された油又は有害液体物質の荷送人

25 十二 当該港が当該排出された油又は有害液体物質の荷送人

26 十三 当該港が当該排出された油又は有害液体物質の荷送人

27 十四 当該港が当該排出された油又は有害液体物質の荷送人

28 十五 当該港が当該排出された油又は有害液体物質の荷送人

い。ただし、第一項の船舶の船長又は第三項の船舶の船長は、国土交通省令で定めるところにより、当該海難があつた日時及び場所、海難の状況、油等の排出が生じた場合に海洋の汚染の防止のために講じようとする措置その他の事項を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。

29 第一項若しくは第二項の船舶の運航に関する権原を有する者は、その他該船舶の運航に関する権原を有する者は、第三項若しくは第四項の海洋施設等の設置者は、海上保安機関から、第一項から第四項までに規定する油等の排出又は海難若しくは異常な現象による海洋の汚染を防止するために必要な措置を講ずるべきことは、この限りでない。

30 第一項の規定により講ずべき措置を講じていない者に對し、同項の規定により講ずべき措置

31 同項の規定により講ずべき措置を講じない者に對し、同項の規定により講ずべき措置

32 同項の規定により講ずべき措置を講じない者に對し、同項の規定により講ずべき措置

33 同項の規定により講ずべき措置を講じない者に對し、同項の規定により講ずべき措置

34 同項の規定により講ずべき措置を講じない者に對し、同項の規定により講ずべき措置

35 同項の規定により講ずべき措置を講じない者に對し、同項の規定により講ずべき措置

36 同項の規定により講ずべき措置を講じない者に對し、同項の規定により講ずべき措置

37 同項の規定により講ずべき措置を講じない者に對し、同項の規定により講ずべき措置

38 同項の規定により講ずべき措置を講じない者に對し、同項の規定により講ずべき措置

39 同項の規定により講ずべき措置を講じない者に對し、同項の規定により講ずべき措置

40 同項の規定により講ずべき措置を講じない者に對し、同項の規定により講ずべき措置

41 同項の規定により講ずべき措置を講じない者に對し、同項の規定により講ずべき措置

42 同項の規定により講ずべき措置を講じない者に對し、同項の規定により講ずべき措置

43 同項の規定により講ずべき措置を講じない者に對し、同項の規定により講ずべき措置

44 同項の規定により講ずべき措置を講じない者に對し、同項の規定により講ずべき措置

45 同項の規定により講ずべき措置を講じない者に對し、同項の規定により講ずべき措置

46 同項の規定により講ずべき措置を講じない者に對し、同項の規定により講ずべき措置

47 同項の規定により講ずべき措置を講じない者に對し、同項の規定により講ずべき措置

48 同項の規定により講ずべき措置を講じない者に對し、同項の規定により講ずべき措置

49 同項の規定により講ずべき措置を講じない者に對し、同項の規定により講ずべき措置

50 同項の規定により講ずべき措置を講じない者に對し、同項の規定により講ずべき措置

51 同項の規定により講ずべき措置を講じない者に對し、同項の規定により講ずべき措置

52 同項の規定により講ずべき措置を講じない者に對し、同項の規定により講ずべき措置

53 同項の規定により講ずべき措置を講じない者に對し、同項の規定により講ずべき措置

54 同項の規定により講ずべき措置を講じない者に對し、同項の規定により講ずべき措置

55 同項の規定により講ずべき措置を講じない者に對し、同項の規定により講ずべき措置

56 同項の規定により講ずべき措置を講じない者に對し、同項の規定により講ずべき措置

57 同項の規定により講ずべき措置を講じない者に對し、同項の規定により講ずべき措置

となる行為をした者の使用者(当該行為をした者が船舶の乗組員であるときは、当該船舶の船舶所有者)

の船舶所有者)

前項の場合において、同項各号に掲げる者が

同項の規定により講ずべき措置を講じない者に對し、同項の規定により講ずべき措置

これに応じなければならぬ。

4 航洋施設等の損傷その他の海洋施設等に係る異常な現象が発生した場合において、当該海洋施設等から大量の油又は有害液体物質の排出があつたときには、その旨を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。

5 海洋施設等から大量の油又は有害液体物質の排出があつたときには、その旨を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。

6 海洋施設等から大量の油又は有害液体物質の排出があつたときには、その旨を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。

7 海洋施設等から大量の油又は有害液体物質の排出があつたときには、その旨を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。

8 海洋施設等から大量の油又は有害液体物質の排出があつたときには、その旨を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。

9 海洋施設等から大量の油又は有害液体物質の排出があつたときには、その旨を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。

10 海洋施設等から大量の油又は有害液体物質の排出があつたときには、その旨を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。

11 海洋施設等から大量の油又は有害液体物質の排出があつたときには、その旨を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。

12 海洋施設等から大量の油又は有害液体物質の排出があつたときには、その旨を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。

13 海洋施設等から大量の油又は有害液体物質の排出があつたときには、その旨を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。

14 海洋施設等から大量の油又は有害液体物質の排出があつたときには、その旨を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。

15 海洋施設等から大量の油又は有害液体物質の排出があつたときには、その旨を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。

16 海洋施設等から大量の油又は有害液体物質の排出があつたときには、その旨を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。

17 海洋施設等から大量の油又は有害液体物質の排出があつたときには、その旨を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。

18 海洋施設等から大量の油又は有害液体物質の排出があつたときには、その旨を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。

19 海洋施設等から大量の油又は有害液体物質の排出があつたときには、その旨を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。

20 海洋施設等から大量の油又は有害液体物質の排出があつたときには、その旨を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。

21 海洋施設等から大量の油又は有害液体物質の排出があつたときには、その旨を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。

22 海洋施設等から大量の油又は有害液体物質の排出があつたときには、その旨を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。

23 海洋施設等から大量の油又は有害液体物質の排出があつたときには、その旨を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。

24 海洋施設等から大量の油又は有害液体物質の排出があつたときには、その旨を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。

25 海洋施設等から大量の油又は有害液体物質の排出があつたときには、その旨を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。

26 海洋施設等から大量の油又は有害液体物質の排出があつたときには、その旨を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。

27 海洋施設等から大量の油又は有害液体物質の排出があつたときには、その旨を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。

入を中止させることを命じ、又はその海域を行する船舶の航行を制限することができる。(排出特定油の防除のための資材)

第三十九条の三 次に掲げる者は、当該船舶若しくは施設又は当該係留施設を利用する船舶から特定油が排出された場合において、排出された特定油の広がり及び引き続く特定油の排出の防止並びに排出された特定油の除去(第三十九条の五において「排出特定油の防除」という。)のための措置を講ずることができるよう、国土交通省令で定めるところにより、当該船舶若しくは施設内又は国土交通省令で定める場所にオイルフレンス、薬剤その他の資材を備え付けておかなければならぬ。ただし、第一号に掲げる船舶にあつては、港湾その他の国土交通省令で定める海域を航行中である場合に限る。

一 国土交通省令で定める船舶の船舶所有者
二 船舶から陸揚げし、又は船舶に積載する特定油で国土交通省令で定める量以上の量のものを保管することができる施設の設置者
三 第一号に掲げる船舶を係留することができる係留施設(専ら同号に掲げる船舶以外の船舶を係留させる係留施設を除く。)の管理者
(油回収船等の配備)

第三十九条の四 総トン数が国土交通省令で定める総トン数以上のタンカー、その貨物艤装の一部がばら積みの液体貨物の輸送のための構造を有するタンカーにあつては、当該貨物艤装の一部

分の容量が国土交通省令で定める容量以上であるものに限る。以下「特定タンカー」という。)の船舶所有者は、特定タンカーが常時航行する海域で地形、潮流その他の自然的条件からみて特定油の排出があつたならば海洋が著しく汚染されるおそれがある海域として国土交通省令で定めるものを、特定タンカーに貨物としてばら積みの特定油を積載して航行させるときは、油回収船又は特定油を回収するための機械器具で国土交通省令で定めるものを配備しなければならない。

2 前項の油回収船及び特定油を回収するための機械器具の配備の場所その他配備に関必要な事項は、国土交通省令で定める。(特定油以外の油及び有害液体物質の防除のための資材等)

第三十九条の五 油(特定油を除く。以下この条において同じ。)又は有害液体物質を輸送する事項は、国土交通省令で定める船舶の船舶所有者は、当

該船舶が常時航行する海域で地形、潮流その他の自然的条件からみて油又は有害液体物質の排出があつたならば海洋が著しく汚染されるおそ

れがある海域として国土交通省令で定める海域

を積載して航行させるとときは、国土交通省令で定めるところにより、当該船舶の所在する場所へ速やかに到達することができる場所その他の

国土交通省令で定める場所に、排出油等の防除

(排出特定油の防除を除く。以下この条におい

て同じ。)のために必要な資材を備え付けて機械器具を配備し、及び排出油等の防除に関し必要な知識を有する要員を確保しておかなければならぬ。

第四十条 海上保安庁長官は、廃棄物その他の物を(廃棄物等の排出があつた場合の防除措置等)機械器具を配備し、及び排出油等の防除に関し必要な知識を有する要員を確保しておかなければならぬ。

第四十一条 同項の油濁防止緊急措置手引書を作成し、又は備え置き、若しくは掲示すべきことを命ずることができる。

第一項各号の施設の管理者は、同項の油濁防

止緊急措置手引書又は有害液体汚染防止緊急措

置手引書に定められた事項を、当該施設の従業者及び当該従業者である者以外の者で当該施設に係る業務を行う者のうち油又は有害液体物質

を取扱いに関する作業を行うものに周知させな

ければならない。

第二項 同項各号の施設の管理者は、同項の油濁防

止緊急措置手引書又は有害液体汚染防止緊急措

置手引書に定められた事項を、当該施設の従業者及び当該従業者である者以外の者で当該施設に係る業務を行う者のうち油又は有害液体物質

を取扱いに関する作業を行うものに周知させな

ければならない。

第三項 同項から第三項まで及び第五項並びに第四十条第一項から第三項まで及び第五項並びに第四十一条 海上保安庁長官は、第三十九条第一項により措置を講ずべき者がその措置を講ぜる場合において、当該船舶の撤去その他汚染の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることが困難であると認められる者は又は当該沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の船舶所有者に対し、国土交通省令で定めるとおり、又は及ぼすおそれがあると認める場合は、当該廃棄物その他の物を排出したと認められる者は又は当該沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の船舶所有者に對し、国土交通省令で定めるとところにより、当該廃棄物その他の物の除去又は当該船舶の撤去その他汚染の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることが困難であると認められる者は又は当該沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の船舶所有者に對し、国土交通省令で定めるとところにより、当該廃棄物その他の物の除去又は当該船舶の撤去その他汚染の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることが困難であると認められる者は又は当該沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の船舶所有者に對し、国土交通省令で定めるとところにより、当該廃棄物その他の物の除去又は当該船舶の撤去その他汚染の防止のため必要な措置を講じたときは、当該措置に要した費用で国土交通省令で定めると規定に基づくタンカー油濁損害賠償法(昭和五十年法律第五十五号)第二条第十四号イに規定する汚染に該当するときは、その講じられた措置に要した費用については、前各項の規定は、適用しない。ただし、その講じられた措置に要した費用の負担の履行であつて同法第三条第一項又は第二項の規定に基づくタンカー油濁損害賠償の義務の履行であるものについては、第三項の規定の例による。

第四十二条 海上保安庁長官は、次に掲げる

場合において、特に必要があると認めるとき

は、関係行政機関の長又は関係地方公共団体

(港務局を含む。)の長その他の執行機関(以下

「関係行政機関の長等」という。)に対し、政令

で定めるところにより、排出された油、有害液

体物質、廃棄物その他の物の除去、排出のおそ

れがある油若しくは有害液体物質の抜取り又は

沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去その他

の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ず

ることを要請することができる。

第四十三条 第三十九条第一項から第三項まで及び第五

項並びに第四十条の規定により措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの方が

講ずる措置のみによつては海洋の汚染を防止

する事が困難であると認められるとき。

二 本邦の領海の外側の海域にある政令で定め

る外国船舶(以下この号及び第四十二条の十

五第二項において「特定外国船舶」という。)

から大量の油又は有害液体物質の排出があつた場合又は特定外国船舶からの排出に係る第

四十条に規定する場合であつて、当該特定外

国船舶の船舶所有者及び第三十九条第二項第

三号に掲げる者若しくは当該特定外国船舶か

ら廃棄物その他の物を排出したと認められる

ことは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四

十三号)第五条及び第六条の規定を準用する。

二 第一項の規定による費用の負担の履行につい

ては、海上保安庁長官が適当と認めるときは、

金銭の納付に代え当該措置のために消費した薬剤その他の資材に相当する資材の納付によることができる。

2 定める船舶以外の船舶を係留させる係留施設を除く。の管理者者

は、その者に對し、同項の規定により負担した費用について求償権を有する。

3 第一項の場合において、当該油、有害液体物質、廃棄物その他の物の排出、当該油若しくは有害液体物質の排出のおそれ又は当該船舶の沈没若しくは乗揚げにつき責任を負う者があるときは、同項の船舶所有者又は海洋施設等の設置者は、その者に對し、同項の規定により負担した費用について求償権を有する。

4 第一項に規定する場合において、その海洋の汚染が船舶油濁等損害賠償保障法(昭和五十年法律第五十五号)第一項に規定する場合において、その講じられた措置に要した費用については、前各項の規定は、適用されない。ただし、その講じられた措置に要した費用の負担の履行であつて同法第三条第一項又は第二項の規定に基づくタンカー油濁損害賠償の賠償の義務の履行であるものについては、第三項の規定の例による。

5 第一項に規定する場合において、その海洋の汚染が船舶油濁等損害賠償の賠償の義務の履行であるものについては、第三項の規定の例による。

4 第一項に規定する場合において、当該油、有害液体物質、廃棄物その他の物の排出、当該油若しくは有害液体物質の排出のおそれ又は当該船舶の沈没若しくは乗揚げにつき責任を負う者があるときは、同項の船舶所有者又は海洋施設等の設置者は、その者に對し、同項の規定により負担した費用について求償権を有する。

5 第一項に規定する場合において、その講じられた措置に要した費用については、前各項の規定は、適用されない。ただし、その講じられた措置に要した費用の負担の履行であつて同法第三条第一項又は第二項の規定に基づくタンカー油濁損害賠償の賠償の義務の履行であるものについては、第三項の規定の例による。

者が海洋の汚染を防止するための必要な措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによつては海洋の汚染を防止することが困難であると認められるとき。(関係行政機関の長等の措置に要した費用の負担)

第四十一条の三 関係行政機関の長等は、前条第一号に掲げる場合において、同条の規定により海上保安庁長官が要請した措置を講じたときは、当該措置に要した費用で政令で定める範囲のものについて、当該措置に係る排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物若しくは排出のおそれがある油若しくは有害液体物質が積載されていた船舶の船舶所有者、これらの物が管理されていた海洋施設等の設置者は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の船舶所有者に負担させることができる。ただし、第四十一条第一項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

関係行政機関の長等は、前項の規定による負担金を徴収しようとするときは、当該負担金の納付義務者に対し、負担金の額、納付期限及び納付方法その他必要な事項を通知しなければならない。

関係行政機関の長等は、前項の通知を受けた納付義務者が納付期限までに同項の負担金を納付しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

二十日以上経過した日でなければならぬ。

関係行政機関の長等は、第三項の規定による督促をするときは、納付義務者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

前項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までに負担金及び第七項の規定による延滞金を納付しないときは、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

関係行政機関の長等は、第三項の規定により督促を受けた納付義務者がその指定の期限までに負担金及び第七項の規定による延滞金を納付しないときは、国税の滞納処分の例により、滞納処分をることができる。

前項の規定による徵収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効についても、日までの日数により計算した額の延滞金を徵収することができる。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

第一項の場合について準用する。この場合において、同条第三項から第五項までの規定中「第一項」とあるのは「第四十一条の三第一項」とあるのは「第四十二条第五項中「前各項」とあるのは「第四十二条第一項から第七項まで並びに同条第八項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

第四十二条 海上保安庁長官は、本邦の沿岸海域において排出された著しく大量の油又は有害液体物質により海洋が著しく汚染され、当該汚染が広範囲の沿岸海域において、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与え、若しくは事業活動を困難にし、又はこれらの障害が生ずるおそれがある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油等の防除の措置を講ずる必要があると認めるときは、当該排出油等の防除の措置を講ずるためやむを得ない限度において、当該排出された油又は有害液体物質が積載されていた船舶を破壊し、当該排出された油又は有害液体物質を焼却するほか、当該排出された油又は有害液体物質のある現場付近の海域にある財産の処分をすることができる。

(危険物の排出があつた場合の措置)

第四十二条の一 危険物の排出(海域の大気中に流すこと)を含む。以下この条、第四十二条の四の二、第四十二条の五第一項、第四十二条の八及び第四十二条の九第一項において同じ。)があつた場合において、当該排出された危険物の海上火災が発生するおそれがあるときは、次に掲げる者は、国土交通省令で定めるところにより、危険物の排出があつた日時及び場所、排出された危険物の量及び広がりの状況並びに排出された危険物が積載されていた船舶又は管理されていていた海洋危険物管理施設(海域に設けられた工作物で危険物を管理するものをいう。以下同じ。)その他の施設(陸地にあるものとし、その時効についても、日までの日数により計算した額の延滞金を徵収することができる。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

当該排出された危険物が積載されていた船舶の船長又は当該排出された危険物が管理させていた施設の管理者者

第一項に規定する場合において、同項各号に掲げる者は、直ちに、引き続く危険物の排出の防止及び排出された危険物の火災の発生の防止のための応急措置を講ずるとともに、危険物の排出があつた現場付近にある者又は船舶に対し注意を喚起するための措置を講じなければならない。

第二 前号の船舶内にある者及び同号の施設の従業者である者以外の者で当該危険物の排出の原因となる行為をしたもの(その者が船舶内にある者であるときは、当該船舶の船長)

前項に規定する場合において、同項各号に掲げる者は、直ちに、消防若しくは延焼の防止又は人命の救助のための応急措置を講ずるとともに、海上火災の現場付近にある者又は船舶に対し注意を喚起するための措置を講じなければならない。

第一項に規定する場合において、同項各号に掲げる者は、直ちに、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のための応急措置を講ずるとともに、海上火災の現場付近にある者又は船舶に対し注意を喚起するための措置を講じなければならない。

第一項に規定する場合において、海上保安庁長官は、海上災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、国土交通省令で定めるところにより、消火、延焼の防止その他の海上災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第一項第一号の船舶の船舶所有者又は同号の施設の設置者

第三 前号に掲げる者のほか、その業務に関し当該危険物の排出の原因となる行為をした者の使用者(当該行為をした者が船舶の乗組員であるときは、当該船舶の船舶所有者)

第一項に規定する場合において、海上保安庁長官は、海上災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、国土交通省令で定めるところにより、消火、延焼の防止その他の海上災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第一項第一号又は第二号の船舶の船舶所有者

第四 第二号に掲げる者のほか、その業務に関し当該海上火災の原因となる行為をした者の使用者(当該行為をした者が船舶の乗組員であるときは、当該船舶の船舶所有者)

第一項に規定する場合において、海上保安庁長官は、海上災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、国土交通省令で定めるところにより、消火、延焼の防止その他の海上災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

又は石油コンビナート等災害防止法第二十三条第一項の規定による通報をした場合は、この限りでない。

前項に規定する場合において、海上保安庁長官は、海上災害の発生を防止するため、緊急に当該危険物の排出を防止する必要があると認めるとときは、次に掲げる者に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該危険物の抜取りその他当該排出の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 一 当該船舶の船長又は船舶所有者
- 二 当該海洋危険物管理施設の管理者又は設置者

(緊急の場合における行為の制限)

第四十二条の五 海上保安庁長官は、危険物の排出があつた場合において、当該排出された危険物による海上火災が発生するおそれがあるとき、海上火災が発生したならば著しく大い海上災害が発生するおそれがあるときは、海上火災が発生するおそれのある海域に在る者に對し火気の使用を制限し、若しくは禁じ、又はその海域にある船舶の船長に対しその船舶をその海域から退去させることを命じ、若しくはその海域に進入してくる船舶の船長に対しその進入を中止させることを命ぜることができる。

2 海上保安庁長官は、海上火災が発生した場合は、当該海上火災の現場の海域にある船舶の船長に対しその船舶をその海域から退去させることを命じ、又はその海域に進入してくる船舶の船長に対しその進入を中止させることを命ぜることができる。

3 前二項に規定する場合において、海上保安庁長官は、当該海域にある者に対しその海域からの退去を命じ、又は当該海域への人の出入を禁止し、若しくは制限することができる。

(海上火災が発生した船舶の処分等)

第四十二条の六 海上保安庁長官は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のため必要がある場合は、海上火災が発生し、又はまさに発生しようとしている船舶、海洋危険物管理施設その他の財産を、延焼の防止のためやむを得ないと認められる場合は、海域にある延焼のおそれの退去を命じ、又は当該海域への人の出入を禁止し、若しくは制限することができる。

（船舶交通の危険の防止）

第四十二条の七 海上保安庁長官は、船舶の海上火災による船舶交通の障害の発生により、当該火災の発生した海域の周辺の海域において船舶交通の障害が新たに発生するおそれのない海域にその船舶を曳航すべきことを命ずることができる。

障害の発生した海域の周辺の海域において船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合は、当該船舶の船舶所有者に対するべきことを命ずることができる。

一 当該船舶の船長又は船舶所有者

- 二 当該海洋危険物管理施設の管理者又は設置者

(緊急の場合における行為の制限)

第四十二条の五 海上保安庁長官は、危険物の排出があつた場合において、当該排出された危険

物による海上火災が発生するおそれが著しく大い海上災害が発生するおそれがあるときは、海上火災が発生するおそれのある海域に在る者に對し火気の使用を制限し、若しくは禁じ、又はその海域にある船舶の船長に対しその船舶をその海域から退去させることを命じ、若しくはその海域に進入してくる船舶の船長に対しその進入を中止させることを命ぜることができる。

2 海上保安庁長官は、海上火災が発生した場合は、当該海上火災の現場の海域にある船舶の船長に対しその船舶をその海域から退去させることを命じ、又はその海域に進入してくる船舶の船長に対しその進入を中止させることを命ぜることができる。

3 前二項に規定する場合において、海上保安庁長官は、当該海域にある者に対しその海域からの退去を命じ、又は当該海域への人の出入を禁止し、若しくは制限することができる。

(海上火災が発生した船舶の処分等)

2 前項各号に掲げる場合においては、海上保安庁長官は、第四十二条の五又は第四十二条の六の規定にかかわらず、その権限を行うことができない。

二 第一項に規定する事態若しくは海上火災が発生するところにより、当該危険物の抜取りその他当該排出の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずる。

- 一 当該船舶の船長又は船舶所有者
- 二 当該海洋危険物管理施設の管理者又は設置者

(緊急の場合における行為の制限)

第四十二条の五 海上保安庁長官は、油、有害液

体質若しくは危険物の排出又は海上火災によ

る船舶交通の障害の発生により、当該障害の発

生したことを知つたとき、又は第四十二条の五

若しくは第四十二条の六の権限を行つたとき

は、相互に密接な連絡をとるとともに、海上火

災の発生及び拡大の防止のための措置の実施に

ついて協力しなければならない。

第四十二条の九 消防機関 (消防組織法 (昭和二十二年法律第二百二十六号) 第九条各号に掲げ

る機関をいう。以下同じ。) の長は、次の各号に掲げる場合は、第四十二条の五又は第四十二

条の六の権限を行つうことができる。

一 第四十二条の五又は第四十二条の六に規定する場合において、当該危険物の排出又は海

上火災が本頭に係留された船舶又は陸地にあ

る施設 (海域にある施設で固定施設により当

該施設と陸地との間の人々往来できるもの)

とを命じ、又はその海域に進入してくる船舶の船長に対しその進入を中止させることを命ずることができる。

2 海上保安庁長官は、海上火災が発生した場合

は、当該海上火災の現場の海域にある船舶の船長に対しその船舶をその海域から退去させることを命じ、又はその海域に進入してくる船舶の船長に対しその進入を中止させることを命ぜることができる。

3 前二項に規定する場合において、海上保安庁

長官は、当該海域にある者に対しその海域から

計画が、海上防災業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の海上防災業務の実施に関する計画を認めた場合に、当該船舶の船舶所有者に対するべきことを命ずることができない。

- 一 職員又は職員の構成が、海上防災業務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないもので
- 二 第一項に規定する事態若しくは海上火災が発生したことを知つたとき、又は第四十二条の五若しくは第四十二条の六の権限を行つたときは、相互に密接な連絡をとるとともに、海上火災の発生及び拡大の防止のための措置の実施について協力しなければならない。

(消防機関等との関係)

第四十二条の八 海上保安庁長官は、油、有害液

体質若しくは危険物の排出又は海上火災によ

る船舶交通の障害の発生により、当該障害の発

生したことを知つたとき、又は第四十二条の五

若しくは第四十二条の六の権限を行つたとき

は、相互に密接な連絡をとるとともに、海上火

災の発生及び拡大の防止のための措置の実施に

ついて協力しなければならない。

第四十二条の九 消防機関 (消防組織法 (昭和二十二年法律第二百二十六号) 第九条各号に掲げ

る機関をいう。以下同じ。) の長は、次の各号に掲げる場合は、第四十二条の五又は第四十二

条の六の権限を行つうことができる。

一 第四十二条の五又は第四十二条の六に規定する場合において、当該危険物の排出又は海

上火災が本頭に係留された船舶又は陸地にあ

る施設 (海域にある施設で固定施設により当

該施設と陸地との間の人々往来できるもの)

とを命じ、又はその海域に進入してくる船舶の船長に対しその進入を中止させることを命ずることができる。

2 海上保安庁長官は、海上火災が発生した場合

は、当該海上火災の現場の海域にある船舶の船長に対しその船舶をその海域から退去させることを命じ、又はその海域に進入してくる船舶の船長に対しその進入を中止させることを命ぜることができる。

3 前二項に規定する場合において、海上保安庁

長官は、当該海域にある者に対しその海域から

进入を中止させることを命ずることができる。

二 海上保安庁長官は、海上火災が発生した場合

は、当該海域への人の出入を禁止し、若しくは制限することができる。

三 職員又は職員の構成が、海上防災業務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないもので

あること。

四 海上防災業務以外の業務を行つている場合

には、その業務を行うことによつて海上防災業務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

五 第四十二条の二十六第一項の規定により指

定を取消され、その取消しの日から二年を経過しない者

に次の一いずれかに該当する者が

その委任を受けてその権限を行う消防

吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は海上保

安庁長官若しくは管区海上保安本部長等若しくは

は消防機関の長の要請があつたときは、警察署

長は、これら者の代わつて同条の権限を行つう

ことができる。この場合において、警察署長

は、当該権限を行つたときは、直ちにその旨を

海上保安庁長官若しくは管区海上保安本部長等

又は消防機関の長に通知しなければならない。

(他の法律の適用除外)

第四十二条の十一 第四十二条の五に規定する場合において、海上保安庁長官若しくは管区海上保安本部長等若しくは

は、消防機関の長の要請があつたときは、警察署

長は、これら者の代わつて同条の権限を行つう

ことができる。この場合において、警察署長

は、当該権限を行つたときは、直ちにその旨を

海上保安庁長官若しくは管区海上保安本部長等

又は消防機関の長に通知しなければならない。

（指定海上防災機関）

2 前項各号に掲げる場合においては、海上保安

長官は、第四十二条の五又は第四十二条の六の規

定にかかるとおり、その権限を行つうことができる。

三 職員又は職員の構成が、海上防災業務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないもので

あること。

四 海上防災業務以外の業務を行つている場合

には、その業務を行うことによつて海上防災業務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

五 第四十二条の二十六第一項の規定により指

定を取消され、その取消しの日から二年を経過しない者

に次の一いずれかに該当する者が

その委任を受けてその権限を行う消防

吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は海上保

安庁長官若しくは管区海上保安本部長等若しくは

は消防機関の長の要請があつたときは、警察署

長は、これら者の代わつて同条の権限を行つう

ことができる。この場合において、警察署長

は、当該権限を行つたときは、直ちにその旨を

海上保安庁長官若しくは管区海上保安本部長等

又は消防機関の長に通知しなければならない。

(指定海上防災機関)

第四十二条の十三 海上保安庁長官は、次条に規定する業務 (以下「海上防災業務」という。) を行うことにより、人の生命及び身体並びに財産の保護に資すること目的とする一般財團法人であつて、海上防災業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請に示しなければならない。

一 次条の規定による海上保安庁長官の指示に

より排出油等の防除のための措置を実施し、当該措置に要した費用を第四十二条の十六の規定により徴収すること。

二 船舶所有者その他の者の委託により、排出油等の防除、消防船による消火及び延焼の防

止その他の海上防災 (海上災害の発生及び拡

大の防止をいう。以下この条及び第五十一条

事項についての海上防災業務の実施に関する

の二において同じ。) のための措置を実施すること。

三 海上防災のための措置に必要な油回収船、油を回収するための機械器具、オイルフエンスその他の船舶、機械器具及び資材を保有し、これらを船舶所有者その他の者の利用に供すること。

四 海上防災のための措置に関する訓練を行うこと。

五 海上防災のための措置に必要な機械器具及び資材並びに海上防災のための措置に関する技術について調査及び研究を行い、その成果を普及すること。

六 海上防災のための措置に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

七 船舶所有者その他の者の委託により、海上防災のための措置に関する指導及び助言を行うこと。

八 海外における海上防災のための措置に関する指導及び助言、海外からの研修員に対する海上防災のための措置に関する訓練の実施その他海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務を行うこと。

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(指定海上防災機関に対する指示)

第四十二条の十五 海上保安庁長官は、緊急に排油等の防除のための措置を講ずる必要がある場合において、第三十九条第三項の規定により措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認めるとき、又は同項の規定により措置を講すべきことを命ずるときと認めると認められるときは、同項に規定する措置のうち必要と認めるものを講ずべきことを命ずることとする。

特定外国船舶から大量の油又は有害液体物質の排出があり、緊急に排出油等の防除のための措置を講ずる必要がある場合において、当該特定外国船舶の船舶所有者及び第三十九条第二項第一号に掲げる者が当該措置のうち必要と認めるときは、当該措置のうち必要と認めるものを講すべきことを、指定海上防災機関に対し、指示することができる。

(指定海上防災機関の措置に要した費用の負担)

第四十二条の十六 指定海上防災機関は、前条第一項の規定により海上保安庁長官が指示した措

置を講じたときは、当該措置に要した費用で国土交通省令で定める範囲のものについて、国土交通省令で定めるところにより、海上保安庁長官の承認を受けて、当該措置に係る排出された油若しくは有害液体物質が積載されていた船舶の船舶所有者又は排出された油若しくは有害液体物質が管理されていた海洋施設等の設置者に負担させることができる。ただし、第四十一条第一項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

二 指定海上防災機関は、前項の規定による負担金を徴収しようとするときは、当該負担金の納付義務者に対し、負担金の額、納付期限及び納付方法その他の必要な事項を通知しなければならない。

三 指定海上防災機関は、前項の通知を受けた納付義務者が納付期限までに同項の負担金を納付しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

四 指定海上防災機関は、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

五 指定海上防災機関は、第三項の規定により督促をしたときは、負担金の額につき年十四・五パーセントの割合により計算した額の範囲内の延滞金及び督促に要した費用に相当する金額の納付を求めることができる。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

六 指定海上防災機関は、第三項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までに負担金並びに前項の延滞金及び督促に要した費用に相当する金額(以下この条において「負担金等」という。)を納付しないときは、海上保安庁長官に対し、その徴収を申請することができる。

七 海上保安庁長官は、前項の規定による負担金等の徴収の申請があつたときは、国税の滞納処分の例により滞納処分をするものとする。この場合においては、指定海上防災機関は、海上保安庁長官の徴収した金額の百分の四に相当する金額を国に納付しなければならない。

八 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

九 海上防災機関の収入とする。

10 負担金等の請求権は、これを行使することができる時から五年間行使しない場合においては、時効により消滅する。

十一 第三項の規定による督促は、時効の更新の効力を有する。

十二 国は、指定海上防災機関が前条第一項又は第二項の規定により海上保安庁長官が指示した措置を講じた場合であつて、当該措置に要した費用が次の各号のいずれかに該当するときは、指定海上防災機関に対し、予算の範囲内において、当該各号に掲げる費用で政令で定める範囲のものを交付する。

一 前条第一項の規定による措置(船舶油濁等損害賠償保障法第二条第十四条号イに規定する汚染の防除のための措置であつて、同号ロに規定する措置(次号において「油濁損害防止措置」という。)に該当しないものに限る。)に要した費用

二 前条第二項の規定による措置(油濁損害防止措置に該当しないものに限る。)に要した費用

三 第四十二条の二十一 指定海上防災機関は、毎事業年度開始前に(指定を受けた日の属する事業年度においては、その指定を受けた後速やかに)、国土交通省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、海上保安庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。(事業計画等)

四 第四十二条の二十二 指定海上防災機関は、毎事業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに、国土交通省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、海上保安庁長官の認可を受けなければならない。

五 第四十二条の二十三 指定海上防災機関は、海上保安庁長官の許可を受けなければ、海上防災業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第六条 第四十二条の十九 指定海上防災機関の役員の選任及び解任は、海上保安庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第七条 海上保安庁長官は、指定海上防災機関の役員が、この法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき、第四十二条の十七第一項の認可を受けた海上防災業務規程に違反する行為をしたとき、又は海上防災業務の実施に関する不適切な行為をしたときは、指定海上防災機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

第八条 (役員の選任及び解任)

第九条 第四十二条の二十 指定海上防災機関の役員及び職員で第四十二条の十四第一号又は第二号に掲げる業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第十条 (役員及び職員の公務員たる性質)

第十一条 第四十二条の二十一 指定海上防災機関は、毎事業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに、国土交通省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、海上保安庁長官の認可を受けなければならない。

第十二条 第四十二条の二十二 指定海上防災機関は、第四十二条の十四第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

第十三条 第四十二条の二十三 指定海上防災機関は、海上保安庁長官の許可を受けなければ、海上防災業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第十四条 第四十二条の二十四 指定海上防災機関は、海上防災業務規程が海上防災業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その海上防災業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

第十五条 第四十二条の二十五 指定海上防災機関は、海上防災業務規程には、海上防災業務の実施方法その他の国土交通省令で定める事項を定めなければならない。

第十六条 第四十二条の二十六 指定海上防災機関は、第四十二条の十四第一号及び第二号の業務に関する基本金を設けるものとする。

の他の設備又はオイルフェンス、薬剤その他の資材であつて国土交通省令で定めるもの（以下「粉碎設備等」という。）を製造する者は、当該粉碎設備等が国土交通省令で定める技術上の基準に適合することについて、当該粉碎設備等の型式ごとに国土交通大臣の型式承認を受けるとともに、当該型式承認を受けた粉碎設備等ごとに国土交通大臣又は国土交通大臣の登録を受けた者の検定を受けることができる。

2

船舶安全法第九条第四項及び第十二条の規定は前項の検定について、同法第三章第一節（第二十五条の六十三から第二十五年の六十六までを除く。）及び第二十九条ノ五第一項の規定は前項の登録、登録を受けた者及び登録を受けた者が行う検定について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号に別表第一」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律別表第三」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と、同法第二十五条の五十四中「第二十五条の二十六」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の二十六」と読み替えるものとする。

（港湾における廃油処理施設等の整備計画）

第四十四条 港湾管理者は、当該港湾の港湾区域及びその周辺地域において生ずる廃油、廃油有害液体物質等及び廃棄物並びに排出ガス（以下この条において「廃油等」という。）の種類及び量等に照らし、当該港湾区域及びその周辺海域において船舶又は海洋施設から廃油等が排出又は放出されることによる海洋汚染等を防止するため必要があると認めるときは、当該港湾において廃油処理施設、廃有害液体物質等処理施設及び廃棄物処理施設並びに廃棄物の処理場所並びに排出ガス処理施設（排出ガスの処理の用に供する設備の総体をいう。）が確保されるようこれらの建設又は配置について港湾法（昭和二十五年法律第二百八十八号）第三条の三第一項の港湾計画その他の港湾の整備に関する計画に定めなければならない。（海洋の汚染状況の監視等）

第四十五条 海上保安庁長官は、本邦の沿岸海域における海洋の汚染状況について、必要な監視を行なわなければならない。

2 海上保安庁長官は、著しい海洋の汚染があると認めるときは、その汚染の状況について、当該汚染海域を地先水面とする地方公共団体の長に通知するものとする。（水路業務及び気象業務の成果の活用等）

第四十六条 海上保安庁長官及び気象庁長官は、水路業務又は気象業務による成果及び資料を海上汚染の防止及び海洋環境の保全並びに海上災害の防止のために活用するとともに、これら の業務に関連する海洋の汚染の防止及び海洋環境の保全並びに海上災害の防止のための科学的調査を実施するものとする。

（関係行政機関の協力）

第四十七条 国土交通大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、関係する独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第五十一条の三第一項において同じ。）の長又は関係する地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の理事長に対し、海洋汚染等（船舟類からの排出が行われた有害水バラストによる湖沼等の汚染を含む。次項及び第四十九条の二から第五十一条の二までにおいて同じ。）の防止及び海洋環境の保全等に関する情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

2 関係地方公共団体の長は、海洋汚染等の防止及び海洋環境の保全等のため必要があると認めることは、この法律の施行に関し、国土交通大臣に対し、意見を述べることができる。

3 農林水産大臣は、油、有害液体物質等、廃棄物又は有害水バラストの排出又は焼却により漁場の効用が著しく低下し、又は低下するおそれがあると認められるときは、国土交通大臣に対し、この法律の施行に関し、当該漁場及びその周辺海域（有害水バラストの排出に係るものである場合にあつては、当該漁場の周辺の湖沼等を含む。）における油、有害液体物質等、廃棄物又は有害水バラストの排出又は焼却の規制のための適切な措置を講ずることを要請することができる。（報告の徴収等）

第四十八条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めると

ころにより、有害水バラスト処理設備製造者等に対し、その事業に関し報告をさせることができること。国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、第十条の六第一項、第十八条の二第一項、第十八条の八第一項又は第四条の六第一項、第十八条の二第二項、第十八条の八第二項又は第四条の八第一項又は第四十三条の二第一項の許可を受けた者に対し、許可を受けた廃棄物の海洋投入処分、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄又は海洋施設の廃棄に關し報告させることができ。

2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、環境省令で定めるところにより、第十条の六第一項、第十八条の二第一項、第十八条の八第一項又は第四十三条の二第一項の許可を受けた者に対し、許可を受けた廃棄物の海洋投入処分、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄又は海洋施設の廃棄に關し報告させることができ。

3 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、環境省令で定めるところにより、第十条の六第一項、第十八条の二第一項、第十八条の八第一項又は第四十三条の二第一項の許可を受けた者に対し、許可を受けた廃棄物の海洋投入処分、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄又は海洋施設の廃棄に關し報告させることができ。

4 環境大臣又は海上保安庁長官は、この法

律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、第三十九条の三各号に掲げる者、特定タンカー若しくは第三十九条の五に規定する船舶の船舶所有者又は第四十条の二第一項各号に掲げる者に対し、オイルフェンス、薬剤その他の資材の備付け、油回収船若しくは特定油を回収するための機械器具その他の排出油等の防除のために必要な機械器具の配備、排出油等の防除に必要な知識を有する要員の確保又は同項の油濁防止緊急措置手引書若しくは有害液体汚染防止緊急措置手引書の作成、備置き若しくは掲示に關し報告をさせることができ。

5 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、第三十九条の三各号に規定する船舶の船舶所有者又は第四十条の二第一項各号に掲げる者に対し、オイルフェンス、薬剤その他の資材の備付け、油回収船若しくは特定油を回収するための機械器具の所在する場所若しくは第三十九条の五の資材若しくは機械器具の所在する場所に立ち入り、排出油等の防除のための必要なオイルフェンス、薬剤その他の資材又は油回収船若しくは特定油を回収するための機械器具その他の機械器具を検査させることができる。

6 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、有害水バラスト処理設備製造者等の工場、事務所その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、有害水バラスト処理設備製造者等の工場、事務所その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査

させ、又は関係者に質問させることができる。他の物件を検査させることができる。

8 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第十条の六第一項、第十八条の二第一項、第十八条の八第一項又は第四十三条の二第一項の許可を受けた者の事務所その他他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができ。

9 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、船舶若しくは海洋施設等又は船舶所有者若しくは船舶若しくは海洋施設等の設置者若しくは管理者の事務所に立ち入り、海洋汚染防止設備等、油濁防止規程、第七条の二第一項又は第四十条の二第一項の油濁防止緊急措置手引書、油記録簿、有害液体物質記録簿、船舶發生廃棄物記録簿、有害水バラスト汚染防止措置手引書、水バラスト記録簿、海洋施設発生廃棄物汚染防止規程、大气汚染防止検査対象船舶、海洋汚染等防止証書、海洋汚染防止条約証書等その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

10 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、

11 第六項から前項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

12 第六項から第十項までの規定による立入検査の権限は、犯罪検査のために認められたものと解してはならない。

（油記録簿等の写しの証明）

第四十九条 前条第九項の規定により船舶若しくは海洋施設又は船舶所有者若しくは海洋施設の管理者の事務所に立ち入った職員は、この法律の施行に必要な限度において、油記録簿、有害水

液体物質記録簿、船舶発生廃棄物記録簿、水バースト記録簿又は燃料油供給証明書の記載事項の写しを作成し、その写しが真正である旨の証明を船長若しくは船舶所有者又は海洋施設の管理者に対し求めることができる。

第四十九条の二

国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、船舶所有者、船長その他油、有害液体物質等、廃棄物若しくは有害水バーストの排出若しくは焼却又は排出ガスの放出その他の海洋汚染等又は海上災害の防止と密接な関連を有する業務に携わる者に対し、これら者が海洋汚染等又は海上災害の防止の見地に照らしてその業務を適正に処理するよう必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(国の援助)

第五十条 国は、海洋汚染防止設備等、廃油処理施設、油回収船その他海洋汚染等又は海上災害を防止するための設備、施設又は船舶の設置若しくは保有又は改善に必要な資金の確保、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。
(研究及び調査の推進等)

第五十一条

国は、船舶及び海洋施設からの油、有害液体物質等、廃棄物及び有害水バーストの排出並びに排出ガスの放出の防止、特定二酸化炭素ガスの処分、廃油及び廃船の処理、排出された油、有害液体物質等及び危険物の除去並びに海上火災の防除に関する技術の研究及び調査その他の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する研究及び調査を推進し、その成果の普及に努めるものとする。
(国際協力の推進)

第五十二条の二

国は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する国際的な連携の確保及び技術協力の推進、海外の地域における海上防災のための緊急援助の実施その他の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する国際協力の推進に努めるものとする。
(手数料の納付)

第五十三条の三

次の各号のいずれかに掲げる者（国及び独立行政法人（業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国（機構の放出量確認（第十九条の七第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する放出量確認に相当する

確認を含む。）及び原動機取扱手引書の承認を受けようとする者にあつては、機構に納付しなければならない。

二 第十一条の登録を受けようとする者
三 第十七条の二第二項第一号（第十七条の六において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の確認（第十七条の二第二項第一号の第十七条の六において準用する場合を含む。）
一 第九条の二第四項の確認（海上保安庁長官が行うものに限る。）を受けようとする者

二 前項の手数料の納付は、機構に納める場合を受けようとする者にあつては、機構に納付しなければならない。

三 第一条の規定により機構に納付された手数料は、機構の収入とする。

第五十四条の四

この法律を適用する場合における総トン数は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める総トン数とする。
(総トン数)

第五十五条の四

この法律第八条第一項の国際トン数証書又は同条第七項の国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶 トン数法第四条第一項の国際総トン数

第五十六条の四

前号に定める日本船舶以外の日本船舶（次号に定めるものを除く。） トン数法第五条第一項の総トン数

第五十七条の四

第一号に定める日本船舶以外の日本船舶であつてトン数法附則第三条第一項の規定の適用があるもの 同項本文の規定による総トン数

第五十八条の四

第一号に定める総トン数
第一項の総トン数

第五十九条の四

第一号に定める総トン数
第一項の総トン数

第六十条の四

第一号に定める総トン数
第一項の総トン数

第六十一条の四

第一号に定める総トン数
第一項の総トン数

第六十二条の四

第一号に定める総トン数
第一項の総トン数

第六十三条の四

第一号に定める総トン数
第一項の総トン数

第六十四条の四

第一号に定める総トン数
第一項の総トン数

（権限の委任）

第五十三条 この法律の規定により国土交通大臣又は海上保安庁長官の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長、管区海上保安本部長に行われる。

二 地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長を含む。又は管区海上保安本部長に行わることができる。

三 第一条の規定により機構に納付された手数料は、機構の収入とする。

二 前項の手数料の納付は、機構に納める場合を受けようとする者にあつては、機構に納付しなければならない。

三 第一条の規定により機構に納付された手数料は、機構の収入とする。

二 前項の手数料の納付は、機構に納付しなければならない。

三 第一条の規定により機構に納付された手数料は、機構の収入とする。

一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第五十四条の五

第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項又は第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした船級協会、登録検定機関又は第四十三条の九第一項の登録を受けた者の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条

次の各号のいずれかに該当する者は、千円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の規定に違反して、油を排出した者

二 第八条の三第三項の規定による命令に違反した者

三 第九条の二第一項（第九条の六第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、有害液体物質又は未査定液体物質を排出した者

四 第十条第一項の規定に違反して、廃棄物を排出した者

五 偽りその他不正の行為により第十条の六第一項、第十条の十第一項（第十八条の二第三項、第十八条の十二及び第四十三条の四において準用する場合を含む。）、第十八条の二第二项の許可を受けた者

六 第十七条第一項（第十七条の八第一項又は第四十三条の二第一項の規定による命令に違反して、油等の海底下廃棄をした者）

七 第十八条第一項の規定による命令に違反して、油等を排出した者

八 第十八条の七の規定に違反して、油等の海底下廃棄をした者

九 第十九条の七第一項の規定による命令に違反した者

十 第十九条の七第一項の規定による命令に違反して、原動機若しくは同条第二項の規定に違反して放出量確認に相当する確認若しくは原動機取扱手引書の承認を受けていない原動機を運転した者又は第十九条の九第一項の規定に違反して原動機を運転した者

十一 第十九条の二十一第一項の規定による命令に違反して、燃料油を使用した者

十二 第十九条の二十一第一項の規定による命令に違反して、燃料油を使用した者は、百万円以下の罰金に処する。

十二 第十九条の二十四第三項の規定に違反して揮発性物質放出防止設備を使用し、又は同項の規定により使用すべき揮発性物質放出防

第十三条

第十九条の三十五の四第一項又は第二項の規定に違反して、油、有害液体物質等又は廃棄物の焼却をした者

十四 第三十九条第一項の規定に違反した者は、第三十九条第三項若しくは第五項、第四十条、第四十二条の二第四項、第四十二条の六第一項の規定による命令に違反した者

十五 第三十九条第三項若しくは第五項、第四十条、第四十二条の二第四項、第四十二条の六第一項の規定に違反して、油、有害液体物質等又は廃棄物の焼却をした者

十六 第三十九条第三項若しくは第五項、第四十条、第四十二条の二第四項、第四十二条の六第一項の規定に違反して、油、有害液体物質等又は廃棄物の焼却をした者

十七 第三十九条第一項の規定に違反した者は、第三十九条第三項若しくは第五項、第四十条、第四十二条の二第四項、第四十二条の六第一項の規定による命令に違反した者

十八 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

十九 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者は、二百万円以下の罰金に処する。

二十 第四十三条第一項の規定に違反して、未査定液体物質を輸送した者

二十一 第四十三条第一項の規定に違反して、未査定液体物質を輸送した者は、五百六十万円以下の罰金に処する。

二十二 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者は、五百六十万円以下の罰金に処する。

二十三 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者は、五百六十万円以下の罰金に処する。

二十四 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者は、五百六十万円以下の罰金に処する。

二十五 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者は、五百六十万円以下の罰金に処する。

二十六 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者は、五百六十万円以下の罰金に処する。

二十七 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者は、五百六十万円以下の罰金に処する。

二十八 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者は、五百六十万円以下の罰金に処する。

二十九 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者は、五百六十万円以下の罰金に処する。

三十 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者は、五百六十万円以下の罰金に処する。

三十一 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者は、五百六十万円以下の罰金に処する。

三十二 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者は、五百六十万円以下の罰金に処する。

三十三 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者は、五百六十万円以下の罰金に処する。

三十四 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者は、五百六十万円以下の罰金に処する。

三十五 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者は、五百六十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第五項（第十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により海上保安庁長官が付し、又は変更した条件に違反して油を排出した者

第二十一条

第六条第一項、第七条第一項、第八条の二第四項、第九条の四第一項若しくは第二項、第十条の三第一項、第十七条の三第一項（第十八条の六において準用する場合を含む。）、第十七条の六に

おいて準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣が付し、又は変更した条件に違反して有害バラストの排出を行った者

二 第十一条の規定に違反した者

三 第十七条第三項（第十七条の六において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣が付し、又は変更した条件に違反して有害バラストの排出を行つた者

四 第十一条の二第三項の規定に違反して、船舶間貨物油積替えを行つた者

五 第十九条の二第四項の規定による命令に違反した者

六 第十九条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第十九条の九第二項の規定により国土交通大臣が付し、又は変更した条件に違反して原動機を運転した者

七 偽りその他不正の行為により第十九条の六第一項の規定による命令に違反して、船舶間貨物油積替えを行つた者

八 第十九条の二十一第六項の規定により国土交通大臣が付し、又は変更した条件に違反して燃料油を使用した者

九 第十九条の三十一第二項（第十九条の三十二第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して、船舶を航行の用に供した者

十 第十九条の四十八第二項（第十九条の五十一第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

十一 第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ五第二項の規定により確認した海洋汚染防止設備又は大気汚染防止設備以外の海洋汚染防止設備又は大気汚染防止検査対象設備について第十九条の四十九第一項において準用する同法第九条第五項の標示を付した者

十二 偽りその他不正の行為により第十九条の三十五第一項において準用する場合を含む。）又は第三十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

十三 第十九条の四十八第一項又は第十九条の五十一第一項から第三項までの規定による命令に違反した者

十四 第三十三条第一項の規定による命令に違反した者

十五 第三十八条第一項から第五項まで、第四十二条の二第一項、第四十二条の三第一項又は第四十二条の四の二第一項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした者

十六 第三十九条の二の規定による命令に違反し、又は处分の違反となるような行為をして、

第一 第四条第五項（第十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により海上保安庁長官が付し、又は変更した条件に違反して油を排出した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十七条

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

十七 第三十九条の四第一項又は第三十九条の十五の規定に違反した者
十八 第四十一条の二第二項の規定による命令に違反した者
十九 第四十二条の五第一項若しくは第三項の規定による命令に違反した者
二十 第四十二条の八の規定による处分の違反となるよう行為をした者
二十一 第四十三条の七第一項の規定に違反して、薬剤を使用した者
第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第五条の三第二項又は第五条の四の規定に違反した者
二 第八条第一項若しくは第三項、第八条の二第七項、第九条の五第一項若しくは第三項、第十条の四第一項若しくは第三項、第十条の五、第十六条第一項若しくは第三項、第十七条の四第一項、第三项若しくは第四項（これらの規定を第十七条の六において準用する場合を含む）、第十八条の四第一項若しくは第三項、第十九条の六、第十九条の八（承認原動機取扱手引書に係る部分に限る）、第十九条の二十一の二、第十九条の二十二第一項又は第十九条の三十五の四第三項の規定に違反した者
三 第八条第二項、第九条の五第二項、第十条の四第二項、第十六条第二項、第十七条の四第二項（第十七条の六において準用する場合を含む）又は第十八条の四第二項の規定により油記録簿、有害液体物質記録簿、船舶発生廃棄物記録簿、廃棄物処理記録簿又は水バラスト記録簿に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者
四 第八条の二第六項の規定による記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した者
五 第十条の十二第三項（第十八条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
六 第十三条第二項の規定に違反して、第十一条の登録を受けた船舶を第十条第二項第四号において準用する場合を含む。）の規定によつてする廃棄物の排出に使用した者
七 第十四条の規定又は第三十一条第二項若しくは第三十二条（これららの規定を第三十五条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八 第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項又は第四十三条の九第二項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項の規定による命令に違反して、薬剤を使用した者
第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第五条の三第二項の規定に違反して、當該違反した者
二 第八条第一項若しくは第三項、第八条の二第七項、第九条の五第一項若しくは第三項、第十条の四第一項若しくは第三項、第十条の五、第十六条第一項若しくは第三項、第十七条の四第一項、第三项若しくは第四項（これらの規定を第十七条の六において準用する場合を含む）、第十八条の四第一項若しくは第三項、第十九条の六、第十九条の八（承認原動機取扱手引書に係る部分に限る）、第十九条の二十一の二、第十九条の二十二第一項又は第十九条の三十五の四第三項の規定に違反した者
三 第八条第二項、第九条の五第二項、第十条の四第二項、第十六条第二項、第十七条の四第二項（第十七条の六において準用する場合を含む。）又は第十八条の四第二項の規定により油記録簿、有害液体物質記録簿、船舶発生廃棄物記録簿、廃棄物処理記録簿又は水バラスト記録簿に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者
四 第八条の二第六項の規定による記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した者
五 第十条の十二第三項（第十八条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
六 第十三条第二項の規定に違反して、第十一条の登録を受けた船舶を第十条第二項第四号において準用する場合を含む。）の規定によつてする廃棄物の排出に使用した者
七 第十四条の規定又は第三十一条第二項若しくは第三十二条（これららの規定を第三十五条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八 第十九条の十五第一項又は第四十二条の二第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第五条の三第二項の規定に違反して、當該違反した者
二 第八条第一項若しくは第三項、第八条の二第七項、第九条の五第一項若しくは第三項、第十条の四第一項若しくは第三項、第十条の五、第十六条第一項若しくは第三項、第十七条の四第一項、第三项若しくは第四項（これらの規定を第十七条の六において準用する場合を含む）、第十八条の四第一項若しくは第三項、第十九条の六、第十九条の八（承認原動機取扱手引書に係る部分に限る）、第十九条の二十一の二、第十九条の二十二第一項又は第十九条の三十五の四第三項の規定に違反した者
三 第八条第二項、第九条の五第二項、第十条の四第二項、第十六条第二項、第十七条の四第二項（第十七条の六において準用する場合を含む。）又は第十八条の四第二項の規定により油記録簿、有害液体物質記録簿、船舶発生廃棄物記録簿、廃棄物処理記録簿又は水バラスト記録簿に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者
四 第八条の二第六項の規定による記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した者
五 第十条の十二第三項（第十八条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
六 第十三条第二項の規定に違反して、第十一条の登録を受けた船舶を第十条第二項第四号において準用する場合を含む。）の規定によつてする廃棄物の排出に使用した者
七 第十四条の規定又は第三十一条第二項若しくは第三十二条（これららの規定を第三十五条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八 第十九条の十五又は第四十二条の二第一項の規定による許可を受けないで確認業務又は海上防災業務の全部を廃止したとき。

八 第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項の規定による命令に違反して、當該違反した者
第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第五条の三第二項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
二 第十九条の二第二項又は第三項の規定によつて登録を受けた登録確認機関又は指定海上防災機関の役員又は職員は、三十万円以下の過料に処する。
三 第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項の規定による命令に違反して、當該違反した者
四 第十九条の二第二項又は第三項の規定によつて登録を受けた登録確認機関又は指定海上防災機関の役員又は職員は、三十万円以下の過料に処する。
五 第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項の規定による命令に違反して、當該違反した者
六 第十九条の二第二項又は第三項の規定によつて登録を受けた登録確認機関又は指定海上防災機関の役員又は職員は、三十万円以下の過料に処する。
七 第十九条の二第二項又は第三項の規定によつて登録を受けた登録確認機関又は指定海上防災機関の役員又は職員は、三十万円以下の過料に処する。

八 第十九条の十八第一項又は第四十二条の二第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第五条の三第二項の規定に違反して、當該違反した者
二 第八条第一項若しくは第三項、第八条の二第七項、第九条の五第一項若しくは第三項、第十条の四第一項若しくは第三項、第十条の五、第十六条第一項若しくは第三項、第十七条の四第一項、第三项若しくは第四项（これらの規定を第十七条の六において準用する場合を含む）、第十八条の四第一項若しくは第三項、第十九条の六、第十九条の八（承認原動機取扱手引書に係る部分に限る）、第十九条の二十一の二、第十九条の二十二第一項又は第十九条の三十五の四第三項の規定に違反した者
三 第八条第二項、第九条の五第二項、第十条の四第二項、第十六条第二項、第十七条の四第二項（第十七条の六において準用する場合を含む。）又は第十八条の四第二項の規定により油記録簿、有害液体物質記録簿、船舶発生廃棄物記録簿、廃棄物処理記録簿又は水バラスト記録簿に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者
四 第八条の二第六項の規定による記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した者
五 第十条の十二第三項（第十八条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
六 第十三条第二項の規定に違反して、第十一条の登録を受けた船舶を第十条第二項第四号において準用する場合を含む。）の規定によつてする廃棄物の排出に使用した者
七 第十四条の規定又は第三十一条第二項若しくは第三十二条（これららの規定を第三十五条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

く)に係るもの(以下「事件」という。)に

関して船長その他の乗組員の逮捕が行われた場合

二 前号に掲げる場合のほか、事件に関する船の航行のために必要な文書(以下「船舶国籍証書等」という。)の押収が行われた場合であつて船長その他の乗組員又は船舶所有者が当該罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認められるとき。前項の規定により告知しなければならない事項は、次に掲げるものとする。

一 担保金又はその提供を保証する書面が次条第一項の政令で定めるところにより主務大臣に對して提供されたときは、遅滞なく、違反者は釈放され、及び船舶、船舶国籍証書等その他押収物(以下「押収物」という。)は返還されること。

二 提供すべき担保金の額は、事件の種別及び該項の規定により条件を付する場合は、そ

れぞれの条件に依り、政令で定めるところにより、主務大臣の定める基準に従つて、取締官が決定するものとする。

第六十六条 前条第一項の規定により告知した額の担保金又はその提供を保証する書面が政令で定めるところにより主務大臣に対して提供されたときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

2 主務大臣は、前条第三項の規定による条件が付された場合において、同項に規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者を釈放し、及び押収物を返還しなければならない。

3 取締官は、第一項の規定による通知を受けたとき(前条第三項の規定により条件が付された場合にあつては、前二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとす

る)に係るものが(以下「事件」という。)に對して提供されたときは、遅滞なく、違反者は釈放され、及び船舶、船舶国籍証書等その他押収物(以下「押収物」という。)は返還されること。

4 檢察官は、第一項の規定による通知を受けたとき(前条第三項の規定により条件が付された場合にあつては、前二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者を釈放し、及び押収物を返還しなければならない)に係るものが(以下「事件」という。)に對して提供されたときは、遅滞なく、違反者は釈放され、及び船舶、船舶国籍証書等その他押収物(以下「押収物」という。)は返還されること。

場合にあつては、第一項及び第二項の規定によ

る通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に關し、必要な措置を講じなければならない。

第六十七条 担保金は、主務大臣が保管する。

2 担保金は、事件に関する手続において、違反者がその求められた期日及び場所に出頭せず、又は返還された押収物で提出を求められたものがその求められた期日及び場所に提出されなかつたときは、当該期日の翌日から起算して一月を経過した日に、國庫に帰属する。ただし、当該期日の翌日から起算して一月を経過する日までに、当該期日の翌日から起算して三月を経過する日以前の特定の日に出頭し又は当該押収物を提出する旨の申出があつたときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合において、当該申出に係る特定の日に違反者が出頭せず、又は当該押収物が提出されなかつたときは、担保金は、その日の翌日に、國庫に帰属する。

4 担保金は、事件に関する手続が終結した場合等その保管を必要としない事由が生じた場合には、返還する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一條の規定中港湾法の目次の改正規定、同法第一章の次に一章を加える改正規定、同法第三十七条规定の改正規定、同法第三十九條の三を削る改正規定、同法第三十八条の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の四の次に一条を加える改正規定、同法第六章を同法第七章とし、同法第五章の次に一章を加える改正規定、同法第四十八条及び第五十五条の七第二項の改正規定、同法第五十六条の次に五条を加える改正規定、同法第五十七条の改正規定(同条の見出しを改める部分及び同条に一項を加える部分を除く。)、同法第五十九条第二項の改正規定、同法第六十一条の前に一条を加える改正規定、同法第六十一条及び第六十二条の改正規定、同法第六十一条及び第六十二条の改正規定並びに同法本則に一条を加える改正規定、同法第六十二条の改正規定並びに同法第四十九条及び第五十七条の改正規定、同法第五十八条の改正規定、附則第二条第二項及び第四項から第六項まで、附則第七条の規定並びに附則第八条の規定中運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)第三十八条第二項の表の改正規定は、公布の日から起算して一年を経過する年六月を以て効力を生ずる日(以下「条約改正発効日」という。)のうちいすればか早い日から、第三章及び第四章の規定は、公布的日から起算して二十一日に採択した同条約の改正が日本国において効力を生ずる日(以下「条約改正発効日」という。)のうちいすればか早い日から、第三章及び第四章の規定は、公布的日から起算して一年を経過した日から施行する。

第二条 船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律(昭和四十二年法律第百二十七号。以下「旧海水油濁防止法」という。)は、廃止する。

(経過措置)

この法律の施行前に旧海水油濁防止法の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

第七条 この法律の施行前に旧海水油濁防止法の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

第一条 この法律は、責任条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則 (昭和五〇年一二月二七日法律第二九五号) 抄

第一条 この法律は、責任条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則 (昭和四八年七月一七日法律第五四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四十条の前に一条を加える改正規定、第四十九条第三項の改正規定(「第三十九条の二」を「第三十九条の三」に改める部分を除く。)及び第五十七条に四号を加える改正規定(同条第六号に係る部分に限る。)は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四十条の前に一条を加える改正規定(「第三十九条の二」を「第三十九条の三」に改める部分を除く。)及び第五十七条に四号を加える改正規定(同条第六号に係る部分に限る。)は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、責任条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則 (昭和五〇年一二月二七日法律第二九五号) 抄

第一条 この法律は、責任条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則 (昭和五一年六月一日法律第四七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

については、改正後の第四十二条の十九第二項の規定は、この法律の施行後六月間は適用しない。
第五条 センターの最初の事業年度は、改正後の第四十二条の四十一の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十日に終わるものとする。
第六条 センターの最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、改正後の第四十二条の中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「センターの成立後遅滞なく」とする。

附 則 (昭和五一年六月一六日法律第六号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五三年七月五日法律第八七号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五五年五月七日法律第四一號) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第

四条第三項及び第九条第一項の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十六条)第一条の規定による改正後の海洋汚

染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「新法」という)。第五条から第八条までの規定は、タンカー以外の船舶で総トン数百トン以上二百トン未満のものであつて前条ただし書の政

令で定める日前に建造され又は建造に着手された船舶については、適用しない。

2 新法第四条第一項本文の規定又は新法第五条から第八条までの規定は、タンカー以外の船舶で総トン数二百トン以上三百トン未満のものであつて前条ただし書の政令で定める日前に建造され若しくは建造に着手されたものからのビル

ジの排出又は当該船舶については、当該日から起算して三年を経過する日までの間は、適用しない。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五五年一月一九日法律第八五号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二十条 この法律の施行前にしたこの法律による改正に係る国の機関の法律若しくはこれに基づく命令の規定による許可、認可その他の処分又は契約その他の行為(以下この条において「处分等」という。)は、政令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により又はこれららの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、相

当の国の機関のした処分等とみなす。

第二十一条 この法律の施行前にこの法律による改正に係る国の機関に対してした申請、届出その他の行為(以下この条において「申請等」という。)は、政令で定めるところにより、この

法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により又はこれららの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、相当の国の機

関に対してもした申請等とみなす。

附 則 (昭和五八年五月二六日法律第五八号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区

分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第三章の次に一章を加える改正規定

(第十七条の十二第一項及び第三項並びに第十七条の十五に係る部分に限る)、同法第五

十六条中第四号を第九号とし、第三号を第八

号とし、第二号を第七号とし、第一号を第二

号とし、同号の次に四号を加える改正規定

(同条第四号及び第五号に係る部分に限る)、同号とし、同号の次に三号を加える改正規定

(同条第八号及び第九号に係る部分に限る)。

二 第二条、第三条並びに附則第十条の規定、議定書により新法附屬書IVが日本国に

ついて効力を生ずる日

八 第五条並びに附則第十一条及び第十二条の規定、議定書により新法附屬書Vが日本国に

ついて効力を生ずる日

(ふん尿等の排出に係る経過措置)

第二条 条約附屬書IVが効力を生じた日(平成十

五年九月二十七日)以下この条及び次条において単に「発効日」という。前に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶であつては、政令で定めることができる)が、この法律の施行に

お従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 附則第二条及び第三条に定めるもののほ

か、この法律の施行に関し必要となる経過措置

は、政令で定めることができる。

附 則 (昭和五九年五月八日法律第二五号) 抄 (政令への委任)

一部を改正する法律(平成十六年法律第三十六号)第一条の規定による改正後の海洋汚染等及

び海上災害の防止に関する法律(以下「新海洋汚染等防止法」という)第十条第二項第一号

に規定するふん尿等の排出については、発効日の翌日から起算して五年以上十年以内において政令で定める期間を経過する日までの間は、同

項の規定にかかわらず、なお従前の例による。(ふん尿等排出防止設備に係る経過措置)

第三条 発効日前に建造契約が結ばれた船舶(建

造契約がない船舶であつて、発効日前に建造に着手されたもの)であつて、発効日の翌日か

ら起算して三年を経過する日以前に船舶所有者に對し引き渡されるものについては、発効日の翌日から起算して五年以上十年以内において政

令で定める期間を経過する日までの間は、新海

洋汚染等防止法第十条の二、第十九条の四十一

第一項(新海洋汚染等防止法第十条の二第一項に規定するふん尿等排出防止設備に係る部分に

令で定める期間を経過する日までの間は、新海

洋汚染等防止法第十条の二第二項に規定するふん尿等排出防止設備に係る部分に限る)並びに第十九条の四十四第一項及び第

規定並びに附則第八条及び第九条の規定

規約附屬書IIの実施日

五 第三条中海洋汚染及び海上災害の防止に関

する法律第三十八条第一項の改正規定

規約附屬書IIが日本国に

ついて効力を生ずる日

六 第三条(前号に規定する規定を除く)の規定

規約附屬書IIが日本国に

ついて効力を生ずる日

七 第四条及び附則第十条の規定

規約附屬書IVが日本国に

ついて効力を生ずる日

八 第五条並びに附則第十一条及び第十二条の規定

規約附屬書IVが日本国に

ついて効力を生ずる日

2 前項に規定する船舶についての新海洋汚染等

防止法第十九条の三十六(新海洋汚染等防止法第十条の二第一項に規定するふん尿等排出防止

設備に係る部分に限る)の規定の適用について

二項(新海洋汚染等防止法第十条の二第一項に規定するふん尿等排出防止設備に係る海洋汚染等防止証書に係る部分に限る)の規定は、適

用しない。

3 前項に規定する船舶についての新海洋汚染等

防止法第十九条の三十六(新海洋汚染等防止法第十条の二第一項に規定するふん尿等排出防止

設備に係る部分に限る)の規定の適用について

二項(新海洋汚染等防止法第十条の三十六中「初めて」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害

の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第二条に規定する発効日の翌日から起算して五

年以上十年以内において政令で定める期間を経過する日以後初めて」とする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及びこの法

律の附則においてなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

による。

第五条 附則第二条及び第三条に定めるものほ

か、この法律の施行に関し必要となる経過措置

は、政令で定めることができる。

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二十三条 この法律の施行前に海運局長、海運部長、海運監理部長若しくは海運監理部の支局その他の地方機関の長（以下「支局長等」という。）又は陸運局長が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下この条において「处分等」という。）は、政令（支局長等がした処分等にあつては、運輸省令）で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は地方運輸局若しくは海運監理部の海運支局その他の地方機関の長（以下「海運支局長等」という。）がした処分等とみなす。

第二十四条 この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、支局長等又は陸運局長に対ししてした申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）は、政令（支局長等に対ししてした申請等にあつては、運輸省令）で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は海運支局長等に対ししてした申請等とみなす。

第二十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。附 則（昭和六〇年一二月二四日法律第六（施行期日）抄
九号）抄
（平成三年一〇月五日法律第九五（施行期日）抄
第一 条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

（平成四年五月六日法律第三八（施行期日）抄
号）抄
（平成三年一〇月五日法律第九五（施行期日）抄
第一 条 この法律は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百九十九年七月四日に採択した千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約附屬書Iの改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第十七条の十二第一項及び第五十一条第五号の改正規定並びに次条及び附則第五十条の規定は、同日前の政令で定める日から施行する。

（施行期日）抄
（平成四年五月六日法律第三八（施行期日）抄
第一 条 この法律は、千九百七十三年の船舶によ

七年七月四日に採択した千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約附屬書Iの改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。

八条第五号の改正規定並びに次条及び附則第五十条の規定は、同日前の政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 運輸大臣又は船級協会（この法律による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（以下「新法」という。）第十七条の十二第一項の認定を受けた法人をいう。以下同じ。）は、前条ただし書の政令で定める日以後においては、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、船舶に備え置き、又は掲示された油濁防止緊急措置手引書（新法第七条の二第一項の油濁防止緊急措置手引書をいう。以下同じ。）について、新法第十七条の二又は第十七条の十一第二項に規定する検査に相当する検査を行うことができる。

第二条 運輸大臣は、前条ただし書の政令で定める日以後においても、油濁防止緊急措置手引書に係る新法第十七条の三第一項の海洋汚染防止証書に相当する証書を交付することができる。

第二条 前項の規定により交付した証書は、その交付後施行日までの間に運輸省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、油濁防止緊急措置手引書に係る新法第十七条の三第一項の海洋汚染防止証書とみなす。この場合において、当該証書の有効期間の起算日は、前項の規定によりその交付をした日とする。

第二条 次に掲げる者（国を除く。）は、実費を勘案して運輸省令で定める額の手数料を収入印紙をもつて国に納付しなければならない。

第二条 第一項の運輸大臣の行う検査を受けようとする者は、偽りその他不正の行為により第一項の海洋汚染防止証書に相当する証書の交付を受けようとする者（船級協会が第一項に規定する検査を行つた船舶に係る当該証書の交付を受けようとする者に限る。）は、実費を勘案して運輸省令で定める額の手数料を収入印紙をもつて国に納付しなければならない。

第二条 第二項の海洋汚染防止証書に相当する証書の交付を受けようとする者は、偽りその他不正の行為により第一項の海洋汚染防止証書に相当する証書の交付を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第八条第一項及び第二十四条ノ二の規定は船級協会の第一項に規定する検査の業務に關する監督について、同法第二十三条及び第二十四条の規定は

経過措置を含む。）は、政令で定めることができる。

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十九号）の施行の日から施行する。

（施行期日）附 則（平成五年一一月一二日法律第八九号）

（施行期日）第一条 この法律の施行前に法令に基づき審議会の第一項に規定する検査の業務に從事する

る役員又は職員について準用する。この場合において、同法第二十三条第一項中「第八条第一項ニ掲グル船舶ニ付第二条第一項各号ニ掲グル

事項又ハ満載吃水線ニ関スル検査（第八条第一項ノ命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）とあり、及び同法第二十四条第一項中「前条ニ掲グル検査」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一項を改正する法律（平成四年法律第三十八号）（以下改正法ト称ス）ニ依

る改正後ノ海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第七条の二第一項ノ油濁防止緊急措置手引書ニ付キ改正法附則第二条第一項ニ規定スル

検査」と読み替えるものとする。

第三条 施行日前に建造された船舶（以下「現存船」という。）については、施行日の翌日から起算して二年を経過する日（以下「経過日」という。）までの間は、新法第七条、第七条の二、第十七条の七第一項（油濁防止緊急措置手引書に係る部分に限る。）並びに第十七条の十第一項及び第二項（油濁防止緊急措置手引書に係る海洋汚染防止証書に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第三条 現存船についての新法第十七条の二（油濁防止緊急措置手引書に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成四年法律第三十八号）」の施行日の翌日から起算して二年を経過する日以後初めて」とする。

第三条 現存船についてのこの法律による改正前の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第七条第一項の規定による油濁防止規程の備置き又は掲示及び同条第二項の規定による油濁防止規程の周知については、経過日までの間は、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当

規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第五条 附則第一条から前条までに定めるものは、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

（附 則）（平成六年六月二九日法律第五三（施行期日）抄
第一 条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一 条 第二条（次号に規定する改正規定を除く。）並びに附則第三条第一項及び第四条の規定

千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書が日本国について効力を生ずる日

（附 則）（平成六年六月二九日法律第五三（施行期日）抄
第一 条 第二条（次号に規定する改正規定を除く。）並びに附則第三条第一項及び第四条の規定

千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書が日本国について効力を生ずる日

のための国際基金の設立に関する国際条約（千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の補足）（附則第五条第二項において「千九百七十年国際基金条約」という。）の廃棄が日本国について効力を生ずる日（政令への委任）

第八条 附則第二条、第三条、第五条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成七年五月一二日法律第九〇号）抄
（施行期日）

（第一条）この法律は、千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第二十五年、第二十六年第一項及び第三十五条の改正規定、第五十八条の改正規定（第六号に係る部分に限る。）並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

（附 則）（平成八年六月一四日法律第七四号）抄
（施行期日）

（第一条）この法律は、国連海洋法条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則 （平成八年六月一四日法律第七九号）
（施行期日）

（第一条）この法律は、国連海洋法条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

第一条 この法律は、（前条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成九年六月一一日法律第七八号）抄
（施行期日）

（第一条）この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第二条の規定（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十七条の三第二項の改正規定を除く。）並びに附則第四条及び第五条の規定 平成九年七月一日
（施行期日）

（第一条）この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五十五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日
（附 則）（平成一一年二月二二日法律第二二〇号）抄
（施行期日）

（第一条）この法律（第一条を除く。）は、平成十一年一月六日から施行する。

附 則 （平成一〇年五月二七日法律第六四号）抄
（施行期日）

（第一条）この法律（第二条に定めるもののほか、この法律の施行の際現に交付されている海洋汚染防止証書の有効期間については、なお従前の例による。）

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に建造された船舶又は海洋施設については、同号に定める日から起算して一年を経過するまでの間は、第二条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に係る改正後の海洋汚染及び海上災害の防止のための国際条約に関する平成十九年七月一日に採択した千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する平成十七八年の議定書により国際海事機関が平成十七八年の議定書により付与した海洋汚染等防止証書とみなす。

（第一条）この法律は、（第二条に定めるもののほか、この法律の施行の際現に交付されている海洋汚染防止証書の有効期間については、なお従前の例による。）

附 則 （平成一〇年五月二七日法律第六四号）抄
（施行期日）

（第一条）この法律（第二条に定めるもののほか、この法律の施行の際現に交付されている海洋汚染防止証書の有効期間については、なお従前の例による。）

附 則 （平成一一年法律第三六号）抄
（施行期日）

（第一条）この法律は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する平成十七八年の議定書により国際海事機関が平成十七八年の議定書により付与した海洋汚染等防止証書とみなす。

（第二条）この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一条 この法律は、（前条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成八六年六月一四日法律第八四号）抄
（施行期日）

（第一条）この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、（前条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一〇年五月二七日法律第六四号）抄
（施行期日）

（第一条）この法律は、公布の日から施行する。

第二条 この法律の施行現にこの法律による改正前の海洋汚染及び海上災害の防止に関する規定（経過措置）

（第一条）この法律は、（前条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一一年法律第三六号）抄
（施行期日）

（第一条）この法律は、（前条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二条 この法律の施行現にこの法律による改正前の海洋汚染及び海上災害の防止に関する規定（経過措置）

（第一条）この法律は、（前条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一一年法律第三六号）抄
（施行期日）

（第一条）この法律は、（前条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二条 国土交通大臣又は船級協会（この法律による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（以下「新法」という。）第十七条の四第二項の規定により新法第九条の四第六項の有害液体汚染防止緊急措置手引書又は同条第七項の海洋汚染防止緊急措置手引書（以下「有害液体汚染防止緊急措置手引書等」という。）についての検査を行う者として認定を受けた法人をいう。以下同じ。）は、施行日前において、新法第十七条の二又は第十七条の十二第二項に規定する検査に相当する検査を行うことができる。

2 國土交通大臣又は船級協会が前項の検査の結果当該有害液体汚染防止緊急措置手引書等について国土交通省令で定める新法第九条の四第六項において準用する新法第七条の二第二項に規定する技術上の基準に相当する基準に適合するとしたときは、国土交通大臣は、有害液体汚染防止緊急措置手引書等に係る新法第十七条の三第一項の海洋汚染防止証書に相当する証書を交付しなければならない。

3 前項の規定により交付した証書は、その交付後施行日までの間に国土交通省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、有害液体汚染防止緊急措置手引書等に係る海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「新海洋汚染等防止法」という。）第十九条の三十七第一項の規定により交付した海洋汚染等防止証書とみなす。この場合において、当該証書の有効期間の起算日は、前項の規定によりその交付をした日とする。

4 次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他的事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を収入印紙をもつて国に納付しなければならない。

一 第一項の国土交通大臣の検査を受けようとする者

二 第二項の海洋汚染防止証書に相当する証書の交付を受けようとする者（船級協会が第一項に規定する検査を行つた船舶に係る当該証書の交付を受けようとする者に限る。）

三 第二項の海洋汚染防止証書に相当する証書の再交付又は書換えを受けようとする者は、二百円以下の罰金に処する。

四 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第八条

第二項及び第二十四条ノ二の規定は船級協会の第一項に規定する検査の業務に関する監督について、同法第二十三条及び第二十四条の規定は船級協会の同項に規定する検査の業務に従事する役員又は職員について準用する。この場合において、同法第二十四条第一項中「第八条第一項ニ掲グル船舶ニ付第二条第一項各号ニ掲グル事項又ハ満載喫水線ニ閲スル検査（第八条第一項ノ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）」とあり、及び同法第二十四条第一項中「前条ニ掲グル検査」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十二年法律第六十四号）（以下改正法ト称ス）ニ依ル改正後ノ海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第九条の第四第六項ノ有害液体汚染防止緊急措置手引書又ハ同条第七項ノ海洋汚染防止緊急措置手引書ニ付改正法附則第二条第一項ニ規定スル検査」と読み替えるものとする。

第五条 施行日前に建造された船舶についての新海洋汚染等防止法第十九条の三十六（有害液体汚染防止緊急措置手引書及び海洋汚染防止緊急措置手引書に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十二年法律第六十四号）の施行の日以後初めて」とする。

第六条 新法第四十二条の四十三第三項の規定は、平成十一年四月一日に始まる事業年度に係る同項に規定する書類から適用する。（政令への委任）

第五条 前三条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定めることができる。

附 則（平成一二年五月三一日法律第九号）抄

（施行期日）
1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九号）の施行の日から施行する。

附 則（平成一四年五月三一日法律第五号）抄

（施行期日）
1 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則（平成一四年五月三一日法律第五号）抄

（施行期日）
1 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則（平成一四年五月三一日法律第五号）抄

（施行期日）
1 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一四年五月三一日法律第五号）抄

（施行期日）
1 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。

附 則（平成一四年五月三一日法律第五号）抄

（施行期日）
1 この法律は、地方税法第一百五十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第一百六十三条の改正規定に限る。）、第十九条（不動産登記法第二十一条第四項及び同法

第一百五十二条ノ三第七項にたゞし書を加える改正規定に限る。）、第二十一条（商業登記法第十三条第二項及び同法第一百三十条の五第二項にたゞし書を加える改正規定に限る。）、第二十二条から第二十四条まで、第三十七条规定（関税法第九条の四の改正規定に限る。）、第三十八条、第四十四条（国税通則法第三十四条第一項の改正規定に限る。）、第四十五条、第四十八条（自動車重量税法第十条の次に一條を加える改正規定に限る。）、第五十二条、第六十九条及び第七十条の規定この法律の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（平成一四年一二月一八日法律第六号）抄

（施行期日）
1 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第六章の二の改正規定（第四十二条の三十七に係る部分に限る。）並びに次条及び附則第八条の規定は、同年七月一日から施行する。

附 則（平成一四年一二月一八日法律第六号）抄

（施行期日）
1 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一四年一二月一八日法律第六号）抄

承継する資産の価額（旧法第四十二条の四十第一項の基金に充てるために出資され、又は出えんされた金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、この法律による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（以下「新法」という。）第四十二条の二十九に規定する防災措置業務の財源に充てるための積立金又は当該業務に係る勘定に属する新法第四十二条の三十一第一項に規定する積立金若しくは繰越欠損金として整理するものとする。

第一項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧法第四十二条の三十六第一項第一号及び第二号の業務以外の業務に係るものについては、センターが承継する資産の価額（当該業務に要する資金に充てるために政府以外の者から出資された金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、新法第四十二条の二十九に規定するその他の業務の財源に充てられたための積立金又は当該業務に係る勘定に属する新法第四十二条の三十第一項に規定する積立金若しくは繰越欠損金として整理するものとする。

第一項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧法第四十二条の三十六第一項第一号及び第二号の業務以外の業務に要する資金に充てるために政府以外の者から出資された金額を差し引いた額は、新法第四十二条の二十九に規定するその他の業務の財源に充てられたための積立金又は当該業務に係る勘定に属する新法第四十二条の三十第一項に規定する積立金若しくは繰越欠損金として整理するものとする。

第一項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧法第四十二条の三十六第一項第一号及び第二号の業務以外の者から出資された金額を差し引いた額は、新法第四十二条の二十九に規定するその他の業務に係る勘定に属する出資金として整理するものとする。

第一項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、政府若しくは政府以外の者から旧法第四十二条の四十第一項の基金に充てるために出資され、又は政府以外の者から同項の基金に充てられた金額に相当する金額は、それぞれ、センターの設立に際し、政府及び政府以外の者から新法第四十二条の二十八の基金に充てるために出資され、又は政府以外の者から同条の基金に出資されたものとする。

12 旧センターの解散については、旧法第四十二条の五十二第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

13 第一項の規定により旧センターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。(政府が有する債権の免除)

第三条 政府は、旧法第四十二条の三十六第一項第一号及び第二号の業務に必要な費用に充てるため政府から旧センターに貸し付けた資金であつて政令で定めるものに係る旧センターに対する債権並びにこれに係る延滞金及び利息を免除するものとする。(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第四条 附則第二条第一項の規定によりセンターガ承継する債務に係るセンターの長期借入金(持分の払戻し)

第五条 附則第二条第十一項の規定によりセンターゲ承継したものとされた政府以外の者は、セントラーグに対し、センターの成立の日から一月以内に限り、当該出資に係る持分の払戻しを請求することができる。

2 センターは、前項の規定による請求があつたときは、新法第四十二条の十八第一項の規定にかかるわらず、政令で定めるところにより、当該政府以外の者が有するセンターの成立の日におけるセンターの純資産額に対する持分に相当する金額(その金額が当該持分に係る出資金を超えるときは、当該出資額に相当する金額)により持分の払戻しをしなければならない。この場合において、センターは、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 旧法(第四十二条の二十八第二項を除く)の規定によりした処分、手続その他の行為は、独立行政法人通則法又は新法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為となる。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第五項の規定によりなお從前の例によることされる事項に係るこの法律の施行後にして行行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第八条 附則第二条から前条までに定めるものは、行わない。

第九条 第八条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(一部改正に伴う経過措置)

第十一条 この法律は、平成十六年三月一日から施行する。(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 この法律は、平成十六年三月一日から施行する。

3 第二条の六第一項の登録を受けているものとみなす。

4 第八条の規定の施行の際現に旧海洋污染防治法第九条の二第四項の指定又は第十七条の十五第三項において準用する旧船舶安全法第六条ノ四第一項第一項の指定を受けている者が行うべき第八条の規定の施行の日の属する事業年度の確認業務に関する事業報告書及び收支決算書の作成並びにこれらの書類の海上保安庁長官に対する提出又は決算報告書及び事業報告書の作成並びにこれらの書類の国土交通大臣に対する提出については、なお従前の例による。

4 第八条の規定の施行前に旧海洋污染防治法第九条の二第四項の規定により指定確認機関がした確認業務(第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。)に係る処分又はその不作為に関する行政不服審査法による審査請求については、なお従前の例による。

5 第八条の規定の施行前に旧海洋污染防治法第九条の二第四項の規定による確認業務(第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。)に係る処分又はその不作為に関する行政不服審査法による審査請求については、なお従前の例による。

6 第八条の規定の施行前に旧海洋污染防治法第十七条の十五第一項において準用する旧船舶安全法第六条ノ四第一項の規定による検定業務規程その他の規程の認可の申請についても同様とする。

3 第三条の六第二項において準用する新船舶安全法第二十五条の五十一第一項の規定による検定業務規程その他の規程の認可の申請についても同様とする。

2 第八条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(以下この条において「旧海洋污染防治法」という)第九条の二第四項の指定、第十七条の十二第二第一項の認定、第十七条の十五第三項において準用する旧船舶安全法第六条ノ四第一項に規定する指定検定機関がした検定(第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。)に係る再検定及びその取消しの訴えについては、なお従前の例による。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行前にこの法律による改正前のそれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした処分、手続その他行為であつて、この法律による改正後のそれの法律(これに基づく命令を含む。)中相当する規定があるものは、これららの規定によつてした処分、手続その他の行為となみなす。

3 第三項において準用する新船舶安全法第六条ノ四第一項の登録又は新海洋汚染防止法第四十三条の六第一項の登録を受けている者は、第八条の規定の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、それぞれ新海洋汚染防止法第九条の二第四項の登録第十七条の十二第一項の登録、第十七条の十五第一項において準用する新船舶安全法第六条ノ四第一項の登録又は新海洋汚染防止法第四十四条の規定による新船舶安全法第六条ノ四第一項の登録を受けている者は、第八条の規定の施行の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から起算して五年を超過する期間に改める部分並びに「又は海洋施設の設置者」を削る部分及び「又は同法第十八条第二項を削る部分に限る。」及び同法附則第十一条の改正規定(二十年)を「五年以上十年以内において政令で定める期間」に改める部分並びに「又は海洋施設の設置者」を削る部分及び「又は同法第十八条第二項を削る部分に限る。」及び同法附則第十一条の改正規定(二十年)を「五年以上十年以内において政令で定める期間」に改める部分に限る。」は、政令で定める。

4 第十六条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一五年六月一八日法律第九号) 抄

(施行期日)

第六号 この法律は、平成十六年三月一日から施行する。(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の施行の日から施行する。

第二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め(その他の経過措置の政令への委任)

5 第八条の規定の施行前に旧海洋污染防治法第十七条の十五第一項において準用する旧船舶安全法第六条ノ四第一項の規定による検定業務規程その他の規程の認可の申請については、なお従前の例による。

6 第八条の規定の施行前に旧海洋污染防治法第十七条の十五第一項において準用する旧船舶安全法第六条ノ四第一項の規定による検定業務規程その他の規程の認可の申請については、なお従前の例による。

7 第八条の規定の施行前に旧海洋污染防治法第十七条の十五第一項において準用する旧船舶安全法第六条ノ四第一項に規定する指定検定機関がした検定(第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。)に係る再検定及びその取消しの訴えについては、なお従前の例による。

(処分、手續等の効力に関する経過措置)

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行前にこの法律による改正前のそれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした処分、手續その他行為であつて、この法律による改正後のそれの法律(これに基づく命令を含む。)中相当する規定があるものは、これららの規定によつてした処分、手續その他の行為となみなす。

第十五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二条 国土交通大臣は、施行日前においても、第一項の規定による改正後の海洋汚染等及び海

上災害の防止に関する法律（以下「新海洋汚染等防止法」という。）第十九条の四第一項の原動機について当該原動機からの窒素酸化物の放出量が新海洋汚染等防止法第十九条の三の放出基準に相当する基準（以下「相当放出基準」という。）に適合するものであることについて新海洋汚染等防止法第十九条の四第一項の確認に相当する確認（以下「相当確認」という。）をし、かつ、新海洋汚染等防止法第十九条の五の原動機取扱手引書に相当する図書（以下「相当手引書」という。）の承認を行うことができる。国土交通大臣は、相当確認をし、かつ、相当手引書を承認したときは、当該原動機に係る相当確認を受けた者に対し、新海洋汚染等防止法第十九条の六の国際大気汚染防止原動機証書に相当する証書（以下「相当原動機証書」という。）を交付しなければならない。

3 国土交通大臣が相当確認をし、相当手引書の承認を行い、及び相当原動機証書を交付したときは、当該原動機に係る相当確認、承認された相当手引書及び交付された相当原動機証書は、施行日までの間に国土交通省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、それぞれ国土交通大臣が行った放出量確認、承認した原動機取扱手引書及び交付した国際大気汚染防止原動機証書とみなす。

4 次の各号のいずれかに掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人）独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限り（を除く。）は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

二 相当原動機証書の再交付又は書換えを受け前項の手数料の納付は、収入印紙をもってしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して相当確認及び承認又は再交付若しくは書換えて申請をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

5 二 相当原動機証書の再交付又は書換えを受け前項の手数料の納付は、収入印紙をもってしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して相当確認及び承認又は再交付若しくは書換えて申請をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

6 小型船舶用原動機相当確認等事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

7 機構は、小型船舶用原動機相当確認等事務を行なう場合において、小型船舶用原動機から窒素酸化物の放出量が相当放出基準に適合するかどうかの判定を定める。

8 小型船舶用原動機相当確認等事務の承認又はこれに準ずる業務に関する知識及び経験に関する國土交通省令で定める。

9 國土交通大臣は、小型船舶用原動機相当確認等業務員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは处分若しくは小型船舶用原動機相当確認等事務規程に違反する行為をしたとき、又は、機関が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは小型船舶用原動機相当確認等業務員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、小型船舶用原動機相当確認等業務員の職を解任され、解任の日から四年までの規定による命令により小型船舶用原動機相当確認等事務を行なうことができる。

10 國土交通大臣は、小型船舶用原動機相当確認等業務員の職を解任され、解任の日から四年までの規定による命令により小型船舶用原動機相当確認等業務員となることができない。

11 國土交通大臣は、小型船舶用原動機相当確認等業務員又は新海洋汚染等防止法第十九条の十二第一項の小型船舶用原動機放出量確認等業務員との間で定期的に新海洋汚染等防止法第十九条の十二第一項の小型船舶用原動機放出量確認等業務を行なう事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

12 機構は、自ら小型船舶用原動機相当確認等事務を行なう事務所ごとに、国土交通省令で定めるところにより、相当確認設備を備え、かつ、これを維持しなければならない。

13 機構が小型船舶用原動機相当確認等事務を行なう場合における前条（第五項から第七項までを除く。）の規定の適用については、同条第一項から第四項までの規定中「国土交通大臣」とあるのは「小型船舶検査機構」と、同条第四項中「国に納付」とあるのは「小型船舶検査機構」に納付」とし、この場合における同項の規定により機構に納付された手数料は、機構の収入とする。

14 國土交通大臣は、第三項の規定にかかるらず、機構が天災その他の事由により小型船舶用原動機相当確認等事務の全部又は一部を実施することができる場合は、その小型船舶用原動機相当確認等事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

15 國土交通大臣は、前項の規定により小型船舶用原動機相当確認等事務規程が小型船舶用原動機相当確認等事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その小型船舶用原動機相当確認等事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

16 國土交通大臣が第十四項の規定により小型船舶用原動機相当確認等事務の全部又は一部を自ら行なうこととし、又は同項の規定により自ら行つてある小型船舶用原動機相当確認等事務の全部又は一部を自ら行なうものとする。

17 國土交通大臣は、前項の規定により小型船舶用原動機相当確認等事務規程と、第十五条の三十九及び第二十五条の四十第一項中「又は小型船舶登録法」とあるのは「規程、登録法」と、「登録測度事務規程」とあるのは「登録測度事務規程若しくは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第三条第四項に規定する法律等の一部を改正する法律」と、「規程若しくは小型船舶登録法」とあるのは「規程、登録法」と、「登録測度事務規程」とあるのは「登録測度事務規程若しくは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第三条第四項に規定する法律等の一部を改正する法律」と、第二十五条の三十九及び第二十五条の四十第一項中「又は小型船舶登録法」とあるのは「規程、登録法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律」と、第二十五条の四十五第三号中「に規定する」とあるのは「及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第五条第一項に規定する」とする。

第六条 國土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行なう者の申請により、施行日前において

ら行なう場合における小型船舶用原動機相当確認等事務の引継ぎその他の必要な事項については、國土交通省令で定める。

18 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者を罰するほか、その法人又は人に對して、同一項の罰金刑を科する。

19 第四項の規定により國土交通大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けたことにより、國土交通大臣は、小型船舶用原動機相当確認等事務に係る處分又はその不作為については、國土交通大臣に対し行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

20 第四項の規定により國土交通大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に處する。

も、その者を附則第三条第一項の国土交通省令で定める船舶に設置される原動機に係る相当確認、相当手引書の承認及び相当原動機証書の交付に関する事務（以下「相当確認等事務」という。）を行う者として登録することができる。

前項の規定による登録を受けた者（以下この条において「船級協会」という。）が相当確認を行ったときは、その違反行為をした船級協会の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

相当確認された相当手引書を用い、及び相当原動機証書に相当する書面を交付したときは、当該機証書に相当する書面を交付したときは、当該原動機に係る相当確認、承認された相当手引書を用い、相当手引書の承認を行い、及び相当原動機証書に相当する書面を交付したときは、当該原動機に係る相当確認、承認をしたときは、当該原動機に係る相当確認、承認された相当手引書及び交付された書面は、施行日までの間に国土交通省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、それぞれ国土交通大臣が行った放棄量確認、承認をした原動機取扱手引書及び交付した国際大気汚染防止原動機証書とみなす。

船舶安全法第三章第一節（第二十五条の四十六、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十四並びに第二十五条の五十七及び第二十五条の五十八第二項第二号）（第二十五条の三十三第四項の規定に係る部分に限る。）並びに第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。）の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会並びに相当確認、承認及び交付について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」に掲げる機械器具その他の設備」とあるのは「ガス分析装置」と同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律又はこれらの法律に基づく命令」と読み替えるものとする。

日本の船級協会の役員又は職員が、第二項の相当確認、相当手引書の承認又は書面の交付に関する、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

8 第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした船級協会の役員又は職員は、一百万円以下の罰金に処する。

9 偽りその他不正の行為により船級協会から相当原動機証書に相当する書面の交付を受けた者は、百万円以下の罰金に処する。

10 第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした船級協会（外国にある事務所において業務を行う者を除く。）の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

11 第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

12 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第九項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して、各項の罰金刑を科する。

13 第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項各号の規定による請求を拒んだ者（外国にある事務所において業務を行う者を除く。）は、二十万円以下の過料に処する。

14 船級協会は、施行日において、新海洋汚染等防止法第十九条の十五第一項に規定する登録を受けたものとみなす。

第七条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十三号）第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「平成二十二年新法」という。）第十九条の三から第十九条の九までの規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める

建造に着手された國際航海に從事する船舶に設置された原動機であつて当該各号に定める日前十一年十二月三十一日までの間に建造され又は建造に着手された國際航海に從事する船舶に設

置された原動機であつて同日までに製造されたもののうち、当該原動機からの窒素酸化物の放出量を平成二十二年新法第十九条の三の放出基準に適合させる改造（以下この条において「基準適合改造」という。）を行うことができるものとして国土交通大臣が指定する型式のもの（以下この条において「指定原動機」という。）を除く。）及び指定原動機が設置された船舶の名稱及び設置場所を記載した一覽表（第六項において単に「一覽表」という。）を当該船舶協会の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

15 第三項において準用する船舶安全法第二十五条の三の国土交通省令で定めるものを除く。）の名稱及び設置場所を記載した一覽表（第六項において単に「一覽表」という。）を当該船舶協会の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

16 第三項において準用する船舶安全法第二十五条の三の国土交通省令で定める日以後に国土交通省令で定める日以後に国土交通省令で定める改変を行つたときは、この限りでない。

17 第二前号に掲げる船舶以外の船舶が効力を生じた日（平成十七年五月十九日。附則第十条において「発効日」という。）

二 前号に掲げる船舶以外の船舶 第二議定書

第八条 新海洋汚染等防止法第十九条の二十二第二項の規定は、施行日前に船舶に搭載された燃料油については、適用しない。

第九条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下この条及び次条において「海洋汚染等防止法」という。）第十九条の三十五の三の規定は、この法律の施行の際現に船舶に使用されている材料又は設置されている設備及び平成三十二年一月一日前ににおいて政令で定める日以前に船舶に使用されている政令で定めるオゾン層破壊物質（以下この項において「特定オゾン層破壊物質」という。）を含む材料又は同日以前に船舶に設置されている特定オゾン層破壊物質を含む設備については、適用しない。

二 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第八十六条に定めるもののほか、何人も、海域において、前項の規定により海洋汚染等防止法第十

九条の三十五の三の規定の適用を受けないこととされている材料又は設備に含まれる平成二十年新法第六号の二のオゾン層破壊物質について、前項の規定により海洋汚染等防止法第十

九条の三十五の三の規定の適用を受けないこととされている材料又は設備に含まれる平成二十年新法第六号の二のオゾン層破壊物質について、前項の規定により海洋汚染等防止法第十

九条の三十五の三の規定の適用を受けないこととされ、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して、當該各項の刑を科する。

第十条 海洋汚染等防止法第十九条の三十五の四第二項本文の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前に船舶に引かれ、又は押されて航行する船舶（以下この項において「引かれ船等」という。）に

あつては、船舶所有者。次項及び第五項において同じ。）は、当該船舶に設置している前項に規定する設備（海洋汚染等防止法第十九条の三十五の三の国土交通省令で定めるものを除く。）を当該船舶内（引かれ船等にあつては、当該船舶を管理する船舶所有者の事務所。次項において同じ。）に備え置き、又は掲示しておかなければならぬ。

18 第三項において準用する船舶安全法第二十五条の三の国土交通省令で定めるものとして国土交通大臣が指定期定原動機について基準適合改造を行つたときは、当該原動機について基準適合改造を行つたときは、この限りでない。

19 第三項において準用する船舶安全法第二十五条の三の国土交通省令で定める日以後に国土交通省令で定める改変を行つたときは、この限りでない。

20 第二前号に掲げる船舶以外の船舶 第二議定書

二 前号に掲げる船舶以外の船舶 第二議定書

二 前号に掲げる船舶以外の船舶 第二議定書

二 前号に掲げる船舶以外の船舶 第二議定書

二 前号に掲げる船舶以外の船舶 第二議定書

等の焼却の用に供されるものを用いて行う焼却については、適用しない。

一次号に掲げる船舶以外の船舶 平成十二年一月一日

二 日本国の内水、領海又は排他的經濟水域（排他的經濟水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第一項に規定する排他的經濟水域をいう。）のみを行なう船舶 発効日施行日前に建造され又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）について、施行日以後最初に行われる船舶安全法第五条の規定による定期検査若しくは中間検査（国土交通省令で定めるものに限る。）が開始される日又は第二議定書が効力を生ずる日から起算して三年を経過する日のいずれか早い日までの間は、新海洋汚染等防止法第十九条の七第四項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第一項及び第二項（大気汚染防止検査対象設備に係る海洋汚染等防止証書に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

本文、第十九条の四十一第一項（大気汚染防止検査対象設備に係る部分に限る。）並びに第十九条の四十四第一項及び第二項（大気汚染防止法第十九条の三第一項並びに第二十九条ノ四第一項及び第二項、第十九条の二十六第二項）においては、同条中「初めて」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後最初に行われる船舶安全法第五条の規定による定期検査若しくは中間検査（国土交通省令で定めるものに限る。）が開始される日又は第二議定書が効力を生ずる日から起算して三年を経過する日のいずれか早い日以後初めて」とする。

第十二条 国土交通大臣は、施行日前においても、大気汚染防止検査対象設備（新海洋汚染等防止法第十九条の七第一項及び第二項に規定する原動機を除く。以下この条において同じ。）について、新海洋汚染等防止法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ四第一項の規定による型式承認若しくは検定を行なうことができる。この場合において、同法第六条第三項中「第一条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル」とあり、及び同法第六条ノ四第一項中「船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル」

等の焼却の用に供されるものを用いて行う焼却については、適用しない。

第一次号に掲げる船舶以外の船舶 平成十二年一月一日

二 日本国の内水、領海又は排他的經濟水域（排他的經濟水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第一項に規定する排他的經濟水域をいう。）のみを行なう船舶 発効日施行日前に建造され又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）について、施行日以後最初に行われる船舶安全法第五条の二十四第一項又は第十九条の二十六第二項ニ依る定期検査若しくは中間検査（国土交通省令で定めるものに限る。）が開始される日又は第二議定書が効力を生ずる日から起算して三年を経過する日のいずれか早い日までの間は、新海洋汚染等防止法第十九条の四十一第二項（特別検査ヲ除ク）及第六条ノ検査」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律第一条ノ規定ニ依る改正後ノ海洋汚染等及び海上災害の防止に係る法律第十九条の四十二第三規定スル法定検査及同法第十九条の四十九第一項ニ於テ準用スル第六条第三項ノ検査」と読み替えるものとする。

第十三条 この法律の施行の際現に交付され、又は備え付け若しくは保存している焼却設備検査証、焼却記録簿、海洋汚染防止証書、臨時海洋汚染防止証書、海洋汚染防止検査手帳及び国際海洋汚染等防止法第十九条の二十七第二項において準用する船舶安全法第九条第三項若しくは第四項の規定により交付された合格證明書若しくは付された印押は、施行日において、それぞれ新海洋汚染等防止法の相当する規定により受けた型式承認又は交付された合格證明書若しくは付された証印とみなす。

とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律第一条ノ規定ニ依ル改正後ノ海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第一項又は第十九条の二十六第二項及第二十五条の四十七」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第十二条第二項」と、「第五条ノ規定スル」と、同項中「第二十五条の四十六及第二十五条の四十七」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律第一条ノ規定ニ依る改正後ノ海洋汚染等及び海上災害の防止に係る法律第十九条の四十二第三規定スル法定検査及同法第十九条の四十九第一項ニ於テ準用スル第六条第三項ノ検査」と読み替えるものとする。

2 國土交通大臣の登録を受けた者（以下この条において「登録検定機関」という。）は、施行日前においても、前項の検定を行うことができず、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

3 船舶安全法第九条第三項及び第四項、第十一條、第二十九条ノ三第一項並びに第二十九条ノ四第一項の規定は、第一項の検査又は同項若しくは前項の検定について準用する。

4 船舶安全法第三章第一節（第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。）及び第二十九条ノ五第一項の規定は、第二項の登録、登録検定機関及び登録検定機関が行う検定について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは、「この法律若しくは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律別表第二」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律又はこれらの法律に基づく命令」を用いて準用する。この場合において、同法第二十五条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第四項において準用する同法第二十五条の五十三第二項各号の規定による請求を拒んだ者（外国にある事務所において検定業務を行う者を除く。）は、二十万円以下の過料に処する。

5 第十四条 國土交通大臣は、施行日から機構に新海洋汚染等防止法第十九条の十第一項に規定する小型船舶用原動機放出量確認等事務を行わせようとするときは、施行日前においても、施行日から機構が小型船舶用原動機放出量確認等事務を行う旨及び機構が小型船舶用原動機放出量確認等事務を行う事務所の所在地を官報で公示することができる。

6 第十五条 第四項において準用する船舶安全法第二十五条の五十二の許可を受けないで検定業務の全部を廃止し、又は同項において準用する同法第二十五条の六十の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした登録検定機関（外国にある事務所において検定業務を行う者を除く。）の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

7 第十六条 第四項において準用する船舶安全法第二十五条の五十二の許可を受けないで検定業務の全部を廃止し、又は同項において準用する同法第二十五条の六十の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした登録検定機関（外国にある事務所において検定業務を行う者を除く。）の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

8 第十七条 第四項において準用する船舶安全法第二十五条の五十二の許可を受けないで検定業務の全部を廃止し、又は同項において準用する同法第二十五条の六十の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした登録検定機関（外国にある事務所において検定業務を行う者を除く。）の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

9 第十八条 第四項において準用する船舶安全法第二十五条の五十二の許可を受けないで検定業務の全部を廃止し、又は同項において準用する同法第二十五条の六十の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした登録検定機関（外国にある事務所において検定業務を行う者を除く。）の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各項の罰金刑を科する。

11 第四項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第四項において準用する同法第二十五条の五十三第二項各号の規定による請求を拒んだ者（外国にある事務所において検定業務を行う者を除く。）は、二十万円以下の過料に処する。

12 第五项において準用する船舶安全法第二十五条の五十四中「第二十五条の二十六」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第十二条第四項第一項の規定により受けたものとみなす。

13 第六项において準用する船舶安全法第六条ノ四第一項の規定により受けた型式承認又は第三項において準用する船舶安全法第九条第三項若しくは第四項の規定により交付された合格證明書若しくは付された印押は、施行日において、それぞれ新海洋汚染等防止法の相当する規定により受けた型式承認又は交付された合格證明書若しくは付された印押とみなす。

の要焼却確認廃棄物焼却設備検査証、新海洋汚染等防止法第十九条の三十三第二項又は第三項の要焼却確認廃棄物焼却記録簿、新海洋汚染等防止法第十九条の三十七第一項の海洋汚染等防止証書、新海洋汚染等防止法第十九条の四十一第二項の臨時海洋汚染等防止証書、新海洋汚染等防止法第十九条の四十二の海洋汚染等防止検査手帳及び新海洋汚染等防止法第十九条の四十第三項の国際海洋汚染等防止証書とみなす。（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正に伴う準備行為）

付された証印とみなす。

付された印押とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)
第十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第十九条 附則第二条から第十三条まで、附則第十五条及び前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定めることができる。

附 則 (平成一六年四月二一日法律第三
七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年三月一日(以下「施行日」という)から施行する。

(調整規定)

第九条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十六号)の施行の日が施行日前となる場合における前条の規定については、同条(見出しを含む)中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」とあるのは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」とする。

八号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(廃棄物海洋投入処分の許可及び海洋施設廃棄の許可に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「新法」という)第十条の六第一項、第十八条の二第一項又は第四十三条の二第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)前においても、新法第十条の六、第十八条の二又は第四十三条の二の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

2 環境大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、新法第十条の六から第十三条の人まで(これららの規定を除く)新法第十八条の二第三項又は第四十三条の四において準用する場合を含む)、第十八条の二第一項又は第四十二条の二及び第四十三条の三の規定により、その許可をすることができる。

る。この場合において、これらの規定の例により許可を受けたときは、施行日において新法第十三条の二第一項、第十八条の二第一項又は第四十三条の二第一項の規定により許可を受けたものとみなす。

(新法第十八条の二二第三項又は第四十三条の四において準用する場合を含む)の規定の例により公告があったときは、第一項の許可の申請に係る廃棄物の排出又は海洋施設の廃棄に関し海洋環境の保全の見地からの意見を有する者は、施行日前においても、新法第十条の六第五項(新法第十八条の二二第三項又は第四十三条の四において準用する場合を含む)の規定の例により、環境大臣に意見書を提出することができる。

附 則 (平成一六年五月一九日法律第四
八号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年法律第三十六号の施行の日が前条の規定の適用の日である場合は、(見出しを含む)中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」とあるのは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」とする。

(調整規定)

第九条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十六号)の施行の日が施行日前となる場合における前条の規定については、同条(見出しを含む)中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」とあるのは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」とする。

八号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(一及び二略)

三 附則第四十二条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三百三十号)の公布の日又は公布日のいづれか遅い日

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一
二六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、(見出しを含む)中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」とあるのは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」とする。

附 則 (平成一六年六月二一日法律第三
三〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、(見出しを含む)中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」とあるのは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」とする。

二 略
第一条 第七条、第十条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条まで、第二十八条から第三十六条まで、第三十八条から第七十六条の二まで、第七十九条及び第八十二条の規定 平成十七年四月一日(以下「施行日」という)

(新法第十八条の二二第三項又は第四十三条の四において準用する場合を含む)の規定の例により公告があったときは、第一項の許可の申請に係る廃棄物の排出又は海洋施設の廃棄に関し海洋環境の保全の見地からの意見を有する者は、施行日前においても、新法第十条の六第五項(新法第十八条の二二第三項又は第四十三条の四において準用する場合を含む)の規定の例により、環境大臣に意見書を提出することができる。

附 則 (平成一六年六月二三日法律第一
三五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

(一略)

二 附則第十七条の規定 この法律の公布の日又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三百三十号)の公布の日)のいづれか遅い日

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八
七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月一四日法律第六
八号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十九年四月一日(以下「施行日」という)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(一略)

二 附則第三条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三百三十号)の公布の日又は公布日のいづれか遅い日

附 則 (平成一九年五月三〇日法律第六
二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十九年四月一日(以下「施行日」という)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(一略)

三 附則第九条の規定 公布の日

附 則 (平成一九年五月三〇日法律第六
一〇九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、新信託法の施行の日から施行する。

(一略)

附 則 (平成一九年五月三〇日法律第六
三〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第三十条第十号の改正規定(「油」の下に「有害液体物質」を加える部分に限る)並びに第九条の六及び第十九条の二十六第一項ただし書の改正規定並びに附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

若しくは機械器具の所在する場所に立ち入り、排出油等の防除のために必要な「を検査させる」を「その他の機械器具を検査させる」に改める部分に限る)並びに第57条第十二号の改正規定 平成二十年四月一日

(命令に関する経過措置)
第一条 施行日前に海上保安庁長官がこの法律に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十六号)の施行の日が前条の規定の適用の日である場合は、(見出しを含む)中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」とあるのは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」とする。

附 則 (平成一六年六月二三日法律第一
三五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

(一略)

二 附則第十七条の規定 この法律の公布の日又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三百三十号)の公布の日)のいづれか遅い日

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八
七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月一四日法律第六
八号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十九年四月一日(以下「施行日」という)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(一略)

二 附則第三条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三百三十号)の公布の日又は公布日のいづれか遅い日

附 則 (平成一九年五月三〇日法律第六
二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十九年四月一日(以下「施行日」という)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(一略)

三 附則第九条の規定 公布の日

附 則 (平成一九年五月三〇日法律第六
一〇九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、新信託法の施行の日から施行する。

(一略)

附 則 (平成一九年五月三〇日法律第六
三〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第三十条第十号の改正規定(「油」の下に「有害液体物質」を加える部分に限る)並びに第九条の六及び第十九条の二十六第一項ただし書の改正規定並びに附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に係る経過措置)

第二条 この法律の施行の際に現に特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をしている者は、この法律の施行の日から起算して六ヶ月(当該期間内にこの法律による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「新法」という。)の第一項の許可の申請について不許可の処分があつたときは、当該処分があつた日のまでの間)は、新法第十八条の七及び第十八条の八第一項の規定にかかるらず、引き続き当該の八第一項の規定にかかるらず、引き続き当該海底下廃棄をすることができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2

前項の規定により引き続き特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする場合においては、その者を新法第十八条の八第一項の許可を受けた者とみなして、新法第十八条の十、新法第十八条の十二において読み替えて準用する新法第十條の九並びに新法第四十八条第二項及び第六項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、新法第十八条の十中「次の各号のいずれかに該当する」とあるのは、「海底下廃棄をする海域及び海底下廃棄の方法が、環境省令で定める基準に適合せず、又は當該海底下廃棄をする海域の海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがあると認める」と、新法第十八条の十二において読み替えて準用する新法第十條の九第一項中「環境省令で定めるところにより、当該許可に係る第十八条の八第二項第三号の監視に関する計画(この計画について次条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)」とあるのは、「環境省令で定める基準」と(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十一条第一項の違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、附則の二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則(平成二十三年五月一九日法律第三号)

(施行期日) 下この条及び次条において「施行日」という。は、当該各号に定める日から施行する。

(附則第三条及び第九条の規定) 公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則第七条の規定) 公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

六 附則第五条の規定 平成二十四年三月一日
第一条中海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第八条の次に二条を加える改正規定(第八条の三に係る部分に限る。)、同法第三十三条第二項の改正規定、同法第五十五条第一項第一号の次に一号を加える改正規定及び同法第五十七条第二号の次に三号を加える改正規定(同条第二号の三及び第二号の四に係る部分に限る。)平成二十四年四月一日

一 国土交通大臣の行う相当検査を受けようとする者

二 相当証書の交付を受けようとする者(船級協会が相当検査を行ひ、かつ、船級の登録をした原油の輸送の用に供するタンカーに係る相当証書の交付を受けようとする者に限る。)

三 相当証書の再交付又は書換えを受けようとする者

六 附則第五条の規定 平成二十四年三月一日
第一条中海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第一項の改正規定並びに次条及び附則第七条の規定 施行日

三 第一条中海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第六条第一項及び第七条第一項の改正規定、同法第八条の次に二条を加える改正規定(第八条の三に係る部分に限る。)、同法第三十六条の改正規定(同条の表の上欄中「又は有害液体汚染防止緊急措置手引書」を「若しくは海洋汚染防止緊急措置手引書」に読み替えて准用する新法第十九条第一項の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、同法第十九条の三十六の改正規定(同条の表の上欄中「又は有害液体汚染防止緊急措置手引書」を「若しくは有害液体汚染防止緊急措置手引書又は船舶間貨物油積替作業手引書」に改め、「とく」という。)」の下に「それぞれ」を、「において同じ。」の下に「又は第八条の二第二項」を加える部分に限る。)、同法第五十七条第一項の改正規定(第六号に掲げる部分を除く。)、同法第五十八条第二号の改正規定(第六号に掲げる部分を除く。)、同法第五十九条第二号の改正規定(第六号に掲げる部分を除く。)、同法第五十九条第三十七第一項の改正規定(第七条の二第二項)の下に「若しくは第八条の二第二項」の下に「若しくは第八条の二第二項」を加える部分に限る。)、同法第五十九条第三十七第一項の改正規定(第七条の二第二項)の下に「若しくは第八条の二第二項」を加える部分に限る。)、同法第五十九条第三十七第一項の改正規定(第七条の二第二項)の下に「若しくは第八条の二第二項」を加える部分に限る。)、同法第五十九条第三十七第一項の改正規定(第七条の二第二項)の下に「若しくは第八条の二第二項」を加える部分に限る。)、同法第五十九条第三十七第一項の改正規定(第七条の二第二項)の下に「若しくは第八条の二第二項」を加える部分に限る。)、同法第五十九条第三十七第一項の改正規定(第七条の二第二項)の下に「若しくは第八条の二第二項」を加える部分に限る。)、同法第五十九条第三十七第一項の改正規定(第七条の二第二項)の下に「若しくは第八条の二第二項」を加える部分に限る。)、同法第五十九条第三十七第一項の改正規定(第七条の二第二項)の下に「若しくは第八条の二第二項」を加える部分に限る。)、同法第五十九条第三十七第一項の改正規定(第七条の二第二項)の下に「若しくは第八条の二第二項」を加える部分に限る。)

三 第一条中海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第六条第一項及び第七条第一項の改正規定、同法第八条の次に二条を加える改正規定(第八条の三に係る部分に限る。)、同法第三十六条の改正規定(同条の表の上欄中「又は有害液体汚染防止緊急措置手引書」を「若しくは海洋汚染防止緊急措置手引書」に読み替えて准用する新法第十九条第一項の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、同法第十九条の三十六の改正規定(同条の表の上欄中「又は有害液体汚染防止緊急措置手引書」を「若しくは有害液体汚染防止緊急措置手引書又は船舶間貨物油積替作業手引書」に改め、「とく」という。)」の下に「それぞれ」を、「において同じ。」の下に「又は第八条の二第二項」を加える部分に限る。)、同法第五十七条第一項の改正規定(第六号に掲げる部分を除く。)、同法第五十八条第二号の改正規定(第六号に掲げる部分を除く。)、同法第五十九条第三十七第一項の改正規定(第七条の二第二項)の下に「若しくは第八条の二第二項」を加える部分に限る。)、同法第五十九条第三十七第一項の改正規定(第七条の二第二項)の下に「若しくは第八条の二第二項」を加える部分に限る。)、同法第五十九条第三十七第一項の改正規定(第七条の二第二項)の下に「若しくは第八条の二第二項」を加える部分に限る。)、同法第五十九条第三十七第一項の改正規定(第七条の二第二項)の下に「若しくは第八条の二第二項」を加える部分に限る。)、同法第五十九条第三十七第一項の改正規定(第七条の二第二項)の下に「若しくは第八条の二第二項」を加える部分に限る。)、同法第五十九条第三十七第一項の改正規定(第七条の二第二項)の下に「若しくは第八条の二第二項」を加える部分に限る。)

六 附則第五条の規定 平成二十四年三月一日
第一条中海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の二十四の二第二項に規定する技術上の基準に相当する基準(第六項において「相当技術基準」という。)に適合すると認められたときは、国土交通大臣は、揮発性物質放出防止措置手引書について相当検査に相当する検査(以下この条において「相当検査」という。)を行うことができる。**五 前項の手数料の納付は、収入印紙をもつてしないなければならない。ただし、行政手続における相当証書の交付を受けようとする者に限る。同年五月一日)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項各号の相当検査、交付又は再交付若しくは書換えに係る申請をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。**
六 船級協会が相当検査を行い、かつ、船級の登録をした原油の輸送の用に供するタンカーは、当該船級を有する間は、国土交通大臣が当該揮発性物質放出防止措置手引書について相当検査を行ひ、相当技術基準に適合すると認められたものとみなす。
七 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十五条の五十五の規定の準用に係る部分を第二十五条の五十九第二項、第二十五条の五十一、第二十五条の五十三、第二十五条の五十六、第二十五条の五十七(第二十五条の三十第四項及び第二十五条の五十一に係る部分に限る。)、第七号(第二十五条の五十五に係る部分に限る。)及び第二十五条の五十五に係る部分に限る。)及び第八号並びに第二項第一号(第二十五条の五十八第一項第一号及び第八号に係る部分に限る。)及び第二号(第二十五条の五十六及び第二十五条の五十七の規定により読み替えて準用する第二十五条の三十第四項及び第二十五条の五十五に係る部分に限る。)に係る部分を除く。)、第二十五条の五十八(第一項第一号及び第八号に係る部分に限る。)及び第二号(第二十五条の五十六及び第二十五条の五十七の規定により読み替えて準用する第二十五条の三十第四項及び第二十五条の五十五に係る部分に限る。)に係る部分を除く。)、第二十五条の五十九から第二十五条の六十一まで及び第二十五条の六十二(第一号から第三号までに係る部分を除く。)の規定は、第一項の規定により船級協会が相当検査を行う場合について準用する。
八 假りその他不正の行為により相当証書の交付を受けた者は、二百萬円以下の罰金に処する。
九 日本の船級協会の役員又は職員が、相当検査に關して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に處す。

- る。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。
- 前項の場合において、犯人が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。
- 第九条の三十六の表の下欄に掲げる設備等の約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。
- 第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした船級協会の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 第七項において準用する船舶安全法第二十五条の六十の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした船舶協会（外国にある事務所において業務を行う者を除く。）の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。
- 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、当該各項の刑を科す。
- 第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第七項において準用する同条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者（外国にある事務所において業務を行う者を除く。）は、二十万円以下の過料に処する。
- 第三条 新法第十九条の四十六第一項の登録を受けようとする者は、附則第一条第二号に定める日前においても、その申請を行うことができない。新法第十九条の四十六第三項において準用する新法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十一第一項の規定による認可の申請についても、同様とする。
- 第四条 新法第八条の二の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるまでの間は、適用しない。当該各号に定める日

- 一 附則第一条第三号に定める日前に建造され又は建造に着手された船舶（次号に掲げる船舶を除く。）同日以後最初に行われる新法第十九条の三十六の表の下欄に掲げる設備等（船舶間貨物油積替作業手引書を除く。）に付いての同条若しくは新法第十九条の三十八の規定による定期検査若しくは中間検査（新法第十九条の四十六第二項の規定によりこれら（船舶間貨物油積替作業手引書を除く。）に付ける検査を行つたものとみなされる同項の検査を含む。）が開始される日又は附則第一条第六号六号に定める日のいずれか早い日、
- 二 外国船舶 附則第一条第六号に定める日（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）
- 第五条 新法第八条の三第一項の規定による通報は、同条の規定の例により、附則第一条第六号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。
- 第六条 第二条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第七条に規定する指定原動機については、同条の規定により指定した型式ごとに国土交通大臣が告示で定める日から起算して一年を経過する日以後最初に行われる当該指定原動機が設置されている船舶の新法第十九条の三十六の表の下欄に掲げる設備等（当該指定原動機を除く。）についての同条の規定による定期検査（新法第十九条の四十六第二項の規定により当該検査を行つたものとみなされる同項の検査を含む。）が開始される日までの間は、新法第十九条の三から第十九条の九までの規定は、適用しない。（処分、手続等の効力に関する経過措置）
- 第七条 この法律の各改正規定の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）に相当する規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為となす。
- 第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）
- 第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要となる経過措

置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二二年五月二八日法律第三七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（附 則（平成二四年九月一二日法律第八九号）抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第九条及び第二十二条の規定一定 公布の日

二 附則第四条及び第十八条の規定 平成二十一年十一月一日

三 附則第八条の規定 平成二十五年七月一日

四 第一条中海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律目次の改正規定（第十九条の二十五）を「第十九条の三十五の三」に、「第十九条の二十六第一項の規定 平成二十六年七月一日」を「第十九条の三十五の四」に改める部分を除く。）、同法第四十一条の二第二号、第六章の二、第四十七条第一項及び第五十四条の四の改正規定、同法第五十八条の二の改正規定（同条第二項第一号の改正規定を除く。）並びに同法第六十二条及び第六十三条の改正規定並びに附則第十条から第十七条までの規定 平成二十五年十月一日

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶があつては、平成二十五年六月三十日以前に建造に着手されたもの）であつて、平成二十七年六月三十日以前に船舶所有者に対しては、施行日から起算して五年を超えない範囲

については、施行日以後最初に行われる第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「新海洋汚染等防止法」という。）第十九条の三十六の規定による定期検査（以下単に「定期検査」という。）若しくは新海洋汚染等防止法第十九条の三十八の規定による中間検査（国土交通省令で定めるものに限る。以下単に「中間検査」という。）又は新海洋汚染等防止法第十九条の四十六第二項の規定によりこれら（船舶間貨物油積替作業手引書を除く。）に付ける定期検査若しくは中間検査を行つたものとみなされる同項の検査（以下「船級協会検査」といふ。）が開始される日までの間は、新海洋汚染等防止法第十九条の四十五第一項及び第十九条の二十八第一項の規定は、適用しない。

二 現存船についての新海洋汚染等防止法第十九条の二十五第一項の規定の適用について

（二）現存船についての新海洋汚染等防止法第十九条の二十八第一項の規定は、適用しない。

内において国土交通省令で定める日)までの間は、新海洋汚染等防止法第十九条の三十三第一項の規定(同項第二号に係る部分を除く。)は、適用しない。

第六条 施行日前に開始された第一条の規定による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「旧海洋汚染等防止法」といいう。)第十九条の三十六後段の検査の結果施行日以後に新海洋汚染等防止法第十九条の三十七第五項の規定による海洋汚染等防止証書の交付を受けることができる新海洋汚染等防止法第九条の三十六に規定する検査対象船舶であつて、新海洋汚染等防止法第十九条の三十七第五項の国土交通省令で定める事由により従前の海洋汚染等防止証書の有効期間が満了するまでの間ににおいて当該検査に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けることができなかつたものに係る従前の海洋汚染等防止証書の有効期間については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例によること。

第七条 新海洋汚染等防止法第四十二条の十三第一項の規定による指定及び新海洋汚染等防止法第四十二条の十七第一項の規定による海上防災業務規程の認可並びにこれらに必要な手続その他の行為は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)前においても、新海洋汚染等防止法第四十二条の十三及び第四十二条の十七の規定の例により行うことができる。

第八条 独立行政法人海上災害防止センター(以下「センター」という。)は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から一月以内に、政府以外の出資者に対し、その持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる。政府以外の出資者は、センターに対し、前項の規定による催告を受けた日から起算して一月を経過する日までの間に限り、その持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる。

センターは、前項の請求があつたときは、旧海洋汚染等防止法第四十二条の十八第一項の規定にかかるわらず、当該請求をした者に対し、当該請求に係る持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。

4 前項の規定による払戻しをした場合においては、センターはその払戻しをした金額により資本を減少するものとし、旧海洋汚染等防止法規定(同項第二号に係る部分に限る。)は、適用しない。

第六条 監督対象外国船舶である現存船については、新海洋汚染等防止法第十九条の三十三第一項の規定(同項第二号に係る部分を除く。)は、適用しない。

第六条 施行日前に開始された第一条の規定による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「旧海洋汚染等防止法」といいう。)第十九条の三十六後段の検査の結果施行日以後に新海洋汚染等防止法第十九条の三十七第五項の規定による海洋汚染等防止証書の交付を受けることができる新海洋汚染等防止法第九条の三十六に規定する検査対象船舶であつて、新海洋汚染等防止法第十九条の三十七第五項の国土交通省令で定める事由により従前の海洋汚染等防止証書の有効期間が満了するまでの間ににおいて当該検査に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けることができなかつたものに係る従前の海洋汚染等防止証書の有効期間については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例によること。

第七条 新海洋汚染等防止法第四十二条の十三第一項の規定による指定及び新海洋汚染等防止法第四十二条の十七第一項の規定による海上防災業務規程の認可並びにこれらに必要な手続その他の行為は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)前においても、新海洋汚染等防止法第四十二条の十三及び第四十二条の十七の規定の例により行うことができる。

第八条 独立行政法人海上災害防止センター(以下「センター」という。)は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から一月以内に、政府以外の出資者に対し、その持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる。政府以外の出資者は、センターに対し、前項の規定による催告を受けた日から起算して一月を経過する日までの間に限り、その持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる。

センターは、前項の請求があつたときは、旧海洋汚染等防止法第四十二条の十八第一項の規定にかかるわらず、当該請求をした者に対し、当該請求に係る持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。

4 前項の規定による払戻しをした場合においては、センターはその払戻しをした金額により資本を減少するものとし、旧海洋汚染等防止法規定(同項第二号に係る部分を除く。)は、適用しない。

第六条 監督対象外国船舶である現存船については、新海洋汚染等防止法第十九条の三十三第一項の規定(同項第二号に係る部分を除く。)は、適用しない。

第六条 施行日前に開始された第一条の規定による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「旧海洋汚染等防止法」といいう。)第十九条の三十六後段の検査の結果施行日以後に新海洋汚染等防止法第十九条の三十七第五項の規定による海洋汚染等防止証書の交付を受けることができる新海洋汚染等防止法第九条の三十六に規定する検査対象船舶であつて、新海洋汚染等防止法第十九条の三十七第五項の国土交通省令で定める事由により従前の海洋汚染等防止証書の有効期間が満了するまでの間ににおいて当該検査に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けることができなかつたものに係る従前の海洋汚染等防止証書の有効期間については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例によること。

第七条 新海洋汚染等防止法第四十二条の十三第一項の規定による指定及び新海洋汚染等防止法第四十二条の十七第一項の規定による海上防災業務規程の認可並びにこれらに必要な手続その他の行為は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)前においても、新海洋汚染等防止法第四十二条の十三及び第四十二条の十七の規定の例により行うことができる。

第八条 独立行政法人海上災害防止センター(以下「センター」という。)は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から一月以内に、政府以外の出資者に対し、その持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる。政府以外の出資者は、センターに対し、前項の規定による催告を受けた日から起算して一月を経過する日までの間に限り、その持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる。

センターは、前項の請求があつたときは、旧海洋汚染等防止法第四十二条の十八第一項の規定にかかるわらず、当該請求をした者に対し、当該請求に係る持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。

4 前項の規定による払戻しをした場合においては、センターはその払戻しをした金額により資本を減少するものとし、旧海洋汚染等防止法規定(同項第二号に係る部分を除く。)は、適用しない。

第六条 監督対象外国船舶である現存船については、新海洋汚染等防止法第十九条の三十三第一項の規定(同項第二号に係る部分を除く。)は、適用しない。

第六条 施行日前に開始された第一条の規定による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「旧海洋汚染等防止法」といいう。)第十九条の三十六後段の検査の結果施行日以後に新海洋汚染等防止法第十九条の三十七第五項の規定による海洋汚染等防止証書の交付を受けることができる新海洋汚染等防止法第九条の三十六に規定する検査対象船舶であつて、新海洋汚染等防止法第十九条の三十七第五項の国土交通省令で定める事由により従前の海洋汚染等防止証書の有効期間が満了するまでの間ににおいて当該検査に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けることができなかつたものに係る従前の海洋汚染等防止証書の有効期間については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例によること。

第七条 新海洋汚染等防止法第四十二条の十三第一項の規定による指定及び新海洋汚染等防止法第四十二条の十七第一項の規定による海上防災業務規程の認可並びにこれらに必要な手続その他の行為は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)前においても、新海洋汚染等防止法第四十二条の十三及び第四十二条の十七の規定の例により行うことができる。

第八条 独立行政法人海上災害防止センター(以下「センター」という。)は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から一月以内に、政府以外の出資者に対し、その持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる。政府以外の出資者は、センターに対し、前項の規定による催告を受けた日から起算して一月を経過する日までの間に限り、その持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる。

センターは、前項の請求があつたときは、旧海洋汚染等防止法第四十二条の十八第一項の規定にかかるわらず、当該請求をした者に対し、当該請求に係る持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。

4 前項の規定により指定海上防災機関がセンターの権利及び義務を承継したときは、政府以外の者から旧海洋汚染等防止法第四十二条の二十八の基金に充てるために出資され、又は同条の基金に出えんされた金額に相当する金額は、新海洋汚染等防止法第四十二条の二十二に規定するその他の業務に係る勘定に属する出えん金として整理するものとす。

第四条 第二項の規定により指定海上防災機関がセンターの権利及び義務を承継したときは、政府以外の者から旧海洋汚染等防止法第四十二条の二十八の基金に充てるために出資され、又は同条の基金に出えんされた金額に相当する金額は、新海洋汚染等防止法第四十二条の二十二に規定するその他の業務に係る勘定に属する出えん金として整理するものとす。

第十一条 第二項第一項の規定により指定海上防災機関が権利の承継をする場合における当該承継に伴う登記については、一部施行日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

同法第二条第一項に規定する独立行政法人等とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十一条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における一部施行日後にして行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第二十二条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成二五年六月一二日法律第三十九号) 抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六十九号) 抄

（施行期日） 第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。（この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることと））

さられる場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるものの訴えの提起には、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月一八日法律第七三号) 抄

（施行期日） 第一条 この法律は、二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約（次条第一項において「船舶バラスト水規制管理制度条約」という。）が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一八日法律第七七号) 抄

（施行期日） 第一条 この法律は、特定水バラスト交換排出以外の有害水バラスト交換排出を行わない現存船についての新法第十九条の四十一

条の三十六（有害水バラスト処理設備に係る部

分に限る。）の規定の適用については、同条中

「初めて」とあるのは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十三号）附則第二条第

一项の政令で定める日以後初めて」とする。

二 附則第三条から第七条までの規定 この法

律の施行の日（以下「施行日」という。）前

の政令で定める日

（経過措置）

第一条 船舶バラスト水規制管理条約第十八条

の規定により船舶バラスト水規制管理条約が効

力を生ずる日前に建造され又は建造に着手され

た船舶（湖沼等（湖、沼又は河川の区域（港則

法（昭和二十三年法律第百七十四号）に基づく

港の区域を除く。）をいう。以下この項において同じ。）において航行の用に供する船舶類を含む。（以下この条において「現存船」という。）

からこの条において「現存船」という。以下この

条において同じ。）のうち、特定水バラスト交

換排出（特定水バラスト交換（水域環境の保全の見地から有害となるおそれが比較的少ない水バラストの積み込みが可能なものとして政令で定める水域において、当該船舶（湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。以下同じ。）に積まれている水バラストを流し、又は落とし、代わりに当該水域の水を水バラストとして積み込むことをいう。以下この項において同じ。）を行うための有害水バラスト排出及び当該特定水バラスト交換を行った後新たに水バラストを積み込むことなく行う有害水バラスト排出であつて、水域環境の保全の見地から有害となるおそれが比較的小なものとして政令で定める要件に該当するものをいう。以下この条において同じ。）については、公布の日から起算して十年を超えない範囲内において政令で定めたる日までの間は、この法律による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「新法」という。）第十七条第一項本文（新法第十七条の六において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

現存船については、特定水バラスト交換排出以外の有害水バラスト排出を行わない場合に限り、前項に規定する政令で定める日までの間は、新法第十七条の二（新法第十七条の六において準用する場合を含む。）、第十九条の四十一（次条第一項において「船舶バラスト水規制管理制度条約」という。）が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第八条の規定 公布の日

二 附則第三条から第七条までの規定 この法

律の施行の日（以下「施行日」という。）前

の政令で定める日

（経過措置）

第一条 船舶バラスト水規制管理条約第十八条

の規定により船舶バラスト水規制管理条約が効

力を生ずる日前に建造され又は建造に着手され

た船舶（湖沼等（湖、沼又は河川の区域（港則

法（昭和二十三年法律第百七十四号）に基づく

港の区域を除く。）をいう。以下この項において同じ。）において航行の用に供する船舶類を含む。（以下この条において「現存船」という。）

この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。（この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることと））

号の確認に相当する確認（以下「相当確認」という。）又は新法第十七条の七第一項に規定する有害水バラスト処理設備製造者等の申請に係る有害水バラスト処理設備の型式についての同項の規定による指定に相当する指定（以下この項において「相当指定」という。）を行うことによる。

（相当確認又は相当指定をしようとするときの例による）

3 国土交通大臣は、有害水バラスト処理設備のうち、薬剤の使用その他環境省令で定める方法により有害水バラストの処理を行うものについて相応確認又は相当指定をしようとするとき相当確認又は相当指定をしようとするときの例において「相当指定」という。）を行うことによる。

4 第一項の規定による相当指定の申請をした者は、取消しの日までに製造された有害水バラスト処理設備について取消しの効力を及ぶ範囲を限定することができる。

5 第一項の規定による相当指定の申請をした者は、施行日前においても、その申請に係る型式相当指定有害水バラスト処理設備につき、国土交通省令で定めるところにより、新法第十七条の八第一項の有害水バラスト処理設備説明書に相当する書面（以下「相当証明書」という。）を交付することができる。

6 国土交通大臣は、施行日前においても、有害水バラスト処理設備につき相当証明書又はこれと紛らわしい書面を交付してはならない。

7 國土交通大臣が相当確認をし、及び相当指定をし、並びに当該相当指定の申請をした者が相当証明書を交付したときは、当該有害水バラ

スト処理設備に係る相当確認及び相当指定並びに交付された相当証明書は、施行日までの間に国土交通省令で定める事由が生じたときを除き、

施行日以後は、それぞれ国土交通大臣が行つた

新法第十七条の二第二項第一号の確認及び新法第十七条の七第一項の指定並びに新法第十七条の八第一項の規定により当該指定の申請をした

者が交付した有害水バラスト処理設備証明書とみなす。

7 相当確認及び相当指定の申請書の様式その他相当確認及び相当指定に必要な事項並びに相当証明書の様式その他相当証明書に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

8 行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。次条第六項において同じ。(を除く。)は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

9 前項の手数料の納付は、収入印紙をもつてしまなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第二百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して相当確認又は相当指定に係る申請をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

第四条 国土交通大臣又は船級協会(次条第一項の規定による国土交通大臣の登録を受けた者を除く。)は、施行日前においても、現金をもつてすることができる。

第五条 国土交通省令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第二百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して相当確認又は相当指定に係る申請をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

2 二条第一項に規定する手引書に係る新法第十七条の第二項に規定する相当検査を行つて、国土交通大臣が相当検査の結果当該有害水バラスト処理設備及び新法第十七条の三第二項の規定による国土交通大臣の登録を受けた者(以下この条において「有害水バラスト汚染防止措置手引書」という。)について、新法第十九条の三十六又は第十九条の四十六第二項に規定する検査に相当する検査(以下「相当検査」という。)を行うことができる。

3 第七条の三第四項(新法第十七条の六において準用する場合を含む。)において準用する新法第七条の二第二項に規定する技術上の基準に相当する基準(第八項において「相当技術基準」と総称する。)に適合すると認めたときは、国土交通大臣は、有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書に係る新法第十九条の三十七第一項の海洋汚染等防止証書とみなす。

に相当する証書(次項において「相当証書」という。)を交付しなければならない。

3 前項の規定により交付した相当証書は、その交付後施行日までの間に国土交通省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書に係る新法第十九条の三十七第一項の規定により交付した海洋汚染等防止証書とみなす。この場合において、当該相当証書の有効期間の起算日は、前項の規定によりその交付をした日とする。

4 前項の規定により交付した船舶所有者の申請により、施行日以後は、有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書に係る同項の規定により交付した国际海洋汚染等防止証書に相当する証書(次項において「相当証書」という。)を交付することができる。

5 前項の規定により交付した相当証書は、その交付後施行日までの間に国土交通省令で定めて相当確認又は相当指定に係る申請をする場合には、国土交通大臣は、新法第十九条の四十三第一項の規定により交付した国际海洋汚染等防止証書とみなす。この場合において、当該相当証書の有効期間の起算日は、前項の規定によりその交付をした日とする。

6 次に掲げる者(國及び独立行政法人を除く。)は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

一 國土交通大臣の行う相当検査を受けようとする者

二 第二項に規定する相当証書の交付を受けようとする者(船級協会が相当検査を行い、かつ、船級の登録をした船舶に係る相当証書の交付を受けようとする者)

三 第四項に規定する相当証書の交付を受けようとする者

四 第二項に規定する相当証書又は第四項に規定する相当証書の再交付又は書換えを受けようとする者

交通大臣が当該有害水バラスト処理設備及び当該有害水バラスト汚染防止措置手引書について相当検査を行い、相当技術基準に適合すると認めたものとみなす。

第五条 国土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、施行日前においても、その者を相当検査を行う者として登録することができる。

2 船舶安全法(昭和八年法律第二十一条)第二十五条の四十七、第二十五条の四十八(第二項(第二十五条の四十六の規定の準用に係る部分に限る。)に係る部分を除く。)、第二十五条の四十九第二項、第二十五条の五十、第二十五条の五十一、第二十五条の五十三、第二十五条の五十五、第二十五条の五十六、第二十五条の五十七(第二十五条の三十第四項の規定の準用に係る部分を除く。)、第二十五条の五十八(第一項第二号及び第三号(第二十五条の五十二に係る部分に限る。)並びに第二項第二号(第二十五条の五十七の規定により読み替えて準用する第二十五条の三十第四項に係る部分に限る。)に係る部分を除く。)、第二十五条の五十九から第二十五条の六十一まで及び第二十五条の六十二(第三号に係る部分を除く。)の規定は、前項の登録並びに前条第一項の船級協会及び相当止措置手引書に係る新法第十九条の四十三第一項の規定により交付した国际海洋汚染等防止証書とみなす。この場合において、当該相当証書の有効期間の起算日は、前項の規定によりその交付をした日とする。

6 付した者は、百万円以下の罰金に處する。

7 附則第三条第五項の規定に違反して書面を交付した者は、三十万円以下の罰金に處する。

8 前条第二項において準用する船舶安全法第二十五条の六十の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした船級協会(外国にある事務所において業務を行う者を除く。)の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に處する。

9 前条第二項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に處する。

10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第六項、第七項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、当該各項の刑を科する。

11 前条第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をすれば正当な理由がないのに同条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者(外国にある事務所において業務を行う者を除く。)は、二十万円以下の過料に處する。

3 第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に處する。

4 前項の罪を犯したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

5 前条第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止又は五十万円以下の罰金に處する。

6 偽りその他不正の行為により附則第四条第二項に規定する相当証書又は同条第四項に規定する相当証書の交付を受けた者は、二百萬円以下の罰金に處する。

3 第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に處する。

4 前項の罪を犯したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

5 前条第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止又は五十万円以下の罰金に處する。

6 偽りその他不正の行為により附則第四条第二項に規定する相当証書又は同条第四項に規定する相当証書の交付を受けた者は、二百萬円以下の罰金に處する。

7 前条第九項の規定は、前項の手数料の納付について準用する。この場合において、同条第九項中「相当確認又は相当指定」とあるのは、「この法律、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律若しくは海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律別表第二」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは、「この法律、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律若しくは海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十三号)又はこれらの法律に基づく命令」と読み替えるほか、これらの規定に關し必要な技術的読み替えは、政令で定める。

8 新法第十九条の四十六第一項において準用する登録をした船舶は、施行日において、新法第十九条の四十六第一項に規定する登録を受けた者とみなす。

9 日本の船級協会の役員又は職員が、相当検査に關して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

10 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没收する。その全部又は一部を没收することができないときは、その価額を追徴する。

7 第七条 新法第十九条の四十六第一項の登録を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行うことができる。同条第三項において準用する新法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五一第一項の規定による認可の申請についても、同様とする。

<p>(政令への委任)</p> <p>第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。</p>	<p>附 則 (平成二十九年五月三一日法律第四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第四十八条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p>	<p>附 則 (平成二十九年六月二一日法律第四五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第一百三十三条の一、第一百三十三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則 (令和元年五月三一日法律第十六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p>(政令への委任)</p> <p>第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。</p>	<p>附 則 (令和三年五月二一日法律第四三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この法律は、二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約及び二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。</p>	<p>附 則 (令和元年五月三一日法律第十八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この法律は、二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約及び二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。</p>	<p>附 則 (令和三年五月二一日法律第四三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この法律は、二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約及び二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。</p>

<p>(政令への委任)</p> <p>第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。</p>	<p>附 則 (令和六年五月二十四日法律第三八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>	<p>附 則 (令和六年五月二十四日法律第三八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
---	--	--

<p>(政令への委任)</p> <p>第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>別表第一 (第九条の七関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>一 别表第一 (第九条の七関係)</td><td>一 確認業務又は有害液体物質を輸送する船舶の貨物艤装の洗浄に係る状態の確認の業務についての規定にあつては、当該規定の施行前にした行為及び附則第十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</td></tr> </table>	一 别表第一 (第九条の七関係)	一 確認業務又は有害液体物質を輸送する船舶の貨物艤装の洗浄に係る状態の確認の業務についての規定にあつては、当該規定の施行前にした行為及び附則第十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	<p>別表第二 (第十九条の四十六、第十九条の四十九)</p> <table border="1"> <tr> <td>一 别表第二 (第十九条の四十六、第十九条の四十九)</td><td>一 船速計</td></tr> </table>	一 别表第二 (第十九条の四十六、第十九条の四十九)	一 船速計
一 别表第一 (第九条の七関係)	一 確認業務又は有害液体物質を輸送する船舶の貨物艤装の洗浄に係る状態の確認の業務についての規定にあつては、当該規定の施行前にした行為及び附則第十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。					
一 别表第二 (第十九条の四十六、第十九条の四十九)	一 船速計					
<p>(政令への委任)</p> <p>第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。</p>	<p>別表第一 (第十九条の十五関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>一 别表第一 (第十九条の十五関係)</td><td>一 ガス分析装置</td></tr> </table>	一 别表第一 (第十九条の十五関係)	一 ガス分析装置	<p>別表第三 (第四十三条の九関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>一 别表第三 (第四十三条の九関係)</td><td>一 流量計</td></tr> </table>	一 别表第三 (第四十三条の九関係)	一 流量計
一 别表第一 (第十九条の十五関係)	一 ガス分析装置					
一 别表第三 (第四十三条の九関係)	一 流量計					
<p>(政令への委任)</p> <p>第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。</p>	<p>別表第一 (第十九条の三十関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>一 别表第一 (第十九条の三十関係)</td><td>一 温度計</td></tr> </table>	一 别表第一 (第十九条の三十関係)	一 温度計	<p>別表第三 (第四十三条の九関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>一 别表第三 (第四十三条の九関係)</td><td>一 引張強度試験機</td></tr> </table>	一 别表第三 (第四十三条の九関係)	一 引張強度試験機
一 别表第一 (第十九条の三十関係)	一 温度計					
一 别表第三 (第四十三条の九関係)	一 引張強度試験機					
<p>(政令への委任)</p> <p>第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。</p>	<p>別表第一 (第十九条の十五関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>一 别表第一 (第十九条の十五関係)</td><td>一 比重計</td></tr> </table>	一 别表第一 (第十九条の十五関係)	一 比重計	<p>別表第三 (第四十三条の九関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>一 别表第三 (第四十三条の九関係)</td><td>一 分光光度計</td></tr> </table>	一 别表第三 (第四十三条の九関係)	一 分光光度計
一 别表第一 (第十九条の十五関係)	一 比重計					
一 别表第三 (第四十三条の九関係)	一 分光光度計					
<p>(政令への委任)</p> <p>第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>別表第一 (第十九条の三十関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>一 别表第一 (第十九条の三十関係)</td><td>一 絶縁抵抗計</td></tr> </table>	一 别表第一 (第十九条の三十関係)	一 絶縁抵抗計	<p>別表第三 (第四十三条の九関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>一 别表第三 (第四十三条の九関係)</td><td>一 寸法計測機器</td></tr> </table>	一 别表第三 (第四十三条の九関係)	一 寸法計測機器
一 别表第一 (第十九条の三十関係)	一 絶縁抵抗計					
一 别表第三 (第四十三条の九関係)	一 寸法計測機器					

<p>(政令への委任)</p> <p>第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>別表第一 (第十九条の七関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>一 别表第一 (第十九条の七関係)</td> <td>一 確認業務又は有害液体物質を輸送する船舶の貨物艤装の洗浄に係る状態の確認の業務についての規定にあつては、当該規定の施行前にした行為及び附則第十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</td> </tr> </table>	一 别表第一 (第十九条の七関係)	一 確認業務又は有害液体物質を輸送する船舶の貨物艤装の洗浄に係る状態の確認の業務についての規定にあつては、当該規定の施行前にした行為及び附則第十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	<p>別表第二 (第十九条の四十六、第十九条の四十九)</p> <table border="1"> <tr> <td>一 别表第二 (第十九条の四十六、第十九条の四十九)</td> <td>一 船速計</td> </tr> </table>	一 别表第二 (第十九条の四十六、第十九条の四十九)	一 船速計
一 别表第一 (第十九条の七関係)	一 確認業務又は有害液体物質を輸送する船舶の貨物艤装の洗浄に係る状態の確認の業務についての規定にあつては、当該規定の施行前にした行為及び附則第十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。					
一 别表第二 (第十九条の四十六、第十九条の四十九)	一 船速計					